

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

ワークショップ

「国際財務報告基準(IFRS)と企業行動：
IFRS アドプションのインパクト」の様

Discussion Paper No. 2010-J-25

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

ワークショップ
「国際財務報告基準(IFRS)と企業行動：
IFRS アドプションのインパクト」の様

要 旨

日本銀行金融研究所では、会計に関する研究の一環として、2010年7月2日、「国際財務報告基準(IFRS)と企業行動：IFRS アドプションのインパクト」をテーマにワークショップ(座長：徳賀芳弘・京都大学教授)を開催した。

2009年6月、金融庁の企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」が公表され、2012年にわが国におけるIFRSアドプションの是非を決定し、アドプションするとした場合には、2015年または2016年からとするという方向性が示された。こうした状況を踏まえると、(1)今後IFRSをめぐる議論に対してわが国が意見発信する際に留意すべきことは何か、そうした主張をするに当たって会計理論はどのような役割を果たすのか、(2)IFRS導入のための制度対応として何が求められるか、などを考察することは有益であろう。そうした考察を行うに当たっては、IFRSが総体として企業行動にどのような影響を与えるか、あるいはよりマクロ的に、企業の国際競争力にどのような影響を及ぼし得るかなどについても踏まえることが重要であると考えられる。本ワークショップは、こうした問題意識から、IFRSの各基準に共通する特徴や主要な基準によって、財務報告の各利害関係者が直接的にどのような影響を受け、それが中長期的に企業行動やわが国企業の国際競争力等にどのような影響を及ぼし得るかを多角的に議論することを目的に開催された。このような議論を通じ、上記(1)、(2)のような問題を考察する際の示唆を得ることができるのではないかと考えられる。

本稿では、本ワークショップにおける開会挨拶、導入報告、報告、コメント、全体討論および座長総括コメントの概要を紹介する。

キーワード：IFRS、IFRSのアドプションの影響、企業行動、連単分離、原則主義、ストック重視

JEL classification: M41

本稿に示されている意見はすべて発言者ら個人に属し、その所属する組織の公式見解を示すものではない。

目 次

1 . はじめに.....	1
2 . 開会挨拶「会計基準と企業行動：日本の経験」.....	2
3 . 導入報告「国際財務報告基準と日本基準の主な相違点およびそれらが企業 行動等に与える影響に関する議論の整理」.....	4
4 . 報告.....	8
(1) 小山報告.....	8
(2) 橋報告.....	15
(3) 神山報告.....	20
(4) 鷺地報告.....	27
(5) 本澤報告.....	34
5 . コメント.....	39
(1) 河野コメント.....	39
(2) 浅井コメント.....	43
(3) 小松コメント.....	49
(4) 池尾コメント.....	54
6 . 全体討論.....	58
(1) フロー重視とストック重視について.....	59
(2) 会計の機能としての投資意思決定支援と契約履行支援.....	61
(3) 原則主義.....	65
(4) IFRS のポジティブな効果.....	66
(5) IFRS への制度的対応のあり方.....	67
7 . 座長総括コメント.....	68
【開会挨拶】.....	71
【導入ペーパー】.....	75

1. はじめに

日本銀行金融研究所では、会計に関する研究の一環として、2010年7月2日、「国際財務報告基準（IFRS）と企業行動：IFRS アドプションのインパクト」をテーマにワークショップ（座長：徳賀芳弘・京都大学教授）を開催した。

2009年6月、金融庁の企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表され、2012年にわが国におけるIFRSアドプションの是非を決定し、アドプションとした場合には、2015年あるいは2016年からとするという方向性が示された。こうした状況を踏まえると、今後IFRSをめぐる議論に対してわが国が意見発信する際に留意すべきことは何か、そうした主張をするに当たって会計理論はどのような役割を果たすのか、IFRS導入のための制度対応として何が求められるか、などを考察していくことは有益であろう。また、そうした考察を行うに当たっては、IFRSの個々の基準の影響評価もさることながら、IFRSが総体として企業行動にどのような影響を与えるか、あるいはよりマクロ的に、企業の国際競争力にどのような影響を及ぼし得るかなどについても踏まえることが重要であると考えられる。

本ワークショップは、こうした問題意識から、IFRSの各基準に共通する特徴（基準横断的な特徴）や主要な基準によって、財務報告の各利害関係者が直接的にどのような影響を受け、それが中長期的に企業行動やわが国企業の国際競争力等にどのような影響を及ぼし得るかを多角的に議論することを目的として開催された。このような議論を通じて、上記のような問題を考察する際の示唆を得ることができるのではないかと考えられる。また、本ワークショップでは、会計学、会計実務、企業法務、企業分析、経済学を専門領域とする方々の参加を得た。本ワークショップのラウンド・テーブル参加者およびプログラムは、次のとおりである。

<ラウンド・テーブル参加者>（五十音順、肩書きはワークショップ開催時点）

浅井智範 みずほコーポレート銀行 産業調査部事業金融開発チーム次長
池尾和人 慶應義塾大学 経済学部教授
鷲地隆継 住友商事株式会社 フィナンシャル・リソースズグループ長補佐
小山高史 農林中央金庫 国際戦略アドバイザー
神山紀子 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部調査役
河野明史 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 公認会計士
小松岳志 森・濱田松本法律事務所 弁護士

橘 英一 第一生命保険株式会社 収益管理部部長
徳賀芳弘 京都大学 経営管理大学院・経済学研究科教授（座長）
本澤 豊 ソニー株式会社 経理部門連結経理部統括部長

日本銀行 雨宮正佳（理事） 高橋 亘（金融研究所長） 鮎瀬典夫（金融研究所審議役） 米谷達哉（金融研究所参事役） 小高 咲（金融研究所企画役） 古市峰子（金融研究所企画役補佐） 繁本知宏（金融研究所企画役補佐） 吉岡佐和（金融研究所主査） 諸田崇義（金融研究所） 福島 隆（明海大学不動産学部准教授 金融研究所個別事務委嘱）

<プログラム>

開会挨拶「会計基準と企業行動：日本の経験」（高橋）
導入報告「国際財務報告基準と日本基準の主な相違点およびそれらが企業行動等に与える影響に関する議論の整理」（吉岡）
報告（報告順：小山国際戦略アドバイザー、橘部長、神山調査役、鷺地グループ長補佐、本澤統括部長）
コメント（コメント順：河野シニアパートナー、浅井次長、小松弁護士、池尾教授）
全体討論
座長総括コメント（徳賀教授）

以下では、本ワークショップにおける開会挨拶（2節）、導入報告（3節）、報告（4節）、コメント（5節）、全体討論（6節）および座長総括コメント（7節）について、その概要を紹介する（以下、敬称略。文責：金融研究所）。

2．開会挨拶「会計基準と企業行動：日本の経験」

高橋は、開会挨拶として、本ワークショップの目的、問題意識などを述べるとともに、別添「会計基準と企業行動：日本の経験」の内容を次のとおり紹介した。

- 新たな会計基準の設定においては、その基準が企業行動を含めた経済全般に及ぼす影響を与えるのか、現在の経済社会情勢の変化をどの程度踏まえたものであるかといった点がポイントになると考えられる。また、各国に固有の制度、慣習などを考慮していくことが必要となるほか、いったん決まった

基準をその後の環境変化を踏まえて見直すことも必要である。

- わが国においても、1990年代後半、とりわけ金融ビッグバン以降、会計基準の変更が精力的に行われてきた。そのうちのいくつかについて、こうした点がどのように反映されてきたかを簡単に整理すると、次のようなことがいえる。
- 第1に、金融商品の時価会計の導入、とりわけデリバティブのオンバランス化である。その背景には、国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：認識および測定」の影響とあわせて、当時の大手金融機関では、すでにデリバティブがリスク管理のツールとして導入されており、内部管理上は時価で認識することが一般化していたという事情があった。すなわち、デリバティブを取得原価表示することは、当時においても実務上は余分な負担となっており、こうしたこともデリバティブのオンバランス化を促進したのではないかと考えられる。他方、投資勘定の債権などをヘッジするデリバティブについては、繰延ヘッジ会計が導入された。これも、ヘッジの実態を財務会計上反映させるといふ企業ニーズを反映したものと見えようが、全面時価会計を推進する立場からはさらなる検討を要する点でもあった。
- 第2に、これは必ずしも会計基準の変更ではないが、金融部門の不良債権処理におけるディスカウント・キャッシュフロー法（DCF法）の導入である。これによって、主要行の要管理先債権の引当率が相当程度上昇したといわれているが、DCF法導入の背景にも、企業自身を含めた当時の社会的な要請があったのではないかと考えられる。なお、引当は、現在も依然として重要な問題である。このことは、国際会計基準審議会（IASB）が2009年11月に提案した金融資産の償却原価および減損に係る「期待損失アプローチ」をめぐって議論が行われていることにも表れている。
- 第3に、連結会計である。わが国の場合、実質支配力基準という国際的にも比較的厳しい基準がスムーズに導入された。この背景にも、1997年に山一証券の経営が破綻したときに「飛ばし」などが問題になり、その対応が喫緊の社会的要請になったという事情があると考えられる。また、特別目的会社の連結の問題とも絡んで認識の中止要件が問題とされたが、これに関する基準の設定に当たっては、わが国の法律的な側面や社会的な慣習が配慮されたと考えられる。このことは、会計基準については、国際的な共通化という要請と同時に、各国の制度的な事情も考慮される必要があり、実態の判断が各国の法制などに委ねられているのであれば、国際基準であっても、ある程度

は国ごとの相違を考慮に入れた基準の設定、運用ないし解釈がなされるべきであるということを示唆しているのではないか。

- 第4に、政策投資株式の時価評価の問題である。これも、広くいえば各国のビジネス・モデルの相違を基準の設定においても考慮すべきか否かという問題を投げかけたのではないかと考えられる。
- 以上の事例は、会計基準の変更とそれをめぐる企業行動などの経済的な環境の変化、あるいは社会的な要請ということについて、ごく一部をやや乱暴に整理したものにすぎない。しかし、会計基準の設定、変更などにおいては、理論的な整合性と同時に、実践的なニーズや各国の具体的な状況を踏まえることが重要であり、こうした視点から IFRS の問題を検討することは、わが国の立場として重要であろう。

3. 導入報告「国際財務報告基準と日本基準の主な相違点およびそれらが企業行動等に与える影響に関する議論の整理」

吉岡は、次のとおり、導入ペーパーに基づき、IFRS の特徴や現行の日本基準との差異と、国内外で指摘されている IFRS 導入の影響をめぐる議論を整理するとともに、IFRS 導入が企業を中心とする財務報告の各利害関係者に与える影響について議論するうえでの留意点を指摘した。

IFRS の特徴と現行の日本基準との差異

- まず、IFRS の基準横断的な特徴として、原則主義、ストック重視、詳細な注記、見積もり要素の多さが挙げられる。
- また、IFRS の主要な基準（あるいは現在進行中のプロジェクト）と現行の日本基準との相違点を整理すると、まず、財務諸表の表示プロジェクトについては、日本基準では表示区分が B/S、P/L、キャッシュ・フロー計算書の間で一致していないのに対し、IFRS は、セクションとカテゴリーの表示と順序を計算書間で統一することを奨励する。損益計算書については、日本基準では損益が段階別に表示されるのに対し、IFRS は、各カテゴリーの収益・費用項目を機能別、性質別に分解するとしている。包括利益とその他包括利益（OCI）については、日本基準と IFRS とのコンバージェンスの結果、わが国でも、連結財務諸表については2011年3月期より表示されることとなった。キャッシュ・フロー計算書について、日本基準が間接法の適用も認めて

いるのに対し、IFRS は直接法のみを認めている。

- 金融商品に係る現行基準の置換えプロジェクトをみると、金融資産の分類と測定について、日本基準が、有価証券を保有目的に応じて区分し、それぞれについて測定方法を定めているのに対し、IFRS は、一定の要件を充足する負債性商品は償却原価で測定し、それ以外は公正価値で測定することとしている。また、公正価値の変動額について、IFRS は、一定の要件を満たす持分投資に限って OCI での認識を認めているが、こうした持分投資の売却益を OCI から当期利益に振り替えることは認めていない。さらに、公正価値オプションについて、日本基準には規定がないのに対し、IFRS は一定の要件を満たす金融商品への適用を認めている。金融資産の減損については、日本基準が、減損発生 of 客観的な証拠がある場合に減損損失を認識することとしているのに対し、IFRS は、期待信用損失を当初認識時に見積もり、実効金利法を用いて毎期規則的に引き当てていく「期待損失モデル」の採用を提案している。ヘッジ会計については、日本基準では繰延ヘッジが原則とされているが、IFRS でも、すべてのヘッジ会計に繰延ヘッジを適用することが暫定合意されている。
- 連結プロジェクトをみると、日本基準が、法的な観点にも着目して支配の有無を判断し、連結の範囲を決定しているのに対し、IFRS は、「報告事業体が、自己のリターンを生成するために他の事業体の活動を左右する力」という支配の定義に照らして実質的に支配の有無を判断し、連結の範囲を決定している。証券化の媒体の連結について、日本基準では、一定の要件を満たす特別目的会社（SPC）は子会社に該当しないと推定されるのに対し、IFRS は、仕組事業体のリターンを左右する活動に係る意思決定の方法などを勘案し、支配の有無を実質的に判断している。
- 金融資産の認識の中止プロジェクトをみると、認識中止要件について、日本基準が契約上の権利の移転などを要件としているのに対し、IFRS は、将来の経済的便益のすべてを獲得する能力と、他者による当該便益の利用を制限する能力の保持をやめた場合に認識を中止している。また、いわゆるレポ取引について、日本基準では、金融資産の認識は中止されないのに対し、IFRS では、原則をそのまま適用すると対象となっている金融資産の認識を中止することとなるが、例外として、認識を中止しない処理が暫定合意されている。
- 有形固定資産をみると、有形固定資産の測定方法について、日本基準は原価

モデルのみを認めているが、IFRS は原価モデルに加えて再評価モデルも認めている。有形固定資産の減価償却について、わが国では税法の影響を強く受けた実務が行われているのに対し、IFRS では、当該資産を構成する重要な部分（コンポーネント）を認識し、各コンポーネントに対して減価償却方法などを適用するというアプローチが採用されている。有形固定資産の減損について、日本基準は、まず減損の兆候の有無を判断し、減損の兆候がある場合には割引前将来キャッシュ・フローを算定して帳簿価額と比較するというステップを踏むが、IFRS はこのステップを踏まずに回収可能価額を算定する。減損の戻入れは、日本基準では認められていないが、IFRS では義務付けられている。

- 無形資産をみると、研究開発費について、日本基準は一括して費用計上することとしているが、IFRS は、開発局面の支出について、一定の要件を満たすことが客観的な証拠によって立証される場合には資産として認識することとしている。また、IFRS は、資産計上された開発費について、原価モデルまたは再評価モデルを用いて測定することとしている。
- 企業結合については、のれんの会計処理を中心に整理する。のれんの算出方法について、日本基準は、取得原価から、被取得企業の識別可能な資産と負債の純額を取得企業持分の割合で按分した額を差し引いて算出することとしており、のれんの測定に少数株主持分を含めない。これに対し、IFRS は、対価の公正価値、非支配持分、従前からの持分の公正価値を合計した額から、被取得企業の識別可能な資産と負債の純額を差し引いて算出することとしており、のれんの測定に非支配持分を含めている。その際、非支配持分の測定方法として、公正価値測定を選択することが可能である。のれんについては、日本基準が、20年以内の期間に亘って定期的に償却することとしているのに対し、IFRS は減損のみを行い、償却は行わないとしている。のれんの減損については、日本基準が、減損の兆候がある場合に検討することとしているのに対し、IFRS は、減損の兆候の有無にかかわらず、少なくとも年に1度は検討することを求めている。
- 収益認識プロジェクトをみると、日本基準では、実現主義の原則に従って収益が認識されており、実務上は出荷基準、引渡基準、検収基準などが適用されている。他方、IFRS では、契約上の資産と負債の変動に基づく収益認識モデルが採用され、企業が履行義務を充足し、顧客に資産を移転したときに当該企業において収益が認識される。収益の総額表示と純額表示について、日本基準には一般的な定めがないのに対し、IFRS は履行義務の内容に応じ

て決定するとしている。すなわち、履行義務の内容が資産の移転ならば総額表示、資産の移転の手配ならば純額表示とする。

- 保険契約プロジェクトと退職給付プロジェクトについては、報告者からより詳細な説明があるため、ここでは説明を省略する。

IFRS 導入が企業行動に及ぼす影響についての議論

- IFRS 導入が企業行動に及ぼす影響についての議論をみると、まず、IFRS 導入のメリットとして、財務報告の比較可能性や国際的信用の向上、グローバル企業における財務諸表作成の効率化、経営効率の向上といった点が挙げられる。他方、デメリットとしては、導入時のコスト負担が挙げられるほか、導入後においては見積もりの増加や開示の拡充によるコストの増加が挙げられる。また、IFRS の導入前後にあっては、翻訳などわが国独自のコストだけではなく、人材の育成や教育にかかるコスト、制度設計のための社会的なコストなどが発生することが挙げられる。
- IFRS 導入が企業行動に及ぼす影響をプロジェクト別にみると、財務諸表の表示では、非経常的とみなされている損益の発生の有無にも留意した経営、ALM 的なバランスシート管理の導入、金融商品に係る現行基準の置換えでは、ALM の考え方やリスク管理手法の再考、株式持合いの解消、リスク管理の高度化、連結および金融資産の認識の中止では、グループ経営戦略への影響、SPC 活用の見直し、企業結合では、M&A 実施の容易化、企業取得後の事業運営・管理の強化、収益認識では、従来の販売手法の変更、顧客との契約内容の見直し、保険契約では、市場金利の変動だけでは説明できないような保険負債の変動への対応、資産運用の見直し、退職給付では、年金資産の運用における株式の比率の低下、給付水準の引下げ、確定拠出年金への移行など制度の見直しといった点が挙げられる。
- 以上を踏まえ、IFRS 導入の影響をまとめると、まず、企業に及ぼすものとして、契約実務の見直し、リスク管理の高度化、投資家向け説明の充実といった行動変化が考えられる。他方、投資家に及ぼす影響としては、投資意思決定の効率化や合理化が促進される可能性、さらには企業価値評価のあり方自体が変化する可能性が考えられる。また、IFRS 導入による投資家行動の変化が、さらなる企業行動の変化を惹起することも考えられる。

IFRS 導入の影響について議論する際の留意点

- 最後に、IFRS 導入の影響について議論する際に留意すべきと考えられる点

を挙げると、第 1 に、IFRS 導入のベネフィットとしてどの次元のものを捉えるのかという点が考えられる。これは、例えば、個別の会計処理の当否の問題として捉えるのか、あるいは、そもそも国際基準を導入すること自体の問題として捉えるのかということである。第 2 に、是正されるべき、あるいは促進されるべき日本独自の企業行動はあるのか、あるとした場合、その改善や促進といった役割を IFRS に期待するのかという点も考えられる。第 3 に、投資家の企業評価のあり方自体が変化する可能性を論じるうえで、投資家の範囲を個別企業の資金調達面から捉えるのか、あるいはわが国資本市場の国際化という視点に力点を置くのかという点も考えられ、これは、そもそも財務報告から投資家に何を読み取ってもらいたいと考えるのかという点にもつながると考えられる。

4. 報告

(1) 小山報告

小山は、IFRS が企業行動に及ぼし得る影響を、ビジネス・モデルへの影響とステークホルダーとの関係に及ぼす影響とに分けて、次のように論じた。

IFRS の基準横断的な特徴の影響

- まず、IFRS の基準横断的な特徴が経営に及ぼす影響であるが、IFRS の最大の特性は、毎期ストックを評価していく、すなわち、毎期、事業を売却するという前提で企業財務を記述する点にあると考えられる。投資家からみれば企業も売買の対象であるという考え方によるものといえよう。こうした視点からは、IFRS が提供する情報は有用性が高いと考えられる。また、非上場株式について、わが国では公正価値測定は難しいということが議論されているが、海外の大手投資銀行からは、公正価値測定ができないのになぜ投資するのかという反応が返ってくる。すなわち、現段階では、わが国と海外では資本市場の機能振りに関する前提条件が異なっているが、IFRS は、そうしたわが国とは異なった前提を踏まえた体系になっていると考えられる。
- 他方、IFRS の情報はスナップショットとしての特性が強いため、長期的な観点から経営を行う企業にとっては有用性に限界があるといえよう。この点は、金融危機から生じた財務報告の論点を検討するために IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) が設置した金融危機諮問グループも指摘している。さらに、現行の日本基準と比べて会社法や税法との調整がより難しくなると

いう点で、経営者にとっては、IFRS の限界をより強く意識せざるを得ない。長期志向の投資家からみても、同様のことがいえよう。こうした限界については、会計基準設定主体、関係当局などがより積極的・明示的に市場に伝えるべきである。

- ただし、経営管理上、IFRS は次のような点で刺激になるといえよう。第 1 に、IFRS によって映し出される自らの経営をみることにより、短期志向の投資家からの評価を点検することができる。第 2 に、逆に、IFRS によっては映し出されない自社の経営の実態や企業価値を確認することにより、自らの目的が何であるかを改めて問い直すことができる。第 3 に、IFRS だけでは投資家あるいは関係者向けの説明として不十分であるため、IFRS では映し出されない企業の実態を市場に伝えていくうえで、市場との対話能力を高める必要があると考えられる。
- 会計基準が変わったからといって現実が変わるわけではない。そうであるならば、会計基準の変更が企業経営を変えるのはおかしい。もっとも、市場が、毎期ストックの変動を可能な限り映し出すという IFRS の基準横断的な特性を重視するようになれば、企業経営としても対応せざるを得ない。IFRS が企業経営を変えるというよりは、市場の要請の変化というプロセスを通じて、企業経営が変わると考えるべきではないか。IFRS が導入されても、市場が引き続き長期的な視野を重視するのであれば、企業経営への影響も少ないということになる。
- 例えば、欧米ではすでに包括利益の表示が行われているが、企業の説明の重点はあくまでも純利益である。企業の IR 関係の報告書などの大半が純利益に焦点を当てて取り上げており、包括利益は表掲示していても文章で言及しているものはほとんどない。欧州証券監督委員会の調査によると、市場の最大の関心は、包括利益ではなく分配可能な利益にあるという結果が出ている。また、一株当たり利益（EPS）の概念も、純利益に依拠しており、市場は OCI や包括利益に無関心であるというのが実情である。わが国においても、投資家などの利害関係者とのコミュニケーションでは、引き続き純利益が中心になるのではないかと考えている。
- ただし、会計項目が従来とは異なる意味を持つということ、市場が的確に理解してくれるかどうか懸念される。もちろん、市場は学習能力があるため、長い目でみれば問題ないとの議論もあろうが、移行過程にあっては、学習不足のために市場が混乱する可能性があり、それが短期で収束するという

保証はない。また、IFRS は固定された目標ではなく、将来も改訂されていくため、移行過程が絶え間なく続く可能性もある。こうしたことを踏まえると、作成者である企業だけではなく、会計基準設定主体、関係当局、監査法人などの関係者が、市場の誤解を最小化するように、適切な情宣・教育を行うことが重要ではないか。この点、会計基準設定主体は、作成者である企業が説明を強化すべきというが、個々の作成者が説明できることには限界があり、市場への働きかけとして十分なものになるとはいえない。すでに一部のマスコミや関係者が誤った解釈を増幅させている。また、こうした誤った解釈に基づく風評形成が行われる可能性もある。例えば、包括利益を用いて企業の単純な順位付けを行うという扇情的な報道が始まるかもしれない。こうした誤解や誤認識の対象となることを企業が避けようとする、それが事実上ビジネス・モデルの変更を引き起こし、本来あるべき市場とは異なる状態になってしまう可能性もあろう。こうした事態を避けるためには、IFRS に対する正確な理解の浸透を図ることが必要であり、基準設定主体などによる迅速かつ踏み込んだ対応が重要となる。

- 次に、IFRS の基準横断的な特徴が会計実務に及ぼす影響として、原則主義に由来する問題が挙げられる。国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC、現在はIFRS 解釈委員会に改称）は、なるべく解釈指針を出さないという方針であり、各国でも、解釈指針やガイダンスの設定を控えることとされている。このため、企業が自ら会計規定やその運用規定を整備し、監査法人の監査を受ける必要がある。このように、理念的には、作成者である企業が会計に関する能力を向上させることがIFRS に基づく会計実務の前提となっているといえよう。
- しかし、企業よりも監査法人のほうが高い会計専門性を備えているため、基準が変更される過程で、監査法人の優位性、あるいは監査法人による解釈の支配力が強まる可能性がある。加えて、国際的に業務を展開する監査法人が各国共通の解釈指針を作成することになれば、これまでIFRIC が作成してきた解釈指針に代わって、監査法人の解釈指針が国際的な細則となる可能性もある。最悪の場合には、作成者である企業や各国の合理的な事情が斟酌されず、一律の（one-size-fits-all）解釈が強引に適用されることも懸念される。したがって、監査法人内部の解釈指針作成プロセスに対してどのように働きかけるべきかが、現実的な課題となり得る。この点に関して、個々の企業が自らの監査法人に働きかけるだけでは十分とはいえず、業界や共通の利害を有する者がまとまって働きかけることが重要になると考えられる。

- 監査人は、経営者判断を基礎とする原則主義のもとで、信頼性の高い会計に貢献するという責務を担うことになるが、今般の金融危機では、監査人の役割が不十分だったのではないかと指摘を当局から受けている。企業としては、監査人との対話をさらに深め、自らが定めた会計規定やその運用規定、さらには実際の運用に関する説明の強化を図っていく必要性が、一段と高まっていると考えられる。

IFRS の個別基準の影響

- 次に、IFRS の個別基準が銀行行動に及ぼす影響について取り上げる。IFRS 第 9 号「金融商品」では、金融資産の分類と測定について、公正価値区分と償却原価区分が併存している。当初、全面公正価値測定が前提とされていたのに比べると、金融市場の実態や金融機関のビジネス・モデルを勘案しているといえる。
- 償却原価区分の要件は 2 つの段階に分かれており、第 1 段階ではビジネス・モデルが要件となっている。これは、伝統的な商業銀行のビジネス・モデル（貸出を主体とし、余資は低リスク資産で運用する）に即したものであり、商業銀行の経営のあり方に大きな影響を与えるものではないと考えられる。もっとも、この要件が具体的にどのように適用されるのかについては、まだ確定していない部分もあるため、それ次第では影響が生じる可能性がある。例えば、「契約上のキャッシュ・フローの回収」の定義が過度に狭義のものになると、現実のポートフォリオ管理が妨げられる恐れがある。契約上のキャッシュ・フローの回収が金融資産の保有目的とされているといい得るかどうかについては、個々の債券について判断するという方法もあるが、実務では、債券をポートフォリオとして管理することが一般的であるため、このようなビジネス・モデルにおいては、ポートフォリオ単位で債券の保有目的を判断し得ることが明確化される必要がある。
- 第 2 段階では、商品性が要件とされており、利息については、「特定期間における元本残高に関する貨幣の時間価値および信用リスクの対価」とされているが、変動金利商品等の中には、この定義に当てはまるかどうかの判断が難しいものもある。この定義があまりに狭いと、多くの変動金利商品が定義を満たさないことになる。IFRS 第 9 号が掲げる事例だけでは不十分であり、変動利付国債のような基本的な金融商品が含まれるように定義されるべきである。
- いわゆる戦略投資株式については、当初認識時の選択により、公正価値の変

動額を純利益ではなく OCI に計上することが認められた。これは、まさに現実のビジネス・モデルに対する配慮である。IASB の Tweedie 議長は、戦略投資株式の扱いについて、わが国における株式の持合いに配慮したものであると明言しており、わが国への配慮が十分になされたといえよう。他方、日本型持合いという否定的な響きがあるが、戦略投資株式一般は、わが国だけではなく他の国々にもあるものであり、今回の基準化により、いわゆる戦略投資株式が国際的にも認知されたともいえる。

- このオプションを選択すると、戦略投資株式の配当は純利益に計上されるが、売却損益は OCI に計上され、純利益への振替（リサイクリング）は認められない。これは、企業会計上の純利益が、税法上の課税所得や会社法における配当可能利益と乖離するということであり、経営としては、利害関係者に対する説明を強化することが求められる。なお、売却損益のリサイクリングが認められないことについて、わが国では、リスクから解放された投資成果についてリサイクリングを行うべきとする観点、あるいはクリーン・サープラスという観点から、否定的な意見が出ているようである。この点については、わが国の企業会計基準委員会（ASBJ）と IASB による今後の意見交換の動向を見守っていきたい。
- 関連して、純利益と OCI の定義や基準をもっと明確にする必要がある。項目単位で純利益に計上しないと判断された多種多様な項目が OCI に含まれていたり、純利益と OCI の両方に、実現損益と未実現損益が混在していたりするためである。このほか、会社法が対処すべき問題かもしれないが、累積 OCI と剰余金の関係も明確にする必要がある。
- IFRS が導入されると、償却原価区分の要件を満たさない債券や、公正価値変動額を OCI に計上するオプションを選択しない持分投資については、公正価値変動額が純利益に反映されることとなる。こうした価値変動額の多くについては、従来も資本に直入するかたちで貸借対照表に表示されていたが、今後は、純利益に計上するかたちで損益計算書に表示されることとなり、売買目的有価証券との違いがなくなる。そうすると、より多くの未実現の評価損益が純利益の中に含まれ得るため、純利益の変動が従来に比べると大きくなる可能性がある。経営としては、こうした点について説明していく必要があるといえよう。なお、欧州には、純利益を、実現項目と未実現項目に区分して表示している国もあると聞いている。
- 投資銀行の場合、各金融資産がバランスシートに計上されている期間が非常

に短いため、どの金融資産であっても、公正価値測定による評価損益が純利益に反映されることに違和感があまりないとも考えられる。他方、商業銀行の場合、売買可能という状態だが、実質的には長期保有している金融資産があるため、これらの評価損益が純利益に反映されることには違和感がある。欧州において IFRS 第 9 号の承認が留保されている背景の 1 つとして、こうした理由も挙げられる。

- 引当と減損については、IASB が従来の「発生損失モデル」に替えて「期待損失モデル」を提案している。これは、規制当局からの強い要望を受けたものであり、非常に限定的ではあるが、リスク管理の考え方と整合的な方向に近付いているという点で歓迎できる。しかし、「期待損失モデル」は、現実のリスク管理の手法とはなお距離があるだけでなく、実際に運用可能なものとするまでにはさまざまな課題がある。
- 例えば、会計処理の複雑性や景気循環増幅性の低減につながるかということ、そうはならない。当初の期待損失は、貸出の全期間に亘って分散されるが、それ以降に認識された期待キャッシュ・フローの変化は、即時に損益計上されるため、むしろ景気循環増幅性を増大させてしまう。このため、銀行業界などは、期待キャッシュ・フローの変化も将来に亘って分散させる案を提示している。
- また、実効金利の計算やキャッシュ・フローの見積もりの過程で、複雑性が増大し、オペレーショナル・リスクが増加する。さらに、多大なデータの蓄積や計算の仕組みの構築が必要となるが、データの蓄積が可能な金融機関は、バーゼル II の内部格付手法採用行(IRB 行)など、ごく一部に限られる。もっとも、これらの金融機関であっても、バーゼル II の内部格付手法では対象期間が 1 年であるのに対し、「期待損失モデル」の対象期間は、貸出の全期間という、より長期に亘るものであるなど、データや手法が一致していないという問題を抱えている。ましてや、IRB 行ではない金融機関や中小金融機関にとっては、さらに負担が大きいのではないかと。銀行業界は、引当と減損のモデルが、貸出や債券に関する実際のポートフォリオ管理やリスク管理を反映したものとなることを強く要望している。例えば、規制当局の強い監督のもとで、リスク管理をしっかりと行っている銀行に対しては、バーゼル II 基準に即した会計が認められてもよいのではないかと考えている。なお、このモデルは、非金融業も適用対象となっているが、非金融業が「期待損失モデル」を適用するのはさらに難しいといえよう。

- 連結と金融資産の認識の中止については、わが国への直接的な影響は小さいが、欧米の証券化市場がより適切なものになり得るため、歓迎している。

制度対応上の課題

- 次に、制度対応上の課題について取り上げる。すでに指摘したとおり、長期的な視野からの経営状況の説明の強化、IFRS 適用のための指針の作成および監査法人とのすり合わせ、税法や会社法との調整などが、制度対応上の課題として挙げられる。このほか、システム対応やIFRS 対応要員の養成が必要になるなど、作成者にとっては多大な資源投入が必要になる。また、税法や会社法が個別財務諸表をベースとしていることから、上場企業の連結財務諸表にIFRS が適用された場合であっても、個別財務諸表については、引き続き日本基準を使わざるを得ないとも考えられる。その場合、作成者に二重の負担が生じることとなる。

市場構造・金融仲介への影響

- 最後に、IFRS 導入が市場構造と銀行システムに及ぼす影響について取り上げたい。IFRS 自体がムービング・ターゲットであり、米国基準とのコンバージェンスも進行中であるため、最終的なかたちは定まっていない。したがって、あくまで現時点で考え得る影響を挙げると、次のようになる。
- 第1に、IFRS が導入された場合、公正価値測定の適用範囲が従来に比べると拡大するため、公正価値測定の手法の開発ないし高度化が進むと考えられる。これにより、時価情報が得られる売買市場の形成が促されるというプラスの効果が期待できる。しかし、他方において、市場の流動性が著しく低下した金融商品について、実務的に適用可能な公正価値測定のガイダンスがまだ存在しないため、今後も公正価値測定が非常に難しい状況が続くと考えられる。
- 第2に、償却原価測定の対象となる金融資産が単純な形態の金融資産に限られるということになると、単純な金融資産に対する需要が増大する反面、複雑な金融資産に対する需要が抑制されるなど、市場の今後の発展に影響を及ぼす可能性がある。
- 第3に、銀行については、対話能力ないし説明能力の高さが競争力の高さにつながる可能性がある。どの程度市場から正確に理解されているかによって、資本調達コストあるいは株価形成が変わるともいえよう。銀行のみならず、長期的な収益獲得能力を強調する企業においては、その説明能力が一段と問

われることになろう。

- 第 4 に、IFRS が導入された場合、最大の便益を享受するのはエクイティの投資家であるため、IFRS は、いわゆるリスク・キャピタルの市場にとってプラスであると考えられる。リスク・キャピタルには、短期志向と長期志向、両方のキャピタルが含まれるが、わが国の市場が欲しているのは長期志向のキャピタルであるため、これをどのように呼び込むかが鍵になるといえよう。他方、グローバルな事業展開を図る金融機関では、IFRS を攻守両面でプラスに活用することができるのではないかと考えている。
- 第 5 に、銀行システムの安定については、純利益の変動が大きくなる中で、その意味を市場が正確に理解できるかどうか鍵になると考えられる。市場が表面的な計数に過剰に反応することがあると、市場が発信源となって銀行システムが不安定化することもあり得る。こうした市場の過剰反応を抑えることができれば、IFRS そのものの意図せざる悪影響を極小化することが可能であろう。実際には、自己資本比率規制のもとで、銀行（国際基準行）のリスク管理態勢は相当に厳格なものとなっている。しかし、銀行がリスクに対して十分な資本を有しており、先行きのストレスに対して備えができている場合でも、IFRS では、収益や純資産価値の振幅が大きくなりすぎてしまう。IFRS のもとで、リスク管理の実情を利用者が理解しやすいようにいかに説明するかが課題といえよう。

（２）橋報告

橋は、IASB において現在進行中の保険契約プロジェクトがわが国の保険業に及ぼし得る影響について、長期性の商品が多く、同プロジェクトの影響がとくに大きいと想定される生命保険を中心に、次のように報告した。

保険の会計基準

- IASB の保険契約プロジェクトは、1997 年に開始した。欧州連合（EU）が 2005 年から IFRS を適用することとなったため、2004 年に保険契約に係る暫定的な基準が設定されたが、本格的な基準の検討は現在も継続している。もっとも、1997 年から検討に携わってきた IASB 理事が 2011 年に任期満了を迎えることもあり、それまでにはプロジェクトを完成させることを目標に、現在、公開草案の公表に向けて尽力しているところである。

- 保険ビジネスの基本的な収支構造は、保険料収入から保険金などの支払額を差し引き、その残額を利益とするという非常にシンプルなものである。事業会社でいえば、売上高が保険料、売上原価が保険金であるといえよう。保険ビジネスの特徴は、売上高が初めに決まり、売上原価が後になって判明するということである。このため、保険会社の会計における課題の1つは、この事後的に決まる売上原価の認識・測定方法にある。それでは、保険料がどのように決まるのかというと、保険金の支払額に伴う将来の不確実性をマージンとして加味したうえで、保険料と保険金の収支が均衡するように決められている。これは、保険料収入の現在価値と保険金の支払額の現在価値は等しく、予定どおりであれば両者の差し引きはゼロになるという、収支相等の原則の考え方に基づくものである。
- これだけをみると、保険会計は非常にシンプルであり、事業会社の単年度の会計においてキャッシュ・フローをみるのと変わりはない。このため、損害保険のような短期の商品や、毎年契約が更新されるような商品であれば、会計処理は比較的シンプルであるが、生命保険のような長期性の商品については、話はそう単純ではない。そこで、責任準備金というものが出てくる。
- すなわち、生命保険の場合、契約期間が経つにつれて死亡率が高まり、保険金の支払いが増えていく。他方、払い込まれる保険料は、通常、契約期間を通じて一定額になるよう設定される。その結果、契約の後期においては、保険金の支払いを保険料収入で賄うことができなくなる。責任準備金は、将来、キャッシュが足りず保険金の支払いを賄えないという事態にならないよう、契約を設定する段階で将来必要なキャッシュの額を計算し、徐々に積み立てるものである。この考え方は将来法といわれている。換言すると、契約時点では、将来の保険金の現在価値と将来の保険料の現在価値は等しくなるが、年数が経つにつれ、将来の保険金の現在価値のほうが大きくなる。これを賄えるように積み立てられるものが、責任準備金である。
- これを収益・費用の観点からみると、次のようになる。保険会社が契約者に提供する保障サービスの対価は、契約期間が経つにつれて右肩上がりに上昇する。本来的には、保険金と保険料の収支は均衡するが、保険料は契約期間を通じて一定額になるように設定されるため、各期に払い込まれる保険料と保障サービスの対価との間に差額が生じる（契約前期には余剰が、契約後期には不足が生じる）。期間損益を正しく把握するためには、この過不足を調整し、保険料を期間対応させる必要があり、その役割を果たしているのが責任準備金であるといえよう。換言すると、責任準備金の基本的な概念は、費

用と収益を対応させていくというものである。

- しかし、IASB の保険契約プロジェクトでは、このような考え方が採られていない。このプロジェクトでは、予定と実績、あるいは収益と費用のマッチングという概念ではなく、保険負債を每期認識するという考え方が採られている。具体的には、将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利によって現在価値に割り引き、マージンを加味するというプロセスを経て、保険負債の現在価値を每期計算することとなる。将来キャッシュ・フロー、市場金利（割引率）、あるいはマージンが変動すると、保険負債の現在価値も変動することとなるが、その変動幅が非常に大きくなる可能性があることが問題である。
- IFRS については、保険負債以外に、契約者配当をどのように会計処理するのか、P/L 上で保険料や保険金をどのように表示するのかといった問題があるが、保険業界としては、保険負債の変動額をすべて損益認識する方向で検討が行われていることをとくに問題視している。保険業界では、そうした変動はビジネスの実態を表すものではないとして、例えば、保険負債の変動額の一部を OCI に計上する方法もあるのではないかと主張してきたが、なかなか受け入れられないのが実情である。

想定される財務諸表への影響

- IFRS が保険会社の財務諸表に及ぼし得る影響について取り上げたい。先述のように、IFRS では、保険負債の現在価値の変動幅が非常に大きくなる可能性がある。わが国の現行の会計処理では、保険金支払いの見積もりが変更されることはない。每期、保険金支払いの見積もりと実績の差額が、リスクから解放された損益として計上される。これに対し、IFRS では、每期、将来キャッシュ・フローの見直しが行われる。死亡率の変動などによって将来キャッシュ・フローの見積もりに変動があると、リスクから解放されていない未実現損益がすべて当期の保険負債の変動として認識され、損益に反映されることとなる。このように、IFRS は、ボラティリティが非常に高い会計基準であるといえよう。
- IFRS では、割引率が変動した場合にも、保険負債の現在価値が大きく変動する可能性がある。退職給付でも同様の事象がみられるが、契約期間が長いほど、割引率の変動による保険負債の変動額は大きくなる。例えば、保険金の支払額を 100 とすると、30 年満期の一時払い養老保険のような契約では、割引率が 1% であると現在価値は 74 である。仮に割引率が 1.5% になると、

現在価値は 64 に減少し、実質的には 14%ほどの差が生じる。第一生命保険の場合、約 30 兆円ある責任準備金のすべてが仮に同じ契約によるものだとすると、14%に当たる約 4 兆円が P/L に計上されることとなり、そうすると、果たして業績とは何を指すのかという事態が生じることが懸念される。

- IFRS 導入によって、負債側で割引率が変動した場合に損益に大きな影響が生じることになると、資産と負債のマッチングが極めて重要になる。保険業界では、ALM の強化に取り組んでいるが、そう簡単にできることではない。というのも、保険業では、保険負債の期間が非常に長く、30 年を超えるものがあるのに対し、これほど期間が長く、保険負債とのマッチングが可能な金融資産は普通はないからである。また、保険負債については、キャッシュ・フローのタイミングをコントロールできないため、いくらデュレーション・コントロールをしてもなかなかタイミングを合わせることができない。このように、完全な ALM が難しく、ミスマッチがどうしても発生してしまうことが、保険業における課題の 1 つである。また、混合属性会計ということで、公正価値で測定され、その変動額が OCI に計上される資産・負債もあれば、取得原価で測定される資産・負債もあるため、なかなか P/L 上できっちりとした ALM を表示することができないという問題もある。
- 現行の保険ビジネスの収支構造、すなわち、責任準備金の調整があるにせよ、毎年の売上高と売上原価との差額として、あるいはキャッシュ・フローの差額として利益を計算するという考え方は、IFRS 導入により、将来キャッシュ・フローの見積もりや割引率の変更に伴う保険負債の現在価値の変動によって損益を計上するという考え方に変わることになる。これは、保険ビジネスにおける認識の対象が、単年度のキャッシュ・フローからストックの価値変動に変わるということ、換言すると、ビジネスが生み出すユニットのキャッシュ・フローから、ビジネスの価値そのものの増減に変わるということではないかと考えられる。工場を例にするならば、その工場が生産すると考えられるキャッシュ・フローではなく、工場の価値自体の増減を捉えようとするのが、IFRS の基本的な考え方であるといえよう。
- IFRS の実務負荷については、保険負債の測定、保険契約の範囲、保険契約の認識といった保険会計独自の問題に加えて、金融商品の測定、日本基準との差異の調整といった問題がある。また、現行の日本基準の中には、非常に合理性の高いものがあるにもかかわらず、わが国固有の取引であるという理由から IFRS に反映されない可能性があり、こうした問題を解決していくことも必要ではないか。例えば、未収配当について、わが国では株式の権利落

ち日に未収配当を計上することができる。つまり、権利落ち日には株式の時価が下がるため、それを公正価値評価すると簿価も下がるが、同時に、未収配当を認識することができる。他方、IFRS では、未収配当を計上することはできないため、株式の簿価だけが下がるという状況になり、業績にも影響が生じるという問題がある。さらに、初度適用も、非常に大きな実務上の負荷が生じる。

関連する IFRS および IFRS 以外の動き

- 以上に加え、保険業に関連する IFRS としては、金融商品、引当金、退職給付債務、収益認識、財務諸表の表示が挙げられる。保険業では、バランスシートの借方はほとんど金融商品であるし、引当金の測定方法は、保険負債と類似点が多い。また、退職給付債務についても、負債の測定方法に関して保険負債と類似しており、退職給付負債の評価額の変動を OCI に計上するという公開草案は、保険負債の今後の議論に影響する可能性がある。さらに、収益認識については、保険契約の収益認識との整合性が論点となるし、財務諸表の表示については、保険負債の表示方法が論点となろう。
- 次に、保険業に関連する IFRS 以外の動きとして、エンベディッド・バリュー（EV）、ソルベンシーII、保険監督者国際機構（IAIS）について説明する。国際的には、こうした IFRS 以外の基準においても、IFRS 同様に「経済価値ベース」や「市場整合的評価」といった考え方が一般的になりつつある。
- EV は、保険契約に内在する将来的な利益を価値として認識したらどの程度になるかを表すものである。この考え方は、英国を中心に広がり、欧州の生保では一般的に開示されている。当初は、企業独自の見積もりによる認識・測定で十分とされていたが、現在では、市場整合的なものとなるよう、実際の市場金利などを用いることが求められている。また、欧州には、保険会社に対して統一的な新しいソルベンシー監督規制を実施しようという動きがあり、これをソルベンシーII と称している。そこでは、経済価値（市場価値）ベースの資産・負債評価が前提とされている。さらに、IAIS は、保険版バーゼル委員会と考えられるが、ここでも保険会社のソルベンシーに関する検討において、資産・負債を経済価値ベースで考えていこうという動きがみられる。
- 以上を踏まえ、IFRS について、保険という観点から今後に向けての論点を提示することとしたい。第1に、現行の保険業法の会計には、契約者保護や分配可能な利益の計算と整合するような、日本独自の制度設計が強くみられ

る。保障性・長期性の商品が中心であることや、有配当契約の比率が高いことが、その表れである。IFRS に移行した場合には、先述のようなボラティリティをどのように回避するのかが、最大の課題といえよう。そのため、例えば、商品の期間を短くする、変額商品のようにリスクを顧客に転嫁するなどの変化がみられるかもしれない。資産についても、どちらかといえば確定利付きの金融資産がポートフォリオの中心になっていくことが想定される。

- 肯定的な効果としては、これまで国内市場を中心としていた産業の国際化がやや強まること、会社法や保険業法で縛られていた会計から投資家向けの会計に変化していくことなどが挙げられる。
- 第 2 に、G20 で合意された統一的な会計基準の設定という方向性が挙げられるが、これを否定することは難しいと考えている。これを前提として、実体経済に与える影響が論点となろうが、IASB は、この点について全く考慮していない。さらに、分配可能な利益（実現可能利益）についての情報の問題もあるが、これについても IASB は扱わないとしているため、わが国としても独自に対処しなければならない。加えて、実務上の問題（実務・監査上のガイダンスなど）についても、十分に整理・検討する必要がある。
- これらの問題の解決方法としては、IASB における議論への参画や働きかけに加えて、IASB を補完すること、すなわち、IASB が対象としない課題をわが国でどのように制度として社会の仕組みの中に取り込んでいくかが重要な課題になると考えられる。その中でも、とくに IFRS が実体経済に与える影響についての調査は非常に重要であろうから、その方法を考えなければならない。また、会計が分配可能額を計算する必要があるとするならば、例えば、連単分離の導入についても検討する必要がある。さらに、国内の実務慣行の蓄積（ガイダンスのようなものをいかに共有化していくか）なども、重要な問題と考えている。

（3）神山報告

神山は、IASB の退職給付プロジェクトの動向に触れたうえで、IFRS 導入の影響（考えられる企業行動）と、これまでに実際にみられたわが国企業の反応について、次のように報告した。

IFRS における退職給付会計見直しに関する動向

- 信託銀行は、企業年金の受託業務を通じて、退職給付会計と密接なつながりを持っている。最近では、IFRS における退職給付会計の見直しについて、顧客に説明する機会が多い。会計と企業行動という点では、2000 年度にわが国に退職給付会計が導入された際に、数多くの企業が年金制度の見直しという行動に出たことが思い出される。今般の IFRS の見直しに関連し、わが国の企業がどのような行動をとるのかについては、現時点では基準の中身が固まっていないため、予測するのは難しい。
- 退職給付会計の見直しについては、本年 4 月 29 日に IASB から公開草案が公表された。ポイントとしては、バランスシートでの即時認識、費用の分解表示、開示項目の整理・拡充が挙げられる（詳細は後述）。本年 9 月までにコメントを募集した後に議論を再開し、2011 年 3 月までの基準化が予定されている。
- 日本基準については、IFRS とのコンバージェンスに向け、2 つのステップに分けて現行基準を見直すこととされており、本年 3 月にステップ 1 の公開草案が ASBJ から公表された。IFRS の見直し項目であるバランスシートでの即時認識は、ステップ 1 に含まれている。ステップ 1 については、本年中に基準を確定して、IFRS よりも早く、2012 年 3 月から適用を開始することが提案されている。他方、費用の表示に関する見直しは、ステップ 2 に先送りされている。ステップ 2 については、IFRS が 2011 年に確定した後に公開草案を公表するとされており、日本基準については、適用も 2 段階に分けて実施されることとなる。
- IFRS の公開草案のポイントを説明する。第 1 に、退職給付債務と年金資産との差額をすべてバランスシートで即時認識することである。現行は、退職給付債務と年金資産との差額のうち、未認識とされた額はその時点ではオフバランスとなり、企業が独自に決めた年数によって徐々に認識していく仕組みになっている。このため、バランスシートだけをみても積立不足の額がわからないという問題がある。公開草案は、バランスシートをみると積立不足の額がわかるという、シンプルでわかりやすい情報を提供するものである。
- 第 2 に、費用の分解表示である。現行は、いくつかの費用項目を加算し、年金資産の期待運用収益との純額である退職給付費用を人件費として当期純利益に計上しているが、公開草案は、費用を勤務費用、純利息費用、再測定という 3 つの要素に分解して表示することを提案している。

- このうち、勤務費用は営業費用であり、人件費として計上される。また、純利息費用は、退職給付債務と年金資産との差額について利息を計算するものである。現在は、退職給付債務に係る費用を利息費用とし、年金資産については、企業が設定した収益率に基づいて期待運用収益を計算しているが、公開草案は、退職給付債務と年金資産との差額をまず計算し、それを債券の市場金利で割り引くことによって利息費用を計算することを提案している。純利息費用は財務費用であり、人件費と分けて計上される。
- 勤務費用と純利息費用が当期純利益に計上されるのに対し、再測定は OCI に計上される。再測定については、年金資産の時価の変動額が占める部分が大きい。公開草案では、再測定は当期純利益に反映させず、リサイクリングも行わないことが提案されている。現在は、年金資産の時価の変動額が、遅延認識ではあるものの当期純利益に反映されているが、公開草案は、当期純利益に反映しないことを提案している。
- 第 3 に、開示項目の整理・拡充である。もともと IFRS では詳細な開示が求められているが、さらにリスクに関連するいろいろな説明を記述するよう求めるものとなっている。
- IFRS の公開草案に基づく会計処理を、東証一部の上場企業の 2008 年度の平均値（単位：億円）を基に作成した数値例を用いて説明する。まず、バランスシートでの即時認識であるが、退職給付負債が 120（退職給付債務 450 - 年金資産 260 - オフバランスの未認識項目 70）という場合、未認識項目 70 が即時認識されることにより、退職給付負債は 120 から 190 に増加する。税効果が適用されると、負債の増加額 70 の 4 割（28）が繰延税金資産として計上されるため、負債の増加に伴う純資産の減少額は 42 となる。すなわち、純資産が 1,540 から 1,498 に減少することとなり、その減少率は約 2.7% である。つまり、IFRS を導入した場合に、上場企業全体でみて純資産が 2.7% ほど変動する可能性があることを示している。
- 次に、費用の表示についてみると、現行は、退職給付費用 28 が人件費として計上されているが、これが 3 つの要素に分解して表示されることとなる（次ページの図参照）。ここで、勤務費用が 18、純利息費用が 3（（退職給付債務 460 - 年金資産 320）×割引率 2%）であるとすると、当期純利益に反映される費用は両者の合計額 21 と現行よりも少なくなり、その結果、現行よりも当期純利益が増えることとなる。他方、当期の再測定の発生額が 58（期末未認識項目残高 70 - （期首未認識項目残高 20 - 期中償却額 8））であるとする

と、税効果を考慮すると 35 が OCI に計上されることとなる。これは、金融危機の影響による年金資産の時価下落が、35 の損失として表面化したと考えられる。再測定以外の OCI が 120 であったことを踏まえると、再測定が OCI 全体に与える影響は大きいといえよう。

< 現行 >

勤務費用 18	退職給付費用 28
利息費用 11	
未認識項目の償却 8	期待運用収益 9

現行の損益計算書

退職給付費用	28
営業利益	136
当期利益	7

(単位：億円)

退職給付費用は営業利益にネット表示

当期発生数理計算上の差異 58 は翌期から遅延認識

即時認識の場合の包括利益計算書

営業費用	
勤務費用	18
財務費用	
純利息費用	3
当期利益	11
OCI	155
再測定を除く OCI	120
再測定	35
包括利益	144

費用は勤務費用、純利息費用、再測定に分解して表示

- 再測定については、年金資産の時価の変動という要素が最も大きいといえるが、そのほかに、退職給付債務の変動という要素もある。保険にも共通することであるが、長期の債務について割引計算を行っているため、割引率が 1% 変動しても、債務は大きく振れることとなる。もっとも、日本の場合、割引率として用いる長期金利が、低い水準で安定しているため、債務の変動が与える影響はあまり大きくないといえる。
- 以上をまとめると、IASB の基準が公開草案どおりに決定された場合、バランスシートでの即時認識により純資産に影響が及ぶことと、費用の分解表示により年金資産の時価変動が当期純利益に計上されず OCI に計上されるという点が財務諸表への影響として挙げられる。

IFRS 公開草案と企業行動

- こうした変更内容を踏まえると、企業行動への影響については、3 つのパターンが考えられる。第 1 に、IFRS による影響はないという考え方である。と

いうのも、会計基準が退職給付制度の実態を変えるわけではないし、年金や退職金の支払いに必要なキャッシュ・フローが変わるわけでもない。また、現行基準のもとでも、注記によって即時認識の影響額を開示しているため、すでに投資家は注記によって判断していると考えられることもできる。もっとも、IFRSのもとで開示の拡充を進める中で、年金資産のポートフォリオを外部に開示することが求められ、投資家への説明がより重視されるようになる結果、企業はより合理的な行動を求められることになる。

- 第2に、純資産の変動リスクを抑制しようとする企業が出てくるのではないかと考えられる。具体的には、年金資産の運用リスクを削減したり、確定拠出年金を導入することにより、変動リスクを排除するといった行動が想定される。
- 第3に、第2の点と相反するかもしれないが、年金資産の時価変動が当期純利益に反映されないため、ある程度のリスクをとって、効率的な資産運用を行うようになるという考え方もできる。現在は、年金資産の時価変動が、遅延認識を通じてではあるが当期純利益に反映されているため、企業は長期的なリターン確保よりも短期的な変動を回避したいという意識が強かった。これが当期純利益に反映されなくなると、やや長期的なリターンを追求しようとする動きが出てくる可能性もあるのではないかと考えられる。また、退職一時金から年金制度に移行することにより、年金資産を積み立てて効率的な運用を行うという考え方もあろう。
- 実際の退職給付制度の運営においては、即時認識による純資産の変動の増加と、費用の分解表示による期間損益のぶれの減少という、2つの要素のバランスをとった対策が必要になると考えられる。純資産の変動については、年金制度の規模が企業の財政状態に照らしてウエイトが大きいと、そのインパクトが大きくなるため、どのようにリスクを抑制するかについての検討が必要になる。他方、費用の分解表示については、期間損益に反映されるコストと、リスク（評価損益）あるいは純資産の変動要素とを分けて考えるようになるのではないかと考えられる。また、コストについては、人件費が適正かどうか、積立水準の引上げなどが必要かどうかといったことを検討する必要がある。このように、IFRSの公開草案は、退職給付に係るリスクとコストを再検討するきっかけとなるのではないかと考えている。
- リスク抑制への対応策を挙げると、負債の縮減として、給付の減額、確定拠出年金への移行、退職金前払い制度の導入などがある。また、再測定（債務

サイド)の変動抑制の観点からは、制度面からの手当てとしてキャッシュ・バランス・プランの導入などがあり、さらに資産運用の観点からは、負債対応投資(LDI)、期待運用収益引下げ(株式比率引下げ)、分散投資などがある。

- 本年4月以降、IFRSの見直しに関連し、年金制度の見直しへの対応策について、三菱UFJ信託銀行の顧客を対象として情報収集を行っている。今のところ150社の情報が集まっており、給付の減額を検討したいと考えている企業が10%、確定拠出年金への移行は12%、運用の見直しは17%であった。対応策を検討している企業が少ないという印象を受けるかもしれないが、リスクを抑制することにより、企業のコスト負担が増加する可能性があることが影響しているのではないかと考えられる。例えば、確定拠出年金の場合、従業員が運用リスクを負担するが、労使交渉が難航すると企業側の拠出金を増加させ安全な運用で目標の給付水準に達するように歩み寄ることが求められる可能性がある。また、確定給付型の年金制度で運用リスクを抑制すると目標リターンも抑制されるため、運用収益の減少分を補うために、掛金をより多く拠出する必要がある。いずれにせよ、ただちに制度を見直すということにはならない可能性が大きいのではないか。
- 日本基準の動向にも触れておきたい。IFRSの公開草案は、再測定についてリサイクリングを行わない(当期純利益に計上しない)としているのに対し、日本基準は、未認識項目についてリサイクリングを行う(遅延認識を行い、当期純利益に計上する)としている。この点については、ステップ2において見直しを行うかどうか検討するとみられるが、そうすると、企業としては、IFRSと日本基準のいずれをみて対応を検討すべきかを判断しなくてはならない。
- 企業の反応については、概して、IFRSがまだ公開草案の段階ということもあって、具体的な制度の見直しに着手した先は少ない。バランスシートでの即時認識については、報道が活発になされていることもあって、概ね認識されている。即時認識の影響額を計算している企業もあるのではないか。また、日本基準でもバランスシートでの即時認識が提案されていることもあり、年金制度のウエイトが大きく、自己資本への影響が大きい企業の中には、運用リスクの一部を見直すことを検討している先もみられる。他方、費用の分解表示については、あまり理解されていない。当方がIFRSの説明をすると、費用の分解表示に対しては、当期純利益のブレが小さくなるという点で肯定的な反応もみられる。ただ、再測定の結果が包括利益に反映されるという点

について、日本基準で包括利益の概念が未導入ということもあり、包括利益が企業評価にどのように織り込まれるかがわからないと評価できないという反応もある。単純に運用リスクを削減するのではなく、包括利益の動向を見極めながら慎重に考えようという企業も、出てきているように思う。

- 個別の企業の反応をみると、これから検討するという企業が多いように思うが、制度の見直しには抵抗がある企業も多く、まずは運用の見直しを行うという反応ではないか。
- 最後に、IFRS 公開草案の影響を計算したケース・スタディを1つだけ紹介したい。費用分解表示の影響について、医薬品業界で試算すると、例えば、退職給付費用について、武田薬品工業が約27億円、アステラス製薬が約78億円と、大きな違いがみられる(下表参照)。IFRS 公開草案で示されている費用の分解表示を適用すると、勤務費用については、武田薬品工業が約45億円、アステラス製薬が約43億円と、同程度になる。また、純利息費用については、武田薬品工業は約2億6,000万円となっている。これは、同社において年金資産の積立てがかなり進んでおり、純利息費用が少ないことによると考えられる。さらに、再測定については、武田薬品工業が約186億円と大きな金額になっている。これは、年金資産の規模が非常に大きく、2009年度の良好な運用収益がプラスに寄与したためであろう。ちなみに、2008年度のデータをみると、武田薬品工業の再測定は257億円ほどあり、これは、金融危機の影響によるものと考えられる。もっとも、武田薬品工業の純資産は2兆円を超えており、比率でみると1%程度である。この例からもわかるように、費用を分解することにより、勤務費用が人件費として適正かどうか、純利息費用から考えて積立水準が適切かどうか、再測定の数値から考えて負担しているリスクが適切かどうかといった合理的な比較が可能になると考えられる。

PL 関連	2009 年度末実績値			影響計算(試算)				(参考)
	退職給付費用	当期純利益	勤務費用	純利息費用	当期純利益への影響額	当期純利益への影響率	再測定(税効果考慮後)	2008 年度再測定(税効果考慮後)
				A	$B = -(+A -) \times 0.6$	B /	C	D
武田薬品工業	2,797	297,744	4,570	267	1,224	0.4%	18,625	25,721
アステラス製薬	7,838	122,257	4,399	744	1,599	1.3%	7,603	12,348
田辺三菱製薬	8,106	30,253	2,393	562	3,090	10.2%	5,699	17,811
エーザイ	7,709	40,338	3,854	1,210	1,587	3.9%	3,330	11,703

(備考)各社の有価証券報告書に基づき算出。税効果を40%として計算。確定拠出年金への掛金は除いている。

(出所)三菱UFJ信託銀行

(4) 驚地報告

驚地は、IFRS アドプションのインパクトとして、とくに非製造業への影響が大きい分野に絞り、財務報告作成プロセスや財務数値への影響、企業行動への影響の観点から説明したいとして、次のように述べた。

財務報告作成プロセスや財務数値への影響が大きいもの

- IFRS アドプションによる財務報告作成プロセスや財務数値への影響が大きいものとして、第1に、収益認識基準が挙げられる。その中でもとくに非製造業への影響が大きいといわれているのが、売上高のグロス・ネット表示の変更である。IFRS では、契約当事者としての売上高と代理人としての売上高を区分して表示することが求められる。そのため、売上高を計上するに当たり、契約当事者としての取引なのか、代理人としての取引なのかを、一定の指標（顧客に商品やサービスを提供することについて最も重要な責任を負っているか、在庫リスクや顧客の信用リスクを負っているか、価格の決定権があるかなど）に基づいて判定する必要がある。そのうえで、取引を契約当事者として行ったとされる場合には、その売上高をグロス（総額）で計上する一方で、代理人として行ったとされる場合には、手数料のみをネット（純額）で計上することとされている。
- こうした基準への変更は、商社、百貨店、小売店、一部のサービス産業、ソフトウェア等の企業に影響があるといわれている。製造業の場合は、通常、顧客に商品などを提供することについて最も重要な責任を負っていると判定することが容易であるのに対して、非製造業の場合は、取引を当事者として行っているのかどうかの判定が微妙なケースが多い。非製造業であっても、自らのリスクで商品を仕入れ、価格を決定し、在庫リスクや信用リスクなどをすべて負う場合には、売上高をグロスで計上できるが、価格はメーカーが決定したり、売れ残った在庫はすべてメーカーが引き取るなどの場合には、実質的には代理人の業務であるとして、売上高をグロス計上できなくなる。その場合、売上高が大きく減少する可能性もある。
- もっとも、ほぼ同じルールが米国基準にあり、米国基準を適用している総合商社大手5社（三菱商事、三井物産、伊藤忠商事、丸紅、住友商事）については、2003年度からこのルールが適用されている。ただ、このルールは一般に周知されていないため、日本基準による売上高も参考表示として開示している。したがって、短信などの売上高のところには日本基準による数字が

表示されている一方で、P/L 上の収益 (revenue) のところには米国基準による数字が表示されているという状態になっている。ちなみに住友商事の場合、2010年3月期の日本基準での売上高は約7兆7,000億円であるのに対して、米国基準での収益は約2兆9,000億円であり、これだけのインパクトがある。これが企業行動にどのように影響するかについては、後述する。

- 収益認識基準に関しては、出荷基準か着荷基準かという問題もあるといわれている。具体的には、IFRSでは所有のリスクと経済的便益（いわゆるリスクと便益）が顧客へ移転した時点で収益の認識が可能とされるため、出荷時点では売上高を計上できない場合があるという問題である。これは非製造業に限った問題ではないが、商社などにとっては影響が大きいといわれている。ただ、これは期間損益のずれの問題にすぎず、毎年繰り返せば大した問題ではないともいえる。また、国内の場合、通常3日以内に着荷するため、期末の3日間の売上高だけを調整するという方法も可能であり、数字上はあまり影響がないであろう。もっとも、契約で厳しい検収条件などがある場合には、十分な確認が必要となる。出荷基準が認められなくなると、むしろ、実務上の業務フローあるいは内部統制の観点から重要な影響があるといわれており、後述のように、この点が企業行動に影響するのではないかと考えている。
- さらに収益認識基準に関しては、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの会計処理による影響が考えられる。これは要するにポイントの会計処理であるが、マイルージなどのポイントを付与した場合に、そのコストを引き当てるのではなく、売上高からグロスの金額を控除するというものである。例えば、ニューヨーク往復100万円の利用をすると2万マイル（4万円相当）が付与され、2万マイルあれば沖縄往復ができるという場合に、これをニューヨーク往復のチケット96万円分と沖縄往復のチケット4万円分をセットで販売したとみなし、顧客がニューヨークを往復した段階では96万円だけ売上計上し、4万円については実際に顧客が沖縄往復したタイミングで売上計上する（その時点まで繰り延べる）という会計処理である。これに対して、現在、多くの日本企業が採用しているとされる、ポイント分を引当金として計上するという処理（ポイント引当金）の場合、追加で必要となるコストだけを引き当てることになるため、上述の例では追加コストとなる機内サービスの分だけしか引き当てないということも極論すれば可能であるといった違いがある。
- 第2に、金融商品会計が挙げられる。その中でも、非製造業にとっては、とくに資本性金融商品（株式）に対する投資（IFRS第9号）の影響が大きい

と考えている。とくに近年の総合商社の場合、さまざまな目的で多種多様な銘柄の株式を多数保有しているため、株式の会計処理が総合商社に与える影響は大きいであろう。

- 具体的には、IFRS 第9号において、株式については常に公正価値で評価し、その評価差額を損益で認識すること（FVTPL: Fair Value Through Profit or Loss）が原則とされている点（非上場株式についても、原則はFVTPLとなる）企業の任意の選択によって、公正価値評価差額をOCIに計上することも可能であり、これは日本の持合い株に配慮した特別措置といわれているものの、いったんこれを選択すると、その株式を売却しても売却損益を当期利益に反映することができないとされている点である。持合い株とはそもそも取引先との関係維持を目的としており、売却を前提としていないことを強調した結果、評価差額のOCI計上が認められた一方で、売却しないのであればP/Lに計上する必要はないであろうということ、売却損益のP/L計上が認められなくなってしまったわけだが、こうした扱いは、後述するように、総合商社のような企業への影響が大きいと考えている。

企業行動への影響

- それでは、これまで述べた項目の企業行動への影響についてみていく。まず、収益認識基準における売上高のグロス・ネット表示については、大手総合商社が米国基準を適用した際には、企業行動への影響はほとんどなかったといえる。その理由の1つとしては、これまでも売上高は重要な業績指標ではなかったことが挙げられよう。以前は売上高競争なるものもあったが、その結果、売上高は取引形態によってまったく意味が異なり、それらを合計した金額にあまり意味がないこと、逆にいえば、売上高の大きい取引だけを集めて売上高を嵩上げしたとしても、それは企業経営にとって何のプラスにもならないということがわかった。そうした経験もあり、実際の経営管理においては、売上総利益、営業利益、基礎収益などを重視している。そのため、売上高の表示に関する米国基準を採用した結果、表示される売上高が減少しても、影響はなかったのであろう。ただ、一時的な混乱を避けるために日本基準の売上高も併記していたということである。
- もっとも、IFRS がすべての非製造業について適用されることになった場合の影響については、検討が必要であろう。そもそも、この売上高のグロス・ネット表示の議論が登場したのは、1990年代後半に米国でITバブルが生じているときであった。IT革命が進行していた当時、インターネット・サイト

などを通じて販売業を行う新興企業が、成長企業として投資家の注目を集めていた。ところが、そのような新興企業の中には、利用者が自社のサイトを經由して販売元から商品を購入したときには、それを自らの売上として計上するといったケースもあり、企業規模の実態以上の売上が計上されているのではないかという懸念が広がった。とくに問題視されたのは、成長産業であることを理由に、純利益の数値が悪くとも、売上規模の成長性が高ければ、その成長性を見込み投資されるという環境のもと、その肝心の売上高の計上基準に大きなばらつきがあるという点であった。すなわち、企業実態とかけ離れた規模での資本調達がなされる危険性が高いということが問題視された。これが問題となり、実体以上に規模を大きくみせることを不可能とするためのルールが必要とされたのである。こうした背景を考えると、売上高のグロス・ネット表示の変更は、ベンチャー企業など将来性をアピールしたい新しいタイプのビジネスに対しては、売上高の実体に対する評価が厳しくなるなどの影響があるかもしれない。その一方で、売上高自体にはそれほどの意味がないということであれば、大した影響はないかもしれない。実際にIFRSを導入してみないとわからないが、私個人としては、このような表示の変更については、あまり気にする必要がないのではないかと考えている。

- 次に、着荷基準、出荷基準については、先述のとおり、期間損益のずれの問題であり、本質的に大きな問題ではないと考えている。ただし、事務処理上、例えば次のような影響があるのではないかと考えている。1つは、現在の日本企業（とくに仲介業者など）の多くが、会計慣行として、ほとんどの売買取引を出荷基準で売上計上し、それを基に税務処理や債権管理を行っているが、IFRSのもとでは、契約管理を徹底し、契約内容ごとに異なる処理をしなければならぬケースが増えることが予想される。もう1つは、税務上は利益を前倒しに計上すべきとの考えが強いため、なぜ出荷時点で利益を認識できないのかという議論になり、税務上の処理と会計上の処理を分けて管理する必要が生じるかもしれない。こうした点からも、わが国の内部統制ルール（J-SOX）との関連は要注意であろう。IFRSを導入している欧州企業にも、J-SOXと類似の内部統制ルールはあるが、監査までは求められていない。一方、監査まで求められる内部統制ルールを有する米国は、まだIFRSを導入していないということで、IFRSと内部統制ルールの組合せは日本で初めて起こる可能性もある。その場合、原則主義といわれているIFRSのもとでは、経営者の判断が極めて重要な意味を持つことから、経営者の判断がどのようなプロセスでなされるかを、J-SOXと関連付けながら、しっかりみていく必要があると考えている。

- カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの会計処理（ポイント会計）については、固定費を変えずにサービスの提供を増やし得る産業（例えば航空会社などの交通機関、ホテルや映画館などの箱もの産業、通信やエンターテインメント配信などのデータ提供産業）への影響が大きいのではないかと考えている。例えば、エンターテインメントのダウンロードなどは、1件ダウンロードされるのも100万件ダウンロードされるのも、著作権の問題を除けばコストは変わらない。そのため、ポイントを多く発行して顧客を取り込んでも、将来の追加コストがかかるわけではない。そうすると、売上高が少ないときは期末に大キャンペーンを行い、ポイントを5倍、10倍と発行し、将来の売上高を前倒しに取り込むことが可能であるが、IFRSは、そうした行為を売上高の先取りとみなして繰り延べることを求めるため、こうした産業への影響は大きいともいえよう。そうすると、過剰なポイント発行にブレーキがかかるかもしれない。他方、小売店への影響については、これまでのポイント引当てを仕入原価ベースで行っていたか、売上高ベースで行っていたかにより異なると考えられ、仕入原価ベースで行っていた場合には、若干の影響があるかもしれない。さらに、個人的には、電子マネーへの影響も考慮する必要があるように思う。財・サービスとの交換が容易なポイントは、いわゆる疑似マネーとも呼ばれており、電子マネーと同様に捉えることもできる。そうだとすれば、IFRSのように、こうしたポイントの売上高を繰り延べることによって潜在的な電子マネーの発行額を把握することが可能となり、統計的には電子マネーに関するより正確なデータを得られる可能性もあろう。
- 続いて、金融商品会計についてみると、企業行動への影響という点では、これが最も大きいのではないかと考えている。IFRSにおいても、企業は任意の選択によって株式の公正価値評価差額をOCIに計上することが可能とされているが、逆にいえば、企業は選択をしなければならない。OCI計上を選択しないとすべてFVTPLとなり、業績へのインパクトは極めて大きくなる。その一方で、OCI計上を選択した株式については売却してもその売却益は当期純利益に反映されないという問題があるため、企業は株式の保有目的をより真剣に吟味しなければならず、保有目的が明確でない株式は保有しないようになることが考えられよう。

IFRSの影響を議論する前に考えなければならないこと

- 以上、個別基準についてみてきたが、これらはごく一部であり、財務報告生成プロセスや財務数値、さらには企業行動に影響を及ぼすと考えられる個別基準は、いくらでもある。ただ、こうした個別基準の影響をみて大変だと騒

ぐこと自体には、あまり意味がないと思っている。むしろ、IFRS の影響を議論する前には、次のような点を考える必要がある。

- まず、IFRS を黒船になぞらえ、徳川 300 年の太平の眠りを覚まされたようないい方をする人もいるが、IFRS によるインパクトではなく、金融市場構造の変化によるインパクトとして捉える必要がある。IFRS がなければ会計基準は変わる必要がなかったのかといえ、そうではないであろう。
- 同時に、なぜ IFRS が必要なのか、IFRS は何を提供しようとしているのかについて考えなければならない。その背後には、レーガン・サッチャー時代以降の金融資本市場構造の大きな変化、コンピュータや通信技術の発達に伴う資本市場のボーダーレス化という企業環境の変化がある。あるいは、理系出身者がウォール・ストリートに流れ込んだことによって金融商品が複雑化し、これに対応するために IASB と FASB が基準開発をしてきたという歴史もある。つまり、IFRS の影響ということではなく、こうした金融資本市場の構造変化、パラダイム・シフトのようなものに対して会計基準はどう対応すべきであるかを考えていかなければならない。
- 連単分離に関する最近の議論の中で、日本的企業経営に対して IFRS はマイナスであるとの見方もみられるが、そうは思わない。そうした主張は、取得原価と実現利益概念に基づいた経理が経営の安定化には必要であるとするものであるが、取得原価と実現利益概念に基づいた経理は、いうまでもなく含み益経営を生む。含み益経営とは、開示していない隠しポケットを持ち、それを臨機応変に小出しで出すことにより経営の安定化を装うということでもある。それをもって終身雇用制の日本的経営の安定というのであれば、それは幻想にすぎないと思う。
- また、例えば、IFRS は M&A 会計であるため長期的視点に立つ経営にはあまり役に立たず、むしろ経営が短期志向となって不安定化するという主張もある。そうした主張も理解できるし、IFRS にそうした面があることもわかるのだが、IFRS 自体は、あくまでも情報の非対称性の解消を目指しているにすぎず、経営そのものの視点を変えようとしているわけではない。情報の非対称性を解消し、すべてをディスクローズすることと、経営が安定しないことは、全く別の話である。企業会計が経営に影響を与えるということは、本来あってはならない。簡単な例を挙げると、体重計で体重を量ったら太っていたという場合、体重計は太ったという事実を表しているだけであり、体重計のせいで太ったわけではない。IFRS が日本的経営を破壊するという議

論は、まさにそういうことであろう。私個人としては、開示の充実と透明性の向上は、経営者に対してより広い選択肢を与えるだけであり、経営者を拘束するものでもなければ、経営を阻害するものでも決してないと考えている。

- ただし、そうはいても、IFRS に問題がないというわけではない。例えば、まず手間（コスト）がかかりすぎる。そのため、コスト・ベネフィットの観点から無意味な開示は簡素化する必要がある。また、IFRS と米国基準に共通する特徴として、見積もりを数値化してオンバランスするものが非常に多い。これは極めて難しい問題であり、なぜ注記では足りず、オンバランスする必要があるのかという疑問もある。
- IFRS は取得原価評価と公正価値評価の混じった混合アプローチとされている。公正価値評価といっても見積もりの要素が多いため、IFRS のもとでは、1つ1つの伝票を緻密に積み上げて計算した数字と、経営者が大まかに見積もった数字が混在し、結果として財務諸表全体が大まかに見積もった数字になり、数値の品質が低下するのではないかという議論もあろう。こうした見積もりを数値化してオンバランス化させる目的は、アナリストや投機的な投資家が数字に対して反応しやすいようにするためのとの見方もあり、それを会計基準が受け入れていることに対しては批判もある。ただ、個人的には、これについても多様な見方が可能と考えており、緻密な数字はよい面もある一方で、いくら1つ1つの数字を緻密に積み上げて計算しても、それが全体の一部しか表していないとすれば、それだけ精緻に計算することにあまり意味がないともいえる。それよりもむしろ見積もりでもよいので、全体像が見える数字を織り込んだほうがよいという考え方もあるわけである。
- 他方、こうした見方をすると、基準が変更されるたびに数字が大きく変わる可能性もある。例えば、昨日までオペレーティング・リースはオフバランスとされていたのが、今日からオンバランスされるとなると、まったく数字が変わってしまう。このようなことが頻繁にあると、経営は非常に難しくなる。逆にいえば、それゆえに遡及修正が必要ということになるのかもしれないが、いずれにしても、会計がこのようなものであるならば、企業経営者はよほどしっかりした視点で自社の持続的な経営のための経営指標を把握しなければならないだろう。会計基準がどうであれ、開示の要請がどうであれ、自社の軸はぶれないという確固たる測定指標を企業経営者が持たないといけないということではないかと考えている。
- 要するに、投資家のニーズに応えること（IFRS の適用）が本来の企業経営

に影響があってはならず、いかなる開示要求に対しても柔軟に対応できる安定的な経営基盤と、そのためのマインドセットの構築こそが重要といえよう。

(5) 本澤報告

本澤は、ソニーにおいて米国基準による決算、開示、投資家対応に従事するとともに、最近では IFRS 導入の可能性に備えた検討を CFO と行っているとしたうえで、ソニーへの IFRS 導入は、先の長いプロジェクトでもあり、それが企業行動にどのような影響を与えるかを現時点で具体的に断定することはできないものの、現状、CFO と共有している主なテーマについて紹介したいとして、ソニーと IFRS、個別論点と企業活動への影響、IFRS と企業経営への影響の観点から、次のように述べた。

ソニーと IFRS

- ソニーでは、日米当局が IFRS 導入に向けて舵を切ったという現実を直視し、そうであるならば、デメリットもメリットに変え、いかに実務的にメリットを取りにいくかというスタンスで、IFRS 導入への対応を検討している。
- まず、ソニーと IFRS との関わりについて概説したい。ソニーの 2010 年 3 月期連結ベースの売上高は約 7 兆円であるが、これを米国基準のマネジメント・アプローチに基づくセグメント別にみると、コンシューマープロダクツ & デバイス (41%)、ネットワークプロダクツ & サービス (21%)、B2B & ディスク製造 (5%)、映画 (10%)、音楽 (7%)、金融 (12%)、その他 (4%) に大別される。このうち、～ がいわゆるエレクトロニクス関連ビジネスであり、これが連結売上高の約 7 割を占めている。このように、ソニーはグループを通じて多角的経営を行っているが、売上高の観点からみれば、エレクトロニクス関連ビジネスがコアとなっている。そのため、IFRS の個別基準の中では、研究開発費、棚卸資産、有形固定資産といった会計項目で大きな影響を受けるであろうと考えている。また、～ の映画分野については、米国基準にはいわゆる映画会計という個別基準があるのに対して、IFRS にはそうした基準がない。そのため、IFRS のもとでは映画にかかる会計処理がどのようになるのかを検討しているところである。さらに、～ の音楽分野については無形資産に関する会計が、～ の保険・金融分野については保険契約等に関する会計が、それぞれ関連する。ソニーとしては、こうした多様な会計項目への影響について検討し、それらに対応していくことを第 1

のチャレンジとしている。

- 次に、ソニーの同時期における連結ベースの総資産は約 12 兆円であり、このうちの約半分（約 6 兆円）を金融分野が占めている。また、負債側をみると、約 6 兆円の金融分野のうちの約 4 兆円が保険債務であることからみても、金融商品や保険負債といった会計項目への影響が大きく、今後の議論の動向を注視している。
- さらに、同時期における連結ベースの地域別売上高をみると、日本は約 29% であり、海外売上比率が約 7 割に及んでいる。また、長期性資産の半分以上が海外にあることから、外貨に関する会計の影響が大きいと考えられる。この点、米国基準と IFRS の外貨換算会計は、同じようにみえて異なる部分があり、とくに機能通貨については両基準間で差異がみられるため、IFRS の影響について慎重な検討が必要と考えている。
- 上述のとおり、ソニーは現在、米国基準で連結財務諸表を作成している。1961 年に日本企業として初めて米国（ニューヨーク証券取引所）で ADR（米国預託証券）を発行して以来、米国基準適用の歴史は約 50 年に及ぶ。そのため、現状では、米国基準がソニーにおける開示のみならず管理会計のすみずみまで浸透しており、これを IFRS に変更することは、相当な広がりを持ったチャレンジが想定される。

個別論点と企業活動への影響

- 先ほど、ソニーのコア・ビジネスはエレクトロニクス分野であるため、IFRS 導入の影響としては、とくに研究開発、棚卸資産、有形固定資産といった会計項目で大きいと述べた。実際、ソニーで IFRS の影響に関して「財務諸表上の影響」と「ビジネスオペレーション上の影響」の観点から予備調査を行ったところ、いずれの観点からも研究開発費への影響がとりわけ大きいであろうという分析結果が出た。また、棚卸資産と減価償却についても影響が大きいとの結果が出た。以下、これら 3 つの項目を個別論点として取り上げ、それらの企業活動への影響について簡単に触れたい。
- 前提として、これら 3 項目に関する現行の会計処理と IFRS のもとではどのように処理されるかについて、概説する。まず、研究開発費であるが、2009 年度のソニーの支出は約 4,300 億円であった。現在は、米国基準に基づいて発生と同時に費用処理しているが、IFRS のもとではその一部が資産計上となる。

- 棚卸資産については、2009年度の残高は約6,500億円であった。その評価方法（平均法か先入先出法か）に関して、IFRSでは、類似の性質・用途の棚卸資産については同じ方法が要求されているが、米国基準ではこうした要求が明示的になされていないこともあり、現状は、もう少し細分化し、材料ではどうか、あるいは最終製品ではどうかなどで判断している。例えばテレビについては、刻々と価格の下落するパネルの部分は先入先出法を適用している。他方、販売会社における実際の販売価格は、市場価格を参照して決められるため、そこでの棚卸資産の評価方法としては平均法を適用する会社が主流となっている。これに対して、IFRSのもとでは、類似の性質・用途の棚卸資産については同じ方法による必要があることから、例えばテレビ・ビジネスについてはそもそも先入先出法の適用が妥当かという議論にもなりかねない。そうなれば、現在、先入先出法を適用している子会社への影響が大きいであろうと想定している。
- ソニーでは、約6兆円の非金融資産のうち、約1兆円強が固定資産となっている。固定資産の減価償却については、構成要素分類、償却方法、償却期間の每期見直しという3つの論点があると考えている。IFRSをそのまま読むと、現行の処理をすべて変更しなくてはならないとの議論もあり得るが、実務的にみれば、海外でも税法に基づいた処理を行っているところは相当ある。税法にも根拠がないわけではなく、IFRSと現行の税法基準は、基準だけを見ると相違点はいろいろとあるものの、実際の適用においては類似点が相当あるだろうと想定している。ただ、そうはいつても、基準自体は異なることから何らかの影響が生じることは避けられないと思われるため、この点についても注視していきたいと考えている。
- それでは、上記3つの個別論点につき、考えられる企業活動への影響をみていく。まず研究開発費については、上述のとおり、現在はすべて費用化しているが、それぞれの費用を把握する仕組みは、各部署あるいは各研究開発の担当がどのような単位で費用を管理したいかによって異なる。ソニーには製造番号（製番）が2,000個ほどあるが、製番の取り方の要件は統一されていない。IFRSのもとで、これらのすべてあるいは一部を資産化することになれば、IFRSの掲げる資産化のための6条件に適合するかどうか判断可能となるように、製番の取り方を変更する必要が生じることも想定される。その場合、ITシステムへの影響が相当程度あるのではないかと考えている。
- 次に、棚卸資産と有形固定資産の減価償却については、突き詰めると、製造コストに影響が生じると考えられる。すなわち、棚卸資産や有形固定資産の

減価償却に関する会計処理の変更は、製造コストの変化やそれを通じた価格設定、さらには商品設計などに相当な影響があることが想定される。

IFRS と企業経営への影響

- 以上の問題をよりマクロ的にみると、企業経営への影響として、例えば次のようなことがいえるのではないかと考えている。第 1 に、冒頭でも述べたとおり、IFRS が強制適用されることとなった場合には、企業には適用しないという選択肢はないため、メリットを取りに行く、かつ、デメリットをメリットに変えることが、最大の使命と考えている。リスクを管理し、チャンスを最大限に生かすということである。このことは、CFO を含めたマネジメントの強い意向である。
- 具体的には、先ほど、研究開発費にかかる会計が IT システムに与える影響は相当あると述べたが、企業には、古くなった IT システムが相当あるため、これを機に IT 戦略を加速化し、いずれしなければならぬであろう旧式の IT システムの見直しを同時に行うことによって、システム変更コストの最小化を図ることが考えられる。
- また、財務管理についても、ソニーの米国基準適用には約 50 年の歴史があり、さまざまな制度疲労もある。ここは IFRS を導入し、新たな仕組みに変えていこうと前向きに捉えている。ただ、先ほど指摘されているように、IFRS をそのまま業績管理に適用するのは難しいと考えている。包括利益や純利益などは、それぞれ意味合いが異なるため、それらを管理会計に用いるためには、色分けが必要であろう。例えば、ソニーの年金担当は、資産サイドと負債サイドの両方に責任を持ち、確定給付型から確定拠出型に変更するとか、給付額を引き下げるなどの行為は彼らの業績の尺度になるため、包括利益についても彼らの管理会計（業績尺度）に入れておきたい。他方、例えば製造事業所の社長の業績を評価するうえで包括利益を尺度にしても意味がない。こうした色分けを含め、さまざまなかたちで IFRS に即した財務管理や業績管理の仕組みを構築していきたいと考えている。
- さらに、ソニーはグローバルで競争しているため、各国が IFRS を適用すれば、比較可能性の向上という点ではメリットがある。また、開示の増加なども、ソニーにとってはある意味メリットであり、そうして得られた情報を通じてさまざまな比較を行い、内部でも戦略的に使っていきたいと考えている。
- 第 2 に、やや観点が異なるものの、連単分離の問題についても簡単に触れた

い。連単分離により想定される影響としては、連結決算における会計基準差異調整の必要性により決算期間が長期化し、投資家への財務報告タイミングの遅れにつながる可能性、二重帳簿を導入・維持するための IT 投資負担（資産計上された開発費を含む固定資産の管理システム、原価計算システム、在庫システムなど）、複数の会計基準に基づく財務報告数値作成のための人材確保・育成コストの負担、グループ内に複数の会計基準による数値が併存することによる業績管理の混乱や不公平感の発生、複数の会計基準に基づく監査が必要となることによる親会社および各子会社における監査コストの負担が考えられる。もっとも、連結と単体の関係をどのように捉えるかは、立ち位置によっても全く異なるのではないかと思う。欧州の例をみると、IFRS 導入コストは売上高の 0.1～0.15%ほどであり、ソニーに単純に当てはめると、100 億円ほどにもなる。加えて、連単分離となった場合には追加的なコストが発生すると考えられるため、ソニーの立ち位置を前提とすると、IFRS の適用は連結に限定して単体には日本基準を適用するというのでは、グローバル競争の中で勝ち残れないと考えている。したがって、連結について IFRS を強制適用するのであれば、企業の選択により単体においても IFRS の適用が容認されることが望ましい。もちろん、その場合には、税法等との調整についても考慮されることが必要である。このように、企業の立ち位置によっては、連単を分離しないほうがよいという場合もあることを強調したい。

- 第 3 に、外貨に関する会計への対応である。外貨換算において、米国基準では、子会社が主として獲得する通貨が機能通貨とされるが、IFRS では、機能通貨決定に当たって考慮すべき要素に優先順位があり、製品の価格決定に与える影響と、人件費、材料費やその他のコストに与える影響が優先される。ソニーの場合、ほぼすべての社内取引はドルで、欧州ではユーロで、現地での販売は現地通貨で行っており、したがって、米国基準のもとでは、基本的に現地国でハイパーインフレーションが生じていない限り、現地通貨を機能通貨としている。これに対して、IFRS のもとでは、ここは慎重な検討が必要ではあるものの、機能通貨の決定に当たってグループ内での取引通貨に影響されて、機能通貨を変更しなければならない子会社が出てくる可能性も考えられる。その場合に、どのような影響が生じるか。ソニーは全世界においてビジネスを展開していることから、より複雑な分析が必要となろう。
- また、表示通貨についても、米国基準にはとくに規定がないことから、ソニーでは親会社の機能通貨（円）を用いているのに対して、IFRS のもとでは、

例えば海外での売上高が大きいことを考えると、機能通貨が例えばドルとなり、これに影響されて表示通貨がドルになる可能性もある。その場合には、企業行動に対しても、主要子会社の経営者の給与をドルにリンクさせるなど、何らかの影響が及ぶかもしれない。ソニーは、海外投資家比率が高い（2009年度の場合、約45%が海外投資家）という特性を有することからも、海外投資家の利便性を改めて検討し、現状の表示通貨の取り扱いが妥当かどうかを検討したいと考えている。

- 第4に、資金調達スキームへの影響である。現時点では、IFRS導入による資金調達スキームの大きな変更は想定していないが、IFRSと米国基準とのコンバージェンスの動向次第では、変更を検討しなければならない可能性もあると考えている。例えば、転換社債を発行した場合、IFRSではその一部が資本に計上される可能性がある。そうすると、転換社債の大型発行の際には、B/SやP/Lへの影響を勘案して、スキーム上、何らかの工夫が必要となるかもしれないと考えている。

5. コメント

(1) 河野コメント

河野は、IFRSへの対応にはさまざまな側面がある中で、監査法人としてとくに重視しているのは、品質管理体制の整備、教育・研修、人材育成と意見発信であるとして、それぞれにつき、次のように述べた。

品質管理体制の整備

- まず、品質管理体制の整備について述べると、新日本有限責任監査法人では、2004年以降、IFRS対応の専門組織を設置している。IFRSは、その名のとおり、「国際」基準であり、どこかの「外国」の基準ではない。国際基準については、新たにどこかから降ってきたかのような見方をする傾向が強いが、そうではなく、「自国基準(National GAAP)」として捉え、当事者意識を持つ必要がある。われわれは、基本的にIFRSをこのように捉え、当事者意識を持った対応をとることを基本路線としている。
- そのためには、日本において、主体的に監査上の判断ができる体制を構築することが必須である。IFRSの適用について論点が生じた場合に、いちいち海外事務所に確認するのといった質問をよく受ける。米国基準の場合がそ

うであったからというが、米国基準は外国の基準である。これに対して、IFRS は国際基準であり、われわれの基準である以上、当然ながら、日本において主体的に監査上の判断がなされるべきである。新日本有限責任監査法人では、2004 年以降、東京に IFRS デスク（テクニカル・デスク）を設置し、海外を介さずに意思決定できる体制を整備している。

- その一方で、IFRS が国際基準であるためには、本来、ポーランド版 IFRS、英国版 IFRS などのローカル版があってはならず、国際的な均質適用は IFRS の生命線である。これまで日本基準については金融庁、米国基準については SEC というように、法執行機関（エンフォーサー）が 1 対 1 で存在する状況であったわけだが、IFRS に関しては、そうした国際的な法執行機関あるいは規制当局（レギュレーター）が存在しない。このことは、監査法人が、望むと望まざるとにかかわらず、IFRS の均質適用について一定の役割を担わされることを意味している。これは日本だけではなく、諸外国にとっても、初めて直面する課題であろう。
- このように、日本において主体的に監査上の判断を行う一方で、IFRS が IFRS であるためには国際的な均質適用を確保することが必要であり、日本における判断を各国に尊重してもらう必要がある。そこで、新日本有限責任監査法人では、東京に IFRS デスクを設置した段階から、同時に IFRIC の旧・現役メンバーや各国の基準設定機関の旧・現役メンバーなどから構成される アーンスト・アンド・ヤング（EY）のグローバル・リーダーシップ・チームに参画することで、国際ネットワークの構築と運用に尽力している。また、海外オフィスとの人的な連携も積極的に行っている。
- 以上が品質管理体制の整備に関する骨格であるが、これ以外にも、例えばグローバルに統一されたリスク管理方針の導入がある。IFRS に基づく財務諸表およびその監査報告書については、基本的にはグローバルに同一水準を確保したいというのが提携先の会計事務所である EY の考え方であり、グローバルに統一されたリスク管理方針を作成し、各国で導入している。具体的な制度をいくつか紹介すると、まず、IFRS 業務を担う者のコンピテンシーを確保するために、IFRS 認定者制度を設けている。これは一種の社内免許制であるが、一定の研修、一定の実務経験、場合によってはテストを課すことによって、あるレベルに到達しないと IFRS 業務を行えないという方法をとっている。また、原則主義に対応するために、コンサルテーション制度を設けている。コンサルテーションにはさまざまな形態があり得るが、とくに強調したい点として、監査に携わる会計士が必ず IFRS の専門部署に相談し

なければならないとされるケースを示したうえで、さらにそうした相談を行いやすくする仕組みを構築している。これにより、監査の現場で会計士が安心して動ける体制の構築と品質の維持が可能となる。さらに、IFRS の環境下においても、日本基準にあるような事前レビュー、審査制度とほぼ同様の制度が運用されている。

- また、IFRS による財務諸表を海外での資金調達に活用する場合にも、他国で再度チェックを受ける必要がないように、クロス・ボーダー・レビューに関して簡素化を図るための仕組みを設けている。さらに、原則主義、国際的均質適用への対応に関して、先述したグローバルな意思決定への参画に加え、IFRS の解釈に関するガイダンスを Q&A のかたちでデータベース化し、運用している。これについては、トップダウン型のグローバルな解釈を強制することにならないかとか、国の個別事情は考慮しないのかなどの指摘もあろうが、この点に関しては国の個別事情よりも国際的均質適用を優先している。もちろん国の個別事情を考慮しないわけではないが、国際的均質適用はIFRS の生命線であるためである。実のところ、その国特有の論点と考えられるものであっても、他の国でも取り上げられていたり、個別企業特有の問題であったりするものが大半である。実際に、これまで原則主義に対応してきた中で、国の個別事情といわれるものと国際的均質適用とがうまく調和しなかったということは、特段なかったように思われる。なお、IFRS のわれわれの解釈については、書籍などを出版することで、できるだけ対外的に公表し、周知を図っている。
- 最後に、教育・研修等に関しても、グローバルに同水準の研修を義務付けたり、テクニカル・デスクについては世界合同研修を継続的に実施するなどして、品質管理維持に努めている。

教育・研修

- いかにIFRS を学ぶかについて、青山学院大学の橋本尚教授が非常に的確にまとめられている。同教授によれば、IFRS 時代に必要なスキルセットとして、「的確な会計知識を備えて自分の頭で考え、適時、適切な判断を下すことができる能力を身につけるための主体的かつ積極的な取り組みが求められる」とされている。すなわち、これまではルールの習得が中心であったが、これからは取引の経済実態を理解する能力が重要となる。また、今後は基準自体の知識に加えて、基準の適用能力が重要となる。したがって、IFRS の導入により、企業会計の焦点は、「細かなルールどおりの処理と正しい計算」

から、「主体的で妥当な会計判断の行使」へとシフトすると指摘している。

- IFRS は、原則主義といっても、適用ガイダンスや結論の背景に多くの記述があり、結構細かいため、まず基準書を精読することが重要である。研修では、そこからスタートして、地道に正しい内容を身につけ、かつそれを実務に適用できるだけのベースを作ることに力点を置いている。また、その際には、IFRS を専門技能と捉えるのではなく、今後まさに本業である監査を行っていくうえでのコア・コンピテンシー、すなわち、われわれの中心的な知識体系となるという意識を持って学ぶ必要があることを強調している。これも当事者意識につながる部分であろう。
- こうした点を意識しながら、新日本有限責任監査法人でも IFRS に関するさまざまな研修を実施している。受講者のレベルや所属（法人構成員かクライアントか）などにより階層化したシステムを導入し、さまざまな媒体を駆使して行っている。研修内容が高度になるにつれて参加者相互間のやり取りが必要になるため、ディスカッション形式が可能な体制を採り入れている。
- 研修を行ううえでのポイントは、受講者の、教科書的な知識ではなく、実務が知りたいというニーズを取り込むことである。具体的には、数字や仕訳によるイメージや複雑な取引への応用、解釈が難しいケースとそのヒントなどを多く取り入れるようにしている。ただ、実際には、抽象的な規定をどのように実務に適用するのか（原則主義への対応）要するに、実務的な落とし所を知りたいというニーズが受講者には強く、そのために海外の事例を知りたいというニーズがかなり強くあるようである。
- 橋本教授はまた、「会計基準の適用に必要な主要なスキルセットを 会計基準の理解、取引実態の把握及び 実務適用能力の 3 つで示すとすると、各々の比率は、細則主義の下では、 会計基準の理解が 80%、 取引実態の把握が 15%、 実務適用能力が 5%であったものが、原則主義の下では、 会計基準の理解が 20%、 取引実態の把握が 30%、 実務適用能力が 50%と様変わりするものと思われる」と述べている。新日本有限責任監査法人でも、の実務適用能力に重点を置いた構成員の教育・研修を考えている。

人材育成と意見発信

- 日本において IFRS を自国基準として定着させるためには、基準開発などのグローバルな現場でも、日本人が中心的な役割を担う必要があると考えている。そこでは、自己の利害だけを主張したり、評論家となってはいけない。

グローバルな現場で中心的な役割を担う人材を育成するためには、中長期の計画が必要である。新日本有限責任監査法人では、2002年より、EYのテクニカル部門、EYのプラクティス部門、IASBのスタッフ組織に戦略的・継続的に人材を派遣している。は、会計基準としてのIFRS専門家を養成するため、は、IFRSの実務導入専門家を養成するためであり、の今後の位置付けについては検討課題と考えている。

- 最後に、IFRSへの取組みである以上、監査法人としては、可能な限り、グローバルに一貫したメッセージの発信を心がける必要があることを付言したい。例えば、コメント・レターについても、EY内で国際的に議論したうえで合意した内容を提出している。このようにして、国際的に活動している会計事務所では、各国の事務所あるいは法人相互間で意思疎通を図ることが重要と考えている。

(2) 浅井コメント

浅井は、産業調査部に所属し、国際展開している大手企業から国内に軸足を置く中堅企業に至るまで多様な企業と財務戦略、資本政策、グループ経営について議論し、アドバイスを行ってきた経験や、これら企業の経営・財務企画部門とIFRS導入による企業行動への影響などについて議論してきた際に出てきた意見等を踏まえつつ、IFRSが企業経営にもたらすもの、企業経営の近未来対応という観点からコメントしたいとして、次のように述べた。

IFRSが企業経営にもたらすもの

- IFRS導入により、市場評価で最もインパクトが大きいのは包括利益であると考えている。先ほど、海外では包括利益をあまり重視していないとの報告があったが、これは鶏と卵の関係にあり、実際に包括利益が開示された場合に市場がどのような見方をするかに尽きるように思う。みずほコーポレート銀行がヒアリングした企業の多くは、当初、包括利益について、単なる表示の変化であり、大きな意識変化があるとは思われず、加えて、包括利益の数値は、今でも投資家が計算できるので意識に変化はないのではないかとの印象を持っていた。他方、投資家からは、さほど影響はないとの意見がある一方で、(a)これまで明確に認識していなかった数値が明確になり、企業を評価しやすくなる、(b)年金債務における未認識数理計算上の差異の一括計上などにより、見た目の自己資本が大きく毀損すると、マイナスの影響もあり

得る、(c)当期純利益は黒字でも包括利益が赤字では、ネガティブなインパクトも大きいなどの意見も聞かれる。

- 同様に、OCIについても、「たかが」なのか、「されど」なのかは、それが実際に開示されることで外部の見方がどう変わるかに尽きるように思われる。例えば、A社もB社も当期純利益までは同じ100であるが、OCIを含めた当期包括利益をみると、A社はマイナス50、B社は100になるという場合に、これを人々がどのように評価するか。おそらくプロの投資家の見方は変わらないであろう。他方、IFRSでは経常利益の表示がなくなるため、例えば四季報等の最終損益の表示が包括利益になった場合に、そこにマイナスのマークが多く並んでいたり、OCI累計額で資本勘定が目減りしたりしていると、個人投資家の評価はよくないのではないかと考えられる。
- 包括利益に関するステークホルダーの声を、クレジット・サイド(格付機関)の視点とエクイティ・サイド(株式アナリストあるいは機関投資家)の視点からみると、まず、クレジット・サイドの視点は、これまでと大きく変わらない方向のように思われる。格付機関は、これまで実質・実態ベース、キャッシュ・フロー・ベース、ゴーイング・コンサーン・ベースでクレジットを判断しており、ある人を左から見ようが右から見ようが、その人自身(実体)が変わるわけではないからである。ただし、スナップショットとはいえ、例えばIFRS導入により、これまで計上されていなかった数字が計上されることで財務体質があまりにも脆弱になるような場合には、格付けに何らかのかたちで織り込む必要が生じるかもしれないとの声も聞かれる。
- 他方、エクイティ・サイドの視点としては、業績のブレへの嫌気が強まる傾向があるともいえよう。OCIは、事業遂行のために「経営者が選択したリスク」であり、そのリスク・プレミアムは、企業価値に織り込むべきともいえる。株価の評価は、「当期利益による本業の評価(EPS: Earnings Per Share)」に加え、「OCIによるリスク評価(BPS: Book-Value Per Share)」の2段構えとなり、包括利益の導入により、BPSの評価ウエイトが大きくなる可能性がある。これにより、OCIのブレが大きい企業は、ボラティリティが高く、それだけリスク・プレミアムが高まり、それを織り込むことで株価が下がるということになるかもしれないとの声も聞かれるところである。
- 日本企業の特長上、年金、株式持合い、為替換算の影響と負担がとくに大きく、「円高&株安&低金利」でトリプルパンチの可能性もある。こうした点を踏まえると、OCIをたかが評価損益の認識と捉えるのではなく、年金(制度・

運用)、株式持合い、外貨換算等が企業財務に与える影響を常日頃から正しく認識し、そのうえに立った経営が求められるようになる。

企業経営の近未来対応

- 以上を踏まえつつ、企業経営の近未来対応について検討する。まず、企業経営の方向性を単純化して考えると、IFRS 導入により、現状のままでは OCI の影響により企業業績のブレが増大するため、企業は、合理的な説明が可能なブレない経営を志向していくのではないかと考えられる。ブレない経営をするためには、重点項目はいろいろとあるものの、その1つとして、バランスシートをマネジメントしていかなければいけない。バランスシートをマネジメントする場合、2つの方向が考えられる。1つは、そもそもブレの要因、つまりエクスポージャーを減少させるという考え方である。そのために、例えば資産効率のよくない持合い株式などを売却することが考えられる。ただ、その場合には敵対的買収リスクが増大する可能性もあるため、長期保有株主の確保が課題となるほか、長期視点経営のための非上場化も企業経営の方向性として想定される。バランスシート・マネジメントのもう1つの方法はリスク管理であり、先ほど来の報告にもあるように、純資産変動リスクの管理の高度化が進むのではないかと考えられる。以下、長期保有株主の確保、長期視点経営のための非上場化、純資産変動リスクの管理の高度化について、やや詳しくみていく。
- まず、長期保有株主の確保について、1970年代から約40年間の投資家種類別株式保有割合の推移(金額ベース)をみると、バブル期の1987年、1989年付近を境にして金融機関、事業法人による保有割合は低下傾向にある。個人による保有割合も低下した時期があった。これらを吸収してきたのが外国人投資家であるが、2007年頃から外国人株主の保有割合も低下傾向にあり、最近では少し持ち直したものの、この先どうなるかはわからない。また、IFRSが導入されると、金融機関や商社を含めた事業法人が株式持合いの解消を進めるのではないかと報道もみられる。こうした株式保有構造の変化(外国人、金融機関、事業法人の保有割合の低下による受け皿不在リスク)に対する今後の資本政策としては、(a)従業員による株式取得、(b)長期保有株主の確保、(c)自社株式取得余力の確保が考えられる。とくに強調したいのは、長期保有株主の確保であり、短期利益志向型の投機家ではなく、中長期利益志向の株主作りが必要となつてこよう。そのためには、株主優待や安定配当などによる長期保有インセンティブの向上を検討することや、企業の自助努力として、長期投資の機関投資家への個別IRを強化することも重要であろう。

- 次に、長期視点経営のための非上場化についてみる。企業を取り巻く事業環境には、(i)日本の人口減少・少子高齢化、(ii)成熟企業の増加という大きく2つの変化がある中、前者からは内需企業の規模拡大の限界、後者からは資本調達の実現性の低下が予想される。また、株式市場には、持合い解消や株価低迷といった変化がみられ、これによる長期投資家の減少や買収リスクの増大が懸念される。企業には、従来、上場による資本調達の実現性があり、さらに上場によって信用度・知名度向上やガバナンス強化というメリットを享受してきたが、持合い解消、株価低迷、規制強化等の環境下においては、企業によっては上場による買収リスク、株主還元要求、上場コストというデメリットのほうが大きくなる可能性がある。そうすると、幅広いステークホルダーの利益を重視する経営を行ううえで、上場のコスト・ベネフィットに関する議論も出てくるのではないかと考えられる。
- ここで、企業は上場による資本調達を必要としているのかをデータでみると、1980年代の日本企業は成長、規模拡大のために市場からの多額の資本調達を必要としており、よって公募による増資が件数、金額ともに圧倒的に多かった。しかし、2000年以降、上場企業は、公募よりも第三者割当による増資を実施するほうが多いとのデータが得られている。また、上場企業約3,900社のうち、約6割の約2,250社は、過去10年間に資本調達を行っていない。こうしたデータをみると、事業拡大のためのリスク・バッファ確保を目的とした資本調達という意味での上場のニーズは、今日では必ずしも大きいとはいえない。
- また、上場企業の資本構成をみると、2009年3月期は、自己資本比率が60%以上の企業が全体の約3割、負債・資本比率(DER)が0.5以下の企業が過半数、0.25以下の企業だけでも45%以上であったのに対し、1990年12月期は、自己資本比率が60%以上の企業は全体の約1割、DERが0.5以下の企業は約40%、0.25以下の企業は約25%であった。このように、1990年対比でみて、上場企業の財務基盤は格段に強化されているといえる。こうした企業は、上場はしているが、キャッシュを十分に保有しているため、市場からの資本調達ニーズが低下していることを示しており、かえって買収リスクが増大している可能性がある。
- こうした点からも、日本企業は、株式市場で資金調達を行いながら海外展開を目指す外需型と、効率性の追求による安定経営を目指す内需型に二極化する傾向があるようにも思われる。すなわち、これまでは、おそらく上場により規模拡大を図る企業が中心であり、これらの中でも、海外展開を図る企業

は、今後も外需獲得のために規模拡大を継続するであろう。他方、上場により規模拡大を図っていた企業のうち内需型の企業は、内需縮小によりこれ以上の規模拡大が期待できない中、効率性の追求、または付加価値を求める戦略が考えられる。ただ、そうした投資には時間がかかることから、すべてのステークホルダーを重視した経営を行うためにも、例えばオオゼキ（食品スーパー）、ユニマットライフ（コーヒーサービス）などのように、非上場化の方向に進む企業が中長期的に増えるのではないかと考えている。実際、昨年から非上場化している企業のプレス・リリースをみると、例えば吉本興業は、「上場企業として重視すべき各期利益の最大化という課題と中長期的競争力の強化という課題は、ときとして両立困難になる可能性もある」と述べている。また、ユニマットライフは、「経営改革を断行していくためには、多大な投資と相応な期間が必要となり、短期的な業績拡大を志向する傾向にある資本市場においては評価されない。…（略）今後適用が見込まれる国際会計基準への対応、資本市場に対する厳しい規制の強化により得られるメリットと、これらを楽しむために株式を上場するにあたって必要なコストを比較検討した場合、必ずしも上場を維持していくことが当社の中長期的な企業価値向上につながらないと判断」したとしている。さらに、オオゼキは、地域食品スーパーであり海外に進出するわけでは必ずしもなく、そのような中で株主だけでなく顧客や従業員のことを考えた場合、非上場化によって中長期的な利益を追求していきたいと述べている。

- 続いて、純資産変動リスクの管理の高度化という点についてみると、IFRS導入後は、財務戦略（資金調達力確保）、事業戦略（事業リスク・コントロール）、IR戦略（中期経営計画策定）等の立案に際し、OCIの変動リスクを認識し、最大許容損失を把握することが不可欠になると考えられる。OCIの主な構成要素は、年金（国内・海外株式、国内・海外債券等）、持合い株式（上場・非上場の国内・海外株式）、為替換算調整勘定（海外子会社出資等）であり、変動要因を大きく括ると、金利、株価、為替となっている。これらが一方向に動くのであれば計算の問題だけであるが、複合的に動くことから、これらの相関を反映したシナリオ分析を行い、これらが自己資本にどのような影響を与えるのか（どの程度の可能性でどの程度の資本毀損が発生するのか、年金・株式・為替調整勘定のリスク寄与度はどれが大きいのか、金利・株価・為替 通貨ごと のリスク寄与度はどれが大きいのかなど）を把握する必要がある。金融機関では、制度上すでにそうした分析が求められているし、商社でも10年ほど前から、そうしたリスク管理を相当に高度化している。一般企業についても、リスクの「見える化」を行う必要が生じるのでは

ないかと考えている。そうすることによって、年金（制度・運用）、持合い株式、海外子会社出資を再構築した場合のリスク量の変化を把握することができ、リスク発生確率のブレが少ない経営行動へとつながるのではないかとと思う。

IFRS 導入に対する評価

- 最後に、IFRS 導入に対する私見を述べると、ヒト、モノ、カネのグローバル化が加速する中で大きな流れは止められず、IFRS は必要と考えている。しかし、その実効性には疑問を感じている。先ほど来の報告にもあったように、導入時の慣れ、不慣れはあると思うが、物差し自体は悪いわけではない。ただ、IFRS 導入のメリットとしてよく指摘されている、海外資金・資本調達の円滑化や投資家のグローバル比較可能性の向上という効果が得られるかは疑問である。前者についていえば、現在でも支障がなく、会計基準の問題ではないように思われるし、後者についても、導入報告にもあったように、原則主義は個別事情を多数生じさせるので、比較可能性が向上するかはわからない。こうした点を考えると、すべての上場企業へのIFRSの適用には慎重な対応が必要ではないかと思われる。ヒト、モノ、カネに制約がある企業、すなわち中堅企業は、足元の経済状況で構造改革に相当努力している。その中で、IFRS 対応のためにヒトもカネも使わなければならないというのはどうか。例えば、企業規模や国際化の度合い等の大小に応じた任意適用の余地も考えられるし、導入時期をずらす等の対応も必要ではないかと考えている。いずれにしても、本邦上場企業の競争力へのマイナス影響を極小化することが重要である。IFRS の強制適用には、法制や税制（例えば独占禁止法、法人税率、繰越欠損金の扱い、分配可能額の計算等）のグローバル化対応も必要であり、財務報告だけをグローバル化しても、日本企業としては厳しいのではないかと思われる。
- 経済産業省産業構造審議会の産業競争力部会にみずほコーポレート銀行の頭取も参加しているが、同部会が本年6月に公表した報告書「産業構造ビジョン2010」では、「国を挙げて産業のグローバル競争力強化に乗り出す」ことをビジョンとして掲げた。従来の自動車産業依存の「一本足打法」から多極的な「八ヶ岳構造」への転換を図るということで、インフラ関連/システム輸出、環境・エネルギー課題解決産業、文化産業（コンテンツ等）、医療・介護・健康・子育てサービス、先端分野（ロボット、宇宙等）の5分野を戦略強化の対象として打ち出しているが、これらの分野は、いずれも企業の中長期的な取り組みにより成果が実現可能とされるものである。他

方、IFRS は、投資家に、より短期的な成果を要求させることとなる可能性が大きく、結果的に、日本が目指す産業競争力の強化を遅らせる可能性があることにも留意する必要がある。

(3) 小松コメント

小松は、法務省への出向時に会計制度設計に携わった経験と、今現在法律実務家として法律と会計の狭間の問題を取り扱っている立場とを踏まえ、制度設計の観点と制度利用者としての観点から、IFRS 導入がわが国に与える影響について、次のようにコメントした。

制度設計の観点

- まず、制度設計の観点からのコメントとして、IFRS がわが国の法制度に与える影響について述べる。その 1 点目は、IFRS がトライアングル体制と呼ばれる金融商品取引法（金商法）会計・税務会計・会社法会計の関係にどのような影響を与えるのか、また、トライアングル体制について、変化させるべき部分、あるいは変化させるべきでない部分はどこなのかという問題である。これに関しては、冒頭の小山報告においても、税法や会社法は IFRS 上の整理を待って対応することになるのではないかという問題提起がなされたところである。
- 具体的には、IFRS では、株式等の資本性の金融資産については、政策投資目的で保有する場合であっても、その時価の変動を OCI に反映することを選択しない限りは、時価の変動がすべて当期純利益に反映される。すなわち、IFRS は、損益の計上に関して、実現主義というよりも、その時々資産の公正価値の変動を示すことに力点を置いた基準となっているといえる。
- 他方、会社法の観点からみると、株主に配当可能な額を表す分配可能額は、可能な限り実現した利益に立脚して計算していくべきである。そうしないと、株主が債権者に先んじて未実現の利益から配当を得ることになる。将来実現するかどうかわからない利益を、債権者より先に株主が取っていくことは許されない。税法の観点からみても、担税力がある、したがって課税することができる所得は実現した所得である。売買目的の有価証券のような流動性の高いものであればともかく、そうではないものについて、時価（公正価値）が変動したからといって、未実現でも課税していくということは、税法の基本的な考え方とは相容れない。なお、会社法の分配可能額も税法上の課税所

得も、連結ではなく個別財務諸表に基づいて計算が行われるものであるから、こうした問題は、連結のレベルではなく個別のレベルにおいて顕在化するということが重要である。

- 制度設計の観点からの 2 点目のコメントは、IFRS が連結財務諸表と個別財務諸表のそれぞれにどういった影響を与えるのか、その影響をどのようにコントロールしていくのかについてである。この点、2009 年 6 月の金融庁・企業会計審議会の中間報告では、先ほど述べたような IFRS と会社法・税法との不整合に配慮して、連結先行論という考え方が示された。中間報告では、連結先行論は、今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化・国際的な比較可能性向上の観点から、わが国固有の商慣習や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方として説明されている。
- また、「ダイナミック・アプローチ」という表現も使われている。これは、同じく企業会計審議会の資料の中で、連結財務諸表に係る会計基準と個別財務諸表に係る会計基準の双方がダイナミックに発展、変化していく中で、両者の整合性を確保しつつ、両者間のずれを時間軸の中で許容する考え方として紹介されている。要するに金融庁の考え方は、連結が個別に先行することは許すものの、いつかは個別が連結に追いつくことを前提とするものである。許容される時間差については明らかにされておらず、連結先行論とダイナミック・アプローチの差はよくわからない。いずれにしても、終局的な連単分離は想定されていない考え方であろうと思われる。
- しかしながら、昨年 6 月の中間報告でこういった議論をしていたときから、時間さえかけて調整していけば、IFRS と会社法・税法の思想の根本的な違いは克服できるものなのか、双方はおよそ相容れないもので、永遠に先行し続けるのではないかという疑問も存在していた。その後、産業界を中心に、IFRS を単体にそのまま適用してよいのかという問題意識が高まり、本年 4 月に出された経済産業省の企業財務委員会中間報告書では、連単分離でいくべきであると主張されている。
- また、これに続いて、ASBJ が本年 6 月 8 日の企業会計審議会総会で、「上場会社の個別財務諸表の取扱い（連結先行の考え方）に関する検討会」の概要として、興味深い報告を行っている。この検討会は、コンバージェンスの一環として、ASBJ が包括利益の開示の日本基準への導入を検討している中

で、今までどおり ASBJ が連結と単体とを区別しないかたちでコンバージョンを行い続けることが現実的かどうかという問題提起がなされたことから始まったものである。結論としては、ASBJ は、今後は連結についてのみコンバージョンを行い、個別については判断を留保しておくという方針をとることが決められ、これが企業会計審議会総会で報告された。

- この検討会は、6つの具体的な会計項目を取り上げて、連結・単体ともに IFRS を導入する場合と、ダイナミック・アプローチによって一時的か恒久的かを問わず連単分離となる場合、すなわち連単一致と連単分離について問題点を分析している。これは貴重な示唆を与えてくれるものであるので、OCI のノンリサイクリング処理という、IFRS の性質が最もよく表れている部分を取り上げて説明したい。またその際、連単一致でいく場合（OCI のノンリサイクリング処理を連結と単体の両方で導入する場合）と、連単分離でいく場合（連結のみノンリサイクリング処理とし、単体は日本基準に従う場合）を比較して考えてみる。
- OCI のノンリサイクリング処理であるが、例えば株式であれば、評価損益を OCI に計上することを選択した場合、当該株式の時価変動は P/L 上当期純利益に含まれることはなく、OCI および包括利益に計上される。B/S 上は、その他利益剰余金ではなくて OCI 累積額に計上しておき、株式を売却して利益が実現した場合には、P/L を再度通して当期純利益に計上することはせずに、B/S 上で OCI 累積額からその他利益剰余金に振り替える。このように、P/L の当期純利益を一度も通さない処理をノンリサイクリング処理という。
- まず、ノンリサイクリング処理を、連結のみならず個別財務諸表（計算書類）レベルでも導入する場合について考察する。会社法の分配可能額は当期純利益に立脚しているわけではなく、B/S 上の剰余金（その他利益剰余金とその他資本剰余金）をベースに計算するため、P/L 上で当期純利益を一度も通らないこと自体は問題とはならない。むしろ会社法の観点からは、分配可能額に含めることが適切となる利益実現のタイミングで、きちんと OCI 累積額からその他利益剰余金への振替が行われることのほうが重要である。
- これに対し、IFRS 第 9 号は、売却時等における OCI 累積額から利益剰余金への振替は各国の法制度による、すなわち IFRS としては関知しないとしている。OCI 累積額に計上するところまでは IFRS が定めており、その当然の帰結として当該株式を売却して OCI 累積額からその他利益剰余金に振り替える処理も発生するが、この振替のタイミングは各国の法制度によるという

ことでとくに定めを置いておらず、各国法制とかなり距離を保つ態度を示している。この理由は、IFRS の設定主体としては、そもそも経営者の裁量により任意のタイミングで金融資産を売却することによって、当期純利益が操作されているという問題意識を背景に、それがなされないようにすることを目的に IFRS 第 9 号を設定しているためである。この IFRS 独自の目的は、リサイクリングしないことによって当期純利益を一度も通らないようにすることで達成されており、B/S 上で OCI 累積額がいつその他利益剰余金に振り替わって確定的な利益になるのかということについては、関心を持つ必要がないからだと思われる。

- しかし、各国の法制度、とくに日本の法制度からみると、日本の会計基準は実現主義に立脚しているため、これまでは、会計慣行に従って利益が実現し P/L を通じて当期純利益に計上され、期末の決算においてそれが B/S に計上されその他利益剰余金が増えるということで、利益の実現と分配可能額の確定が一致していた。これに対し、IFRS によって突然、会計慣行はそのタイミングを決めるのをやめず、その他利益剰余金に振り替えられて分配可能額を構成するタイミングは法制度の問題なので勝手に決めてくださいといわれても、困惑するしかないようがない。
- このように、IFRS のノンリサイクリング処理は、OCI が分配可能額に振り替えられるタイミングを会社法が独自に決めなければならないという新しい課題を克服してからでないと、導入することはできないわけである。税法でも、現在は、益金として課税可能な利益になると認識するタイミングについて、確定決算主義を通じて、原則として会計に依拠しているわけであるが、ノンリサイクリング処理が導入されると、完全に独自に決めていかなければならないように思われる。
- 次に、連結財務諸表と個別財務諸表とで異なる扱いをする場合について考察する。連結と単体とで会計処理が異なると、投資家にとってわかりにくいという指摘があるが、そもそも別物と考えることもできるのではないかと。諸外国の法制でも連結と単体を別物として扱っている例が多い。むしろ連結レベルは IFRS を採用し、IFRS 開発の議論に日本も参画しつつ、単体レベルでは、日本国内で従来の日本基準を維持・発展させていく作業を行っていくほうがよいのではないかと。これは実際に、ドイツをはじめ欧州諸国で行われていることである。また、中小企業のことを考えても、日本独自の会計基準は必要であるから、こうした努力はいずれにせよ必要なものであると思われる。

- 以上を踏まえて、わが国の法制度への示唆についてまとめたい。単体レベルにまで IFRS を導入すると、実現主義に立脚した会社法および税法は、明らかに大きな変更を迫られるが、そこまでして単体レベルに IFRS を導入するメリットとは一体何なのかということが問題になる。欧米では、投資家向けの情報開示は連結レベルだけであり、IFRS も連結財務諸表の作成を想定して作られた会計基準である。なぜわが国だけが金商法上、連結財務諸表と個別財務諸表の両方を開示しなければならないのか、現行の法制の合理性をむしろ問うべきではないかと思われる。
- 連単で異なる会計基準を用いることで投資家が混乱するという指摘については、先ほど述べたとおり、金商法は連結財務諸表のみを開示する、会社法は個別計算書類のみを作成させるということで、それぞれ別の法律に基づく別目的の別文書として位置付ければ、混乱はそれほど問題とならないのではないかと思われる。投資家はいずれにしても、原則として連結財務諸表のみをみて投資する。欧米では現に今それで十分資本市場が成り立っているわけであるから、なぜ個別財務諸表も同じ IFRS で作成しないと投資できないことになるのか、その合理性を問うていくべきではないか。
- 結局、今ドイツやフランスがそうであるように、投資家のための情報開示機能を果たすということであれば連結財務諸表の開示、債権者と株主の利害調整機能を果たす、もしくは課税所得を計算する目的であれば個別計算書類ということで、両者を切り離して別物として考えざるを得ないのではないかと思われる。また、連結計算書類を作成しない中小企業の会計慣行への影響、さらにコストの無用の増加を防ぐことを考えても、連単を分離して、IFRS は主に上場会社の連結財務諸表向けの基準に限定するべきではないかと考えている。

制度利用者としての観点

- 次に、会計の制度利用者としての観点から、IFRS 導入の企業行動への影響について若干触れたい。第 1 に、M&A への影響として、資産としてののれんの償却廃止の影響と、負ののれんの一括利益計上の影響についてである。IFRS を導入すると、資産としてののれんの償却を毎年定期的を実施しなければならないという日本基準がなくなり、減損一本となる。このことが M&A に与える影響については、現行基準では、成功した M&A においても毎年の費用負担が生じるが、そうした収益圧迫要因がなくなるから、自信があるのであれば M&A を積極的に行うというかたちで、M&A が促進されるという

意見が強い。しかし逆に、M&A の成功・不成功が減損によってはっきりすることが経営者の躊躇を呼ぶという見方もある。

- 負ののれんの一括利益計上というのは、バーゲン・パーチャス、すなわち企業を時価より安く買収した場合の差額を一括して買収時に利益計上するものである。この利益は、直ちにその年度において分配可能額に算入される。時価より安く買収したときに発生する利益であるから、時価、すなわち被買収企業の認識可能資産・負債の評価が極めて重要となる。具体的には、被買収企業の資産・負債を認識可能なものに分解していき、それぞれに値段を付けて、それらを合計したものがその企業の時価となる。この時価の算定を厳密にやらないと、利益の過大計上が即座に生じることになり、将来的には、負ののれんが生ずるような局面について、認識可能資産・負債の評価が適正に行われたのか、粉飾で利益を計上しているのではないかとといった紛争が出てくることが予想される。
- 第 2 に、IFRS で連結対象範囲が変更されることの証券化取引に与える影響をどうみるかである。証券化取引においては、特別目的会社に移転した資産と、それを引当てにする負債の両方をオフバランス化することが重要なメリットであるが、IFRS では連結の範囲が拡大される見込みである。特別目的会社が広く連結の対象になると、証券化取引自体のインセンティブが失われてくるのではないかと懸念される。
- 第 3 に、契約条項への影響についてである。取引契約の条項に関しては、先ほど来の報告中でも触れられていたが、収益認識時期の考え方の変更の影響がどのように出てくるかが問題となっている。驚地報告にあったとおり、IFRS の導入により、企業の契約の雛型の見直しが必ず必要となるというわけではないが、既存契約中の検収や危険負担に関する条項の点検、場合によっては買主から売主への検収・報告を義務付けるなど、会計処理の便宜のために契約条項の手直しを検討していくことも考えられる。現在、民法の債権法改正の議論も進んでいる。こういったものも契約条項に影響を与えるので、並行して導入が検討されている IFRS と合わせて、長年使っている契約の雛型を見直していくのにちょうどよい時期ではないかとも考えている。

(4) 池尾コメント

池尾は、IFRS 導入の影響として、過渡期のものと恒久的なものとを区別して

論じる必要があるとし、また、会計制度は経済システムの一部をなすものであるから、それが変化すると、制度の相互補完性が崩れ全体としてのパフォーマンスが低下する可能性があることは IFRS の影響を論じる際の論点となり得るとして、以下のように述べた。

時間軸でみた IFRS 導入の影響

- ここまで非常に幅広い話題が取り上げられ、情報量が多いと感じている。事務局の導入ペーパーも非常に幅広くさまざまな論点を取り上げていて情報量が多く、勉強にはなったが、今回のワークショップのフォーカスはどこにあるのかがみえてこない。
- 会計制度には、もちろん情報提供機能があるわけであるが、それだけではない。利害調整機能、すなわち関係者のインセンティブ構造に密接に関連する側面もある。IFRS を導入すると、確かに情報提供機能の面ではメリットがあるかもしれないが、インセンティブ構造の部分に何らかの問題が生じかねないのではないかと。すなわち、企業のインセンティブ構造を変えることを通じて直接的に、あるいは投資家のインセンティブ構造を変えることを通じて間接的に、企業行動を変えることが起こり得るのではないかと。そこを議論の焦点としてこのワークショップが企画されたのではないかと捉えており、こうした問題意識からいくつかコメントしたい。
- このような問題意識から事務局の導入ペーパーをみると、前半部分は、基準の差異を紹介しており、内容はそのとおりであろうが、何ゆえにそのような差異があるのかについての切り込みが残念ながらみられない。会計の専門家でない者にとっては、基準の相違の詳細よりも、むしろ、基準の相違が何ゆえに引き起こされているのか、基本的に発想の違いのようなものがあるからなのか別の理由で違っているのかということに関心がある。そこを明らかにすることが、企業行動への影響を考えていくうえでも本質的に重要ではないかと思われる。
- 事務局の導入ペーパーでは、IFRS 導入の影響についても、さまざまなものがあり得ることが幅広く紹介されているが、時間軸がない整理になっている。影響を考える場合には当然、時間軸を考慮に入れて考えることが重要ではないか。すなわち、関係者が基準とその利用に習熟するまでにはそれなりの時間が必要だと思われ、習熟のプロセスで一時的に発生する影響と、関係者が習熟した後に恒久的に残る影響は、峻別して議論する必要がある。

- これまでとは違う新しい会計処理を採用するとなると、当然、追加的なコストが発生するであろうし、混乱したり、勉強する必要があることは大いに考えられる。ただ、それはわざわざ IFRS 導入の影響として取り上げるようなことではなく、新しい制度を導入するときには一般的にある。IFRS 固有の話としてどのような問題があるのかということ、もう少し詰める必要があるのではないかと思われる。
- 例えば、損益の振幅が大きくなるという指摘が先ほど来なされているが、一般に「そんなものだ」と思われるようになれば、それによってとくに影響が生じるということはないかもしれない。また、会計情報の認識のされ方がシステムティックに変わってくれば、受け止め方も当然、変化してくるはずである。会計情報を a、人々の評価あるいは受け止め方の内容を b としたときに、a と b を結び付ける関数があるはずであり、それが変わらない段階で、会計情報 a の与えられ方が変われば、受け止め方 b に何らかの違いが出てくる可能性はある。しかし、会計情報の与えられ方が変わってくれば関数そのものも変わってくるはずであって、慣れの効果を含めたうえで話をしているのか、そういうものがない過渡期の話をしているのか、整理する必要があると感じた。
- では、過渡期の色々な問題・一時的混乱は別にして、関係者全員が IFRS に慣れた後に長期的・恒久的に残る影響として何があるのか。IFRS は情報提供機能の向上を図ることが目的であるということなので、それに関連してリスク管理態勢を高度化しなければいけないとか、物理的な意味での情報システムを整備しなければいけないことが恒久的な影響なのであろうか。それらにしても、大騒ぎするものではないはずであり、当面さまざまな困難があるために、議論が大げさになっている面があるのではないかと思われる。

制度の相互補完性との関係

- 次に、制度の国際的共通化に関連した一般的な話をしたい。経済システムを構成する制度の中には、収束しやすい制度と、収束するのに長時間かかる制度がある。資本にかかわる制度は、資本自体が国際的な可動性が高く裁定が働きやすいため、国際的に共通化しやすい面がある。会計制度に関して国際共通基準がいわれるのも、まさに資本にかかわる制度という面があるためである。小山報告でも触れられていたが、とくに最近、IFRS は M&A 会計であるとか、デューデリジェンス会計だ、投資家目線での会計だという捉え方が一般的になってきていると思われる。これも、IFRS の導入がまさに資

本にかかわる制度の面でのコンバージェンスであるということから出てきていると考えられる。

- 資本にかかわる制度は国際的に共通化しやすいのに対して、労働にかかわる制度等はそれほど簡単に国際的な共通化を図れるものではない。生身の人間に近いほどなかなか共通化しにくいという問題がある。また、指摘されているように、会社法や税制という制度は共通化されているわけではない。このように制度の収束スピードに差があると、経済システムはさまざまな制度が相互に補完性を持って成り立っているものであるから、相互の補完性が崩れて全体としてのパフォーマンスが低下する可能性はある。これは1つの論点であろう。
- 驚地報告でも触れられていたが、IFRSは日本的経営と合わないのではないかといわれることがあるし、投資家目線の投資家会計であるIFRSでは経営などできないという経営者が最近では珍しくない。「投資家の視点に立って経営していない」と公言することの是非はさておき、先ほどの浅井コメントの中でも、中長期的視野からの経営がしにくくなるのではないかと指摘があった。そのような面は確かにあると思われ、したがって、制度的な補完性をどのように再構築していくかという観点は重要であろう。小松コメントで指摘のあった連単分離やダイナミック・アプローチに関する議論は、このような問題について論じているということではないかと思う。この点、何が動かせる変数で、何が動かせない変数かというのは、短期、中期、長期の時間軸によって違ってくる。そうした中で、IFRSの導入に関してダイナミック・アプローチ的に考えていくのが妥当なところではないか。
- なお、自分は日本的経営が礼賛されるべきものと思っているわけではない。中長期的視野からの経営が必要であるという議論には大賛成であるが、株式市場や資本市場から圧力を受けることがなければ中長期的視野からの経営が行われるという判断には同意できない。例えば、これだけ毎年、新卒者の採用人数をボラタイルに変動させておいて、「長期的視野から経営している」といえるのであろうか。短期的視野にのみ立っているようなタイプの投資家から圧力を受けるとやりにくいのは確かであろうが、「長期的視野からの経営」は、そうした投資家からの圧力がなければ実現することが自動的に保証されているものではない。IFRSについて、「あれは投資家会計だからだめだ」という最近の議論に対しては必ずしも与したくないと考えている。

6. 全体討論

以上の報告およびコメントを踏まえ、全体討論が行われた。全体討論では、フロー重視とストック重視（長期的視点と短期的視点の問題を含む） 会計の機能としての投資意思決定支援と契約履行支援、原則主義、IFRS アドプションのポジティブな効果、IFRS への制度的対応のあり方が討論のポイントとして取り上げられた。

議論に先立ち、座長の徳賀は、報告・コメントを踏まえて以下のような論点整理を行った。

- 報告・コメントの内容は、IFRS の影響を考察する際の枠組みと、わが国におけるIFRS への対応方法およびその会計実務への影響の2つに大別することができる。
- については、第1に、さまざまな利害関係者に発生するさまざまな次元のコストの発生が論点となっている。IFRS アドプションの利害関係者の中でも中心的なプレーヤーと考えられる作成者、利用者、公認会計士それぞれについて、作成者であれば会計システム変更のコスト、会計教育のコスト（コンサルティングのコストも含む）が、利用者・公認会計士であれば会計教育のコストがかかる。またすべてに共通して、新しい制度への対応における試行錯誤のコストが発生する。これは、先ほどの池尾コメントでいう習熟するまでの過渡期のコストといえよう。第2に、多くの報告者から指摘のあった、ビジネス・モデルの変更を含む日本企業の経営戦略への影響が挙げられる。報告では、ネガティブな面とポジティブな面の両方が取り上げられていた。第3に、日本の産業・経済へのマクロレベルでの影響が挙げられる。
- については、第1に、日本の制度的対応のあり方に関する選択肢として、連結先行、連単分離、および連単同時移行、並びに金商法における単体開示廃止論などがあり、どのような制度的対応をするかによって、コストや対応する企業の戦略が変わり得ることが論点となっている。第2に、基準横断的な特徴として、(a)原則主義、(b)ストック重視とフローの配分操作の制限・画一化、(c)管理会計情報の開示の増大（IFRS では内部の管理情報の一部の開示が要求されていること、管理情報と財務会計情報の連動が要求されていること）、(d)見積もり情報の増加、(e)注記の質・量における重要性の増大が挙げられ、それぞれの影響は以下のように整理できる。すなわち、まず(a)の影響としては、判断余地の増大が判断への責任の増大を通じて、訴訟の増加をもたらす可能性がある。(b)の影響としては、ストックの価値評価の重視と包

括利益の開示を通じて、短期主義的な視点が強調される可能性がある。(c)については、企業によっては積極的な活用も可能になるのではないか。(d)の影響としては、会計情報の信頼性の低下が懸念される。(e)の影響としては、専門性が高まり、情報過多の問題が発生する可能性がある。ただ、影響については、いずれにしても確たることはいえない。第3に、個々のIFRSの特徴から推定される影響ということでは、金融商品、有形固定資産、無形資産、企業結合、収益認識、保険契約、退職給付、外貨換算について触れられていた。

(1) フロー重視とストック重視について

まず座長の徳賀は、情報提供という視点からみて、ストック情報が重視されるとしても、必要なフロー情報が失われないのであれば(「あれもこれも」というかたちで情報開示がなされるのであれば)、若干のコスト増を別にすれば大きな問題にはならない可能性があるとし、ストック情報の重視によってフロー情報の質が変わる、例えば、リサイクルしないことで純利益情報の質が変わることがあっても(「あれかこれか」)、それを「あれもこれも」に変化させるような企業努力がなされ得るのではないかと指摘した。そのうえで、この論点は、包括利益やOCIの情報、あるいは個別のストックの価値情報が、投資家その他のステークホルダーにとってどのような意味を持ち、それによって企業はどのような対応を迫られるのか、ストックの価値評価を重視することが短期主義的な経営と論理的に直接結びつくのか疑問であるものの、多くの論者が短期主義的な経営を誘導すると指摘している中であって、公正価値を重視するIFRSの導入によって企業経営の時間軸は変わると考えられているのか、またそれは首肯されるべきと考えられているのか、IFRS導入の効果をポジティブに捉えようとする場合、ストックの価値評価はどのように位置付けられるか、の3つに分けて論じることができるとした。

このうちに関連して浅井は、池尾コメントでも触れられていたように、結局、世の中がどのようにみるかに尽きるのではないかとしつつ、ただ例えばリスク管理をとってみても、どの企業も総論は賛成であり、リスクを「見える化」すること自体には誰も反対しないが、コストをかけて「見える化」しても、そのみえたものをどう使って、どのように経営していくかという点について思案していると指摘した。すなわち、現状日本企業において、経営企画セクションや財務セクションが経営者に為替や株式の変動リスクに関する判断材料を提供

し、経営者がそれを踏まえてリスク・マネジメントのルールを策定し、リスク抑制を図るという態勢構築がまだ確立されていないとした。

また浅井は、OCIのブレには問題意識を持っており、例えばこの円高局面で、2009年3月期は為替換算調整勘定が大幅なマイナスになった企業が多かった（海外企業を設立し出資した以上は、潰すわけではないから為替リスクのヘッジもできなかった）が、こうした大幅なマイナスを不作為のリスクと捉えるのか、それともやむを得ないものと捉えるのかは現状定まっていないと指摘した。そのうえで、純投資のヘッジに関する議論が盛んになっており、今後は外貨調達の活用などによるヘッジを通じて、為替換算調整額を抑えるという方向に進んでいくと思われるものの、現時点では為替変動によるOCIの大きなブレをどう評価するかについて、世の中の視点と材料が整っていないので、企業も悩んでいるのではないかと述べた。

ストック重視について橘は、保険業界に関連するところでは、世の中の見方がそのような方向に変化してきていることは確かであるとしたうえで、その善し悪しは別にしても、ストック情報はあくまでも幅に関する情報でしかないことを理解したうえで使われるのであれば問題はないのかもしれないと述べた。すなわち、会計情報・財務情報は、監査に耐えられる相当精度が高いピンポイントの数値であるべきであるのに対し、IFRSによるストック情報は、幅あるいは感応度に関する情報（例えば、「これだけ為替が動いたらこれだけ包括利益がブレるのは当然である」といった情報）でしかなく、市場の見方が成熟して、あくまでもそのような一時的なものとしてストック情報が使われるのであれば問題ないであろうが、それまでにはまだまだ時間がかかるであろうと指摘した。

この点に関連して神山は、退職給付会計においては、数理計算上の差異などの即時認識というかたちで会計基準がバランスシート中心、すなわちストック中心になってくるが、従来であればストックの変動はすべてコストと捉えられていたものが、リスクとしてOCIに計上されるものと、コストとして人件費に計上されるものとに分かれることになり、経営者も投資家もストックの変動をよりその要因ごとにみていくことになるのではないかと述べた。また、OCIのブレについては、仮にブレないことを志向して年金資産の運用で全くリスクをとらないとすれば、例えば退職給付であれば、債務側の利息と相殺できず非常にコストが大きくなるという問題があり、その意味では、リスクとコストのバランスの中でフローとストックのどちらを重視するかが決まっていくのではないかとした。

次いで 小山の株式の価値評価重視と企業経営の時間軸の問題について小山は、「これが長期的なビジネス・モデルである」というものがあれば、それを自ら市場に説明し納得してもらおうという新たなプロセスが付け加わるということであり、池尾コメントでも触れられていたとおり、IFRS が入ることによって逆に長期的経営の重要性が浮き彫りになるともいえるわけで、IFRS 導入の一種のメリットになり得ると述べた。また、確かに IFRS ゆえに短期主義的経営に傾くところが出てくる可能性は否定できないものの、例えば今回の金融危機はまさに株主の短期志向に経営者が応えた結果であり、そういう経験が別途ある中で、その反省が内生化されていくとするならば、IFRS 自体が短期主義的経営をもたらすかどうかを評価することは難しいと付言した。

また鷺地は、資産・負債を重視するから短期主義的だということではできず、むしろフローだけでみるほうが短期主義的経営に走る可能性は高く、実際、今期のフローの予算が足りないから、本来であれば売らなくてもよい含み益のある株式や固定資産を売るといったことが現実に行われていたと述べた。これに対して、「たまたま今期はマーケットが悪かったので、P/L 上は赤字であるが、将来に向かってキャッシュ・フローを生むアセットがストックとしてこれだけある」というプレゼンテーションができるとするならば、むしろストック重視のほうが長期的であるともいえ、経営者はむしろそちらのほうにフォーカスして IFRS をポジティブに受け止めればよいのではないかとの見解を示した。

以上に対し徳賀は、小山および鷺地の指摘は、IFRS 導入効果をポジティブに捉えようとする場合に株式の価値評価はどのように位置付けられるかという論点に対する回答にもなっていると述べた。

(2) 会計の機能としての投資意思決定支援と契約履行支援

徳賀は、会計の役割・機能として、通常、投資意思決定支援と契約履行支援（池尾コメントの言葉を借りれば、情報提供と利害調整）の 2 つが取り上げられることが多いが、IFRS アドプションのインパクトを考える場合にも、それぞれへのインパクトを分けて考えたうえで、総合的な評価を加える必要があるとした。そのうえで、まず 1 つ目として、会計の 2 つの役割のうち前者、すなわち投資家の事前の期待形成・投資意思決定のために資本市場向けに情報を提供するという会計の役割から考えた場合に、IFRS の企業経営および投資行動へのインパクトについてどのように評価し得るかを問いかけた。

これに対して浅井は、IFRS 導入は投資家サイドに立つと非常に好ましく、従来であれば探し出さなければならぬ、あるいは直接聞かなければならなかった数値が、グローバルに同じ物差しに従って示されるというのは非常にプラスであろうとの見解を示した。他方において、経営者サイドからすると、スナップショットの情報が出ても、ゴーイング・コンサーンで見れば変わらないと投資家が捉えてくれればよいが、例えば、年金について、企業が期待利回りを実現できなければ投資家はマイナスに評価するなど、「これは長期的な投資であり将来収益を生む」と説明しても理解されにくいことがあり、とくに長期投資が必要な産業にとっては厳しいものとなり得ると述べた。

IFRS は投資家にとっては有用であるという浅井の発言に関連して徳賀は、投資家は事前の期待形成のためだけでなく、予測した利益を事後の成果に照らし合わせて評価するためにも会計情報を用いるが、この点における IFRS の有用性を質した。これに対して浅井は、IFRS 自体はさまざまな視点から物事を捉えており、それによって作成される財務諸表にもさまざまな情報が内包されているので、利用者側がそれらをどう切り出して使うかという使い方の問題であろうと述べた。

投資家の短期志向・長期志向について池尾は、それと投資家の要求収益率が高い・低いという話とは似ているようで違うものであり、米国の市場は短期志向であるとしばしばいわれるが、果たしてそうなのかは疑問であるとした。すなわち、米国の市場が、投資家が企業に対して極めて厳しい要求をしてくる、すなわち投資家の要求収益率が非常に高い市場であることは確かであり、その高い要求収益率をコンスタントに実現することは難しいが、これと中長期的経営ができないという話は、似ているようでやはり違うのではないかと指摘した。

この点に関連して、徳賀は、例えば、早稲田大学の首藤教授の国際比較研究では、日本とドイツの投資家が最も短期志向だというような結論が出ていたことを紹介した。これについては池尾より、株式市場の価格形成のあり方が問題であり、日本の株式市場は、持合いの結果、株式市場がコントロール権を取引する市場として機能していないために、個人投資家は株式市場で値上がり益を追求する以外になく、投機的な行動を強いられるとし、これは企業側に責任があるとの見解が示された。すなわち、企業側がそのような株式市場にしておきながら、「そのような短期志向の株式市場はだめである」と主張している面があり、会計そのものの問題ではないが、株式持合いを長期間にわたって前提としてきた企業経営のあり方が結果として短期志向の投資家を生んだことが問題なのではないかと述べた。

これを受けて浅井は、例えば金融機関は多額の政策投資株式を保有しているものの、2007年11月の日銀レビュー「株式保有を前提とした銀行の企業取引の総合採算性について」でも論じられていたとおり、これが企業取引の総合採算として見合っているかということと必ずしもそうではないとする一方で、各金融機関とも他行に先んじて自行だけ売却することはなかなか難しいとし、そうした状況下、IFRSは一種の外圧として、関係者に株式持合いを改めて見直させるものであり、この点でのプラスの影響は大きいのではないかとの見解を示した。他方において浅井は、株式持合いの解消が進んだとしても株式市場が効率化するとは限らないものの、仮に効率化すれば、海外企業などによる日本企業の買収が活発になるのではないかとの見方を示した。すなわち、今現在、日本の東証二部上場企業の株価純資産倍率(PBR)は約0.6倍であるのに対し、上海市場の企業のPBRは約2倍であり、極端なことをいえば、例えば中国企業が新株を発行して資金を調達し、日本企業に対して買収を仕掛けることは容易に想定され、日本企業は株式市場が効率的になればなるほど呑み込まれてしまう恐れがあるとした。

IFRSの投資意思決定有用性に関して河野は、IFRSが投資家目線であるということは、現行の概念フレームワークでは必ずしも明確にされておらず、仮にIFRSが投資家目線になりたいのであれば、それを概念フレームワーク上明確に打ち出し、個々の基準もそれに基づいて開発すべきであると指摘した。また、「投資家目線である」とすれば、次に「ニーズは何なのか」が問題となり、例えば、投資家にとって最もメリットがあるのは短期志向の会計数値なのか、ボラティリティを顕在化させることに意味があるのかといったことに関し、理論的な根拠が必要であろうと続けた。そのうえで、ボラティリティを示すことが仮によいとしても、見積もりをオンバランス化することで失われる信頼性と、投資意思決定有用性という目的との適合性のトレードオフについても、概念フレームワークのレベルから解決されていなければならないとした。さらに、開示の増加についても、一般に投資家からみてメリットと考えられているものの、実際には開示が多過ぎて肝心の情報が隠れてしまうという問題があると指摘した。

次いで徳賀は、会計の2つ目の役割、すなわち契約履行支援を取り上げ、経営者は、配当、報酬契約、上場要件、上場廃止条項、財務制限条項、保険契約者の保護など会計数値と直結したさまざまな規制や契約に従って企業経営を行っており、それらによって行動が拘束されているため、会計基準の変更はこうした規制や契約への影響を通じて企業経営に何らかの影響をもたらすのではないかと問うた。

これに対し樋は、保険契約を履行していくための要素や配当の根拠としては、IFRSによって作成される情報は問題を含んでおり、何らかの別の指標を持たざるを得ないという結論に帰着するのではないかと述べた。

他方池尾は、正式の契約を締結している相手方との関係ではなく、従業員との関係が問題になるのではないかとの見解を示した。すなわち、日本企業ももちろん雇用契約は結んでいるものの、正規のコア従業員は、長期雇用を保証される中で、立証可能性等の面から透明化・明確化できないさまざまな暗黙の契約のようなものを経営陣との間で取り交わしており、そこを包括的に含み益のようなもので担保してきたのが、日本的経営のよい点であるとも捉え得るとし、IFRSの導入によって仮にそういうことが許されなくなるとすれば、従業員との間の正式の契約の部分は問題ないが、暗黙の契約の部分については問題が残るとした。

これらの議論を踏まえ小松は、IFRSに対する考え方として、日本的経営を温存していくことの是非という話と、自分が述べた連単分離とは全く異なる発想であり、両者を区別して論じることが必要であると強調した。すなわち、連単分離のもと、連結へのIFRS導入は、それが世界的にみて評価されているものなのであれば、大いに結構ではないかとする一方、単体は、契約履行支援ないし利害調整という全く別の概念に拠って立つものであり、株主と債権者といった契約関係にない者との利害調整を図る、あるいは課税することを目的としているのであるから、そうした目的に沿った内容とすべきではないかとの見解を示した。

これに関して徳賀は、契約や制度を守るために、例えば「配当制限に関する規定」や「別段の定め」など、会計数値をアレンジするための多数の条項を積み上げていくような対応の仕方の当否について質した。これに対して小松は、現在でも分配可能額の算定に当たり、会社法の観点からみて不適切なものは会計上の剰余金から差し引くなどしているため、会社計算規則中の関連規定は非常に複雑であるし、税法も同様であるが、IFRSになると、それがより複雑化していくことに留意すべきであるとした。そして、複雑でも論理的に対応できないことはないといわれればそのとおりであるものの、どこまでやるのかという問題であり、連単分離は、コストとの兼ね合いを考えれば、そこまでしてIFRSを単体に導入するメリットはないのではないかという発想であると述べた。

他方本澤は、連単分離か一致かはオール・オア・ナッシングではなく、どちらが適切かは企業の立ち位置によって違おうとしたうえで、ソニーの場合、連結

は IFRS、個別は日本基準というのは、グローバル競争を行っていく中では、コスト競争力の観点から受け入れがたいとの見解を示した。かといって、個別もすべて IFRS にすべきかというところではなく、個別財務諸表をどうするかは、欧州の例をみても、会計の持つ 2 つの目的のうちの後者、すなわち利害調整機能のところとうまく調和させながら、いかに制度をシンプルにするかの問題であるとした。このような意味において、連結のみに IFRS を適用する場合に、個別は全く別のものを要求されるのは適当ではないと考えており、諸外国は確かに連単分離となっているものの、制度的には、個別にも IFRS を適用し得るとされていると理解していると付言した。

これに関連して徳賀は、米国では連結のみを開示しているとされるが、投資家は個別財務諸表を必要としていないのかと問うた。これに対し本澤は、米国においては、財務会計としては投資意思決定支援を目的とする連結のみで、これと税法しかなく、利害調整は会計ではなく個々の契約に基づいて行われていると説明した。

こうした議論に対し小松は、自分の問題提起は、例えばあるべき分配可能額が 100 であり、それについては争いがないとしたときに、個別にも IFRS を導入して、利益を計算し（例えば 300 とする）、それを基に 200 分の調整を行うという比較的複雑な規定を置いて 100 に至るのか、それとも個別財務諸表上は 100 にかなり近い値（例えば 110 とする）が出てくるような個別基準を持って、10 だけ調整するような簡単な規定を置くのか（現行制度を維持するのか）という議論であると述べた。ここにおいて、100 に争いがないとすると実は基本的な考え方に相違はなく、あとは IFRS を導入して別途分配可能額会計ともいい得るような複雑な調整を行うのか、あるいは個別は日本基準を維持して簡単な調整を行うのかという、100 に至る調整の「場」に関する議論にすぎないとした。そのうえで、逆に分配可能額を 100 とすること自体について判断に差があるとすると、それは根本的な差であるので、正面から議論する必要があるとした。

（3）原則主義

まず徳賀より、原則主義のもとでは、具体的な取引や事象と会計処理との首尾一貫性が担保され得るのかどうか疑問視されているとの意見について見解が問われた。

これに対して河野は、現実には理解可能性こそが財務報告の最も大切な特性

であり、原則主義は、投資家のみならず、他の財務諸表ユーザーにとっても使いやすいの根幹である理解可能性を高めるうえで有用なのではないかとの見解を示した。また、原則主義のもとでは処理の幅ができることとされるが、会計基準が明確な原則をきちんと打ち出せていれば、処理はさほどブレないと考えられるし、原則というものは幅を広くも狭くもでき、それによって処理の幅も異なり得ると述べた。そのうえで、今語られている原則主義は、イメージ先行の部分があると同時に、実際に過去 IASB が作ってきた基準は、実は IASB 自身が原則主義とはいかにもあるべきか、明確な答えを持たないまま開発されてきた部分も少なからずあることを踏まえなければならないと指摘した。さらに、そうはいっても現実問題として原則主義を運用していくうえでは、経営者による判断と開示をワンセットで行うことが必要であり、だからこそ、明確な原則を打ち出せるような概念フレームワーク、すなわちユーザー、ニーズ、目的が明確化されている概念フレームワークが必要になると述べた。

次に徳賀は、原則主義によって、原則に適合した処理を行っていることについての説明責任が増大していくのではないかと問題提起した。

これに対して本澤は、原則主義よりも米国基準のような細則主義のほうが具体的な会計処理を適切になし得るとはいいがたいとし、財務諸表はビジネスの実態をいかに的確に表すかが重要であるところ、細則主義の米国基準では、適当な細則がなかったり、あるいは、監査法人が当てはめようとする細則がビジネスの実態から乖離していることがままたり、結局、細則の解釈に最もコストがかかることを披露した。そのうえで、原則主義は逆に、ビジネスの実態を表すよう企業が能動的に判断できるため、原則主義では会計処理の首尾一貫性が失われるといった批判は必ずしも当たらないのではないかとの見解を述べた。

細則主義のもとでは細則の解釈にコストがかかることの本澤の指摘に関連して河野は、IFRS にあっても、監査法人の中でガイダンスを用意し、800 ぐらいの Q&A を運用しているが、そのうち約 3 分の 1 は、むしろ細則主義に基づく IAS 第 39 号（金融商品会計基準）関係であり、いわばルールがルールを呼ぶかたちで、現実には細則主義に近い基準のほうが皮肉にも解釈を要することが多い点を紹介した。

（４）IFRS のポジティブな効果

徳賀はまず、IFRS アドプションを社内変革の梃子にする可能性を問うた。こ

れにつき本澤は、連結財務諸表は投資家による意思決定有用性の極大化を目的に作成するものであるから、個別財務諸表に分解したときの各主体の目標の和が連結財務諸表の数値とほぼイコールになっていなければならない、IFRS の考え方を管理会計上の多様な階層に落とし込む仕組みと、それらの和が連結財務諸表の数値とほぼイコールになる仕組みを築いていく必要があるとの見解を示した。

リスク管理と IFRS 導入との関係に関連して鷺地は、リスク管理という意味では、投資家のみならず経営者にとっても情報が多のほうがよく、例えば金融商品のリスク感応度分析は、非常に煩瑣で社内的には評判が悪いものの、従来リスク感応度も分析せずに経営していたとするとそのほうがおかしいのであって、社内的には IFRS を梃子に社内のリスク感応度分析をもっと精緻化すべきという号令をかけやすくなった面があると述べた。

関連して神山は、退職給付会計との関係では、リスク・コントロールが必要になる中で年金ポートフォリオの変更は避けられないが、これは会計だけがきっかけになっているというよりは、最終的には運用の成果がキャッシュ・フローに影響するという制度の問題であるとし、そうした中で全体的にリスクの引き下げが図られていくという方向はあり得るとの見方を示した。他方で、資産運用に限らず、廃止も含めた年金制度の見直しの問題については、会計基準が影響する部分の大きいものの、最終的に日本の会社として、従業員の生産性向上のためにその制度が有効かどうかを再検証するきっかけになるのではないかと述べた。

(5) IFRS への制度的対応のあり方

徳賀は、制度の収束にかかる時間の差によって制度間の補完性が崩れた場合、全体としてのシステムのパフォーマンスが低下する可能性があるという池尾の指摘を捉え、IFRS 導入についていえば、これまでそれぞれが少し曖昧なところで制度趣旨を持っており、その下では制度的補完性を持ち得たものの、片方の制度が IFRS によって非常に明確な制度趣旨を持つに至った場合、他方の制度との補完性が崩れてしまうことになるのではないかとし、例えば税制は収束しにくい(あるいは収束すべきでない)とするならば、それと会計制度との制度的補完性を断ち切るという選択肢もあり得るのかと問うた。

これに対して池尾は、「補完性を断ち切る」という言葉の意味にもよるが、例

えばそれなりに補完構造を持った2つのシステムが別個に存在していた場合に、グローバル化の影響でその2つが融合したときにどうなるのかについていえば、2つが同じようなものであれば問題は生じないが、異なったかたちのシステムで相互補完性がある場合には、一方のシステムに収束するのか、新たなハイブリッドなシステムが生み出されていくのかという話になると思うと応じた。そのうえで、この点は、結局はどのような国のかたちを目指すのかという日本人の選択の問題につながるものであり、これまでの日本の国のかたちをできるだけ維持したいとして、和魂洋才的に対応する部分だけに対応しつつ、その他は従来そのままとしたいのか、日本国としてこれからどのような国のかたちを目指していくのかが問われる問題であろうとした。

これに関連して小松は、先ほど論じた単体にIFRSを導入するか否かという議論に引き付けていえば、分配可能額が100であり、日本基準では110の利益が、IFRSでは300の利益がそれぞれ算定されるときに、単体にもIFRSを導入すべきという主張が、100に代えてIFRSで算定される300を（若干の調整はあり得るものの）分配可能額とするほうが利害調整の観点から適切だという主張なのであれば、110か300かは非常に理念的な問題であり、池尾の指摘する日本国としてあるべき姿の選択の問題の1つになり得ると述べた。これに対して、分配可能額としてはあくまでも100が適切であるという前提のもとで、100に到達するためにIFRSで算出した300との差分200の調整を行うことの是非という議論なのであれば、単体にもIFRSを導入することで削減できる管理コストと、200の調整コストとの比較の問題にすぎないとした。そのうえで、単体にもIFRSを適用できるほうがコストが減るという主張が、この例でいえば、日本基準に基づいて110という利益を算定する個別財務諸表を作成し、現行制度に基づき10の調整をするよりも、単体にIFRSを適用して200の調整を行うほうが総合的にみてコストが低いという趣旨なのか、それともIFRSによる300という利益を若干調整するくらいのもので分配可能額とするほうが利害調整として適切である（すなわち、あるべき分配可能額について現行法制と異なるものを提示する）という趣旨なのか、どちらであるかを明らかにしないと、議論は永遠に噛み合わない」と強調した。

7. 座長総括コメント

座長の徳賀は、以上のような報告・討論を踏まえ、次のようにコメントし、本ワークショップを締め括った。

- 本ワークショップでは、多岐にわたる論点が提示されたが、以下、会計学者あるいは会計教育者としての視点から2点ほどコメントすることにより、総括とさせて頂きたい。これらの点は、池尾がコメントの中で指摘した点とも密接な関係を持つのではないかと理解している。
- 第1に、会計処理と基礎概念ないし基礎理論との関係についてである。類似の取引・事象を同じように(異なる取引・事象を異なるように)会計処理(写像化)できること(knowing how)は、会計制度の存立基盤であり、取引・事象とルールに基づく会計処理との公平な関係性が社会的に保証されていることが必要である。そうした保証がなければ、企業がそれぞれに行った会計処理の妥当性を示すことはできないからである。しかしながら、現実の取引・事象は無数にあり、経営者も会計専門職も、確信を持って「あるべき会計処理」を答えられない場合は少なくない。そこで、具体的なルールより上位にある原則や基礎概念、さらには制度趣旨にまで遡って、取引・事象への具体的なルールの適用を確認する作業(knowing what)を頻繁に行うことが必要となる。原則主義的な傾向が強まれば強まるほど、こうした思考過程は重要となってこよう。そうだとすれば、経営者や会計専門職に求められている第1の能力は、具体的な会計処理とその根拠となる、より抽象度の高い基礎概念や基礎理論との間を自由に行き来しながら、会計処理の問題を解決する能力であろう。この点、大学では、具体的な会計処理に関する講義のウエイトが非常に大きくなっており、もう1つの重要な教育要素である会計と経済社会との関係を理解して会計政策の展開を可能とする教育(knowing why)に時間を割くことが難しくなっている。ただ、大学は多数の会計専門職や経理担当者を創出することを求められているため、こうした状況はある程度やむを得ない面もある。
- IFRSへの対応において、具体的な会計処理の日本基準との相違は、相対的にみれば大きな問題ではないともいえる。むしろ、連結先行や連単分離という制度的対応において、ルールから基礎概念や基礎理論にフィードバックする過程が複数発生すること、すなわち、IFRSのもとでは、原則主義、ストック重視、公正価値評価といった概念に遡って会計処理の妥当性を確認する一方で、日本基準のもとでは、細則主義、フロー重視、取得原価評価、実現といった概念に遡って会計処理の妥当性を確認するというように、会計実践の場においてフィードバックのチャンネルが複数存在してしまうことのほうが問題としては大きく、会計教育の複雑化や会計実務の混乱を招く可能性があると思われる(連単同時移行に賛成しているわけではない)。

- 第2に、投資意思決定支援と契約履行支援という点についてである。会計基準と経済社会との因果関係を把握する（knowing why）うえでは、通常、双方向の影響を考慮しなければならないが、IFRSのアドプションの場合には、会計基準の変化から経済社会という一方向の影響ばかりが問題提起されている。
- 会計の経済社会における機能は、一般に、投資者の事前の期待形成や事後の期待修正のための情報の提示と、分配問題を含めた契約履行支援のための情報の提示の2つと考えられている。このうち、投資者の事前の期待形成や事後の期待修正については、池尾などからも指摘があったように、IFRSのアドプションによって評価軸がずれた（変化した）としても、時間をかければ学習によってそれを調整・克服することは可能であろう（当然に、試行錯誤のコストは発生する）。つまり、主に初期コストの問題であるともいえよう。これに対して、事後の会計数値と直接に結びついた社会的な契約や制度の場合には、それらを変更しなければならない。ところが、社会的な契約や制度の多くは法律と結び付いているため、変更が困難な場合が多い。あるいは、変更すると、より大きな問題を惹起したり、契約や制度自体が機能しなくなる可能性もある。つまり、IFRSのアドプションによって発生する社会的なコストとしては、資本市場参加者間の混乱を修復するコストよりも、社会的な契約や制度の変更や、それらを変更できない場合に企業が最適な行動を選択できないことによって発生するネガティブな影響（企業行動の変化）によるもののほうが、大きいのではないかと考えている。
- もっとも、IFRSのアドプションによる影響をポジティブなものに変化させようとする企業行動も、当然に起こり得るであろう。本ワークショップを通じて、企業というものは、環境の変化に実にダイナミックに対応するものであることを再認識した。そうした企業行動のダイナミズムが、ビジネス・モデルの変化や産業構造の変化などとして、今後、さまざまなかたちで具体的に顕れてくるのであろう。それがさらに日本経済全体や世界経済全体にまで影響を及ぼす可能性を考えれば、IFRSの「内容」についての主体的な検討と、検討結果についての日本からの効果的な意見の発信がなされるべきであろう。

【開会挨拶】

会計基準と企業行動：日本の経験

高橋 亘*

2009年6月に金融庁の企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表して以来、わが国においても、2015年あるいは2016年から国際財務報告基準（IFRS）が強制適用されるとの見方が広がっている。一方、IFRSをめぐるのは、金融危機の影響も受けて、その具体的な内容やあり方をめぐって活発な議論もなされており、今後わが国も含めて一層の検討が進められることが期待される。

いうまでもなく会計基準の適否については、企業行動を含めた経済全般に及ぼせる影響を与えるかが、1つの判断材料となろう。それには新たな基準が経済社会情勢の変化をどの程度踏まえたものであるかもポイントであろう。また経済活動のグローバルな展開を考慮すれば国際的なルールの共通化が必要となる一方、各国個別の制度・慣習等を考慮していくことも必要となる。さらには、いったん決まった基準もその後の環境変化を踏まえて見直されることが必要であろう。

わが国においても、1990年代後半以降、会計基準等の変更は精力的になされてきた。本小論では、そのうちのいくつかをみることにより、それぞれの事例において、上記のような事情がどのように反映されてきたのかについて簡単な整理を試みた。過去の事例を踏まえることにより、今後の会計基準のあり方に向けての検討材料を供せれば幸いである。

（1）金融商品会計（デリバティブのオンバランス化とその評価）

わが国における2001年の金融商品の時価会計の採用（基準公表は1999年）の背景には、当時の国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：分類および測定」の影響とあわせて金融機関の経営において、リスク管理のツールなどとしてデリバティブが積極的に活用され、それを会計上も適切に扱うことが必要になったという事情が指摘できよう。当時日本銀行が公表した金融市場におけるデリ

* 日本銀行金融研究所長。なお、公表に当たり、若干の加筆・修正を行った。

バティブの増大に関するレポート(日本銀行[1999])は、そうした状況を映して中央銀行の立場からデリバティブ市場の重要性を示したものであった。会計面では当時の日本の金融機関においても、すでにデリバティブを含む商品勘定の金融商品については内部管理上(管理会計上)時価認識することが一般化しており、これを財務会計上あえて取得原価表示することは、実務上も余分な負担となっていた。このため商品勘定の金融商品の時価評価自体は、金融機関自身の内在的なニーズの存在からも極めて当然な動きであったといえる。

一方投資勘定の債権等をヘッジするデリバティブ(金利スワップ等)には、繰延ヘッジ会計(ヘッジ手段であるデリバティブの評価損益は、原則として、ヘッジ対象とされる債権等の損益の認識時まで認識されない)が導入された。これは、ヘッジの実態を財務会計上反映させるという企業の意図(ニーズ)を反映したものであったが、全面時価会計を推進する立場からはさらなる検討を要する点でもあった。現行IFRSでは、公正価値のヘッジについては時価ヘッジ会計(ヘッジ対象である債権等をヘッジ手段であるデリバティブに合わせて時価評価する)が採用されているが、現在行われているヘッジ会計簡素化の議論の中で、時価ヘッジに替えて繰延ヘッジを適用する方向が示されている。

(2) ディスカウント・キャッシュフロー法(DCF法)の提案・採用

これは必ずしも会計基準の変更ではないが、企業自身も含めた社会的な要請から、ある種の基準が採択された事例として、日本の金融部門の不良債権処理におけるDCF法の採用が挙げられる。これについても、日本銀行は、当時論文(日本銀行[2003])を発表し、不良債権の経済価値を適切に把握することの重要性を指摘するとともに、DCF法の採用は、単に引当手法の改善にとどまらず、金融機関と企業の双方のビジネス・モデルにかかわる問題であるとする指摘を行った。実際、DCF法の導入によって、主要行の要管理先債権の引当率は、相当程度上昇したとされる。

債権の経済価値の適切な把握とそれに応じた引当は、会計上も、理論と実務の両面において今なお重要な問題とされている。このことは、国際会計基準審議会(IASB)が2009年11月に公表した公開草案「金融商品：償却原価および減損」が提案する期待損失アプローチ(償却原価によって測定される金融資産については、より早期の信用損失の認識を可能とするため、満期までに生じ得る信用損失を当初認識時に見積もり、実効金利法を用いて每期一定のペースで引き当てるアプローチ)をめぐるさまざまな議論が起きていることにも表れて

いるが、これも理論と実務との調整の観点からさらなる検討が必要とされる問題であろう。

(3) 連結会計

連結会計については、わが国の場合、1997年当時の山一証券の経営破綻等に伴い、「飛ばし」等が問題になったことから、社会的な要請上極めて喫緊の課題であったといえる。わが国における連結の基準として実質支配力基準という比較的厳しいルールが、スムーズに導入された背景には、本基準は規制としての性格も強く、そのように厳しい規律が社会的にも要請されていたとの事情も指摘できよう。

また特別目的会社の連結の問題とも絡んで、「認識の中止」が問題とされたが、これに関する基準導入当時わが国において法律的な側面、社会的な慣習などが配慮されたことは各国の基準のあり方として参考になろう。会計基準については国際的な共通化と同時に各国の制度的な事情も考慮される必要がある。仮に、リスクの分離などの実質的な問題が各国の法制に委ねられているのであれば、国際基準であっても、各国では国ごとの相違も考慮に入れた基準の設定・運用（解釈）がなされるべきであろう。

(4) 政策投資株式

政策投資株式の時価評価の問題については、IAS第39号をめぐって金融商品の時価会計が問題とされて以来、わが国でとくに影響の大きい問題として扱われてきた。2009年11月に公表された新基準(IFRS第9号「金融商品」)では、この問題は利益認識の問題として処理されたが(具体的にはIASBの当初提案では政策投資株式の公正価値評価差額も当期損益として計上することとされていたが、わが国からの主張を考慮して、当該評価差額はその他包括利益に計上することとなった)この問題も広く捉えれば、各国のビジネス・モデルの相違の問題であり、こうした相違を基準の設定においても考慮すべきか否かという問題を投げかけているように思える。

この問題が今回このように処理されたのは、政策投資株式の損益が投資目的で保有する債券の損益以上に短期的な損益であるとは認識されていないことを考慮したものであろう。その一方で、時価認識する金融資産とされたことは、

国際的な共通ルールの適用による比較可能性の向上という観点に配慮したものと
といえる。

もっとも一般に企業側のニーズや制度・商慣習上の理由で会計基準の適用の
あり方が変わってくるのであれば、その適否等については個々の事情の斟酌が
より重要となる。これに際しては、当該事情に通じた監査人の認定に委ねるな
どの対応も必要となろう。

会計基準の設定・変更等は、その理論的な整合性と同時に、その現実的な妥
当性が常に問われる問題である。以上の事例は、会計基準等の変更とそれをめ
ぐる企業行動等の経済的な環境変化について、ごく一部を取り上げたものにす
ぎない。しかし、こうした視点からの検討は IFRS の強制適用の是非を判断する
時期が迫る今日においても、重要であろう。また各国の具体的な状況に即した
検討は、今後の IFRS に関する問題の検討においても重要な貢献となると思われ
る。

【主な参考文献】

- 日本銀行、「わが国デリバティブ市場の規模と構造 1998 年デリバティブ・
サーベイの集計結果」、1999 年
- 日本銀行、「貸出の経済価値の把握とその意義 金融機関・企業のビジネスモ
デルの変革に向けて」、2003 年

【導入ペーパー】

国際財務報告基準と日本基準の主な相違点および それらが企業行動等に与える影響に関する議論の整理

諸田崇義*・吉岡佐和**

目 次

1．はじめに.....	76
2．IFRS の特徴および主な基準の説明.....	76
(1) IFRS の基準横断的な特徴.....	76
(2) 財務諸表の表示.....	78
(3) 金融商品に係る現行基準の置換え.....	82
(4) 連結および金融資産の認識の中止.....	87
(5) 有形固定資産.....	91
(6) 無形資産（社内研究開発費）.....	94
(7) 企業結合.....	96
(8) 収益認識.....	99
(9) 保険契約.....	102
(10) 退職給付.....	105
3．企業行動への影響等に係る議論の紹介.....	109
(1) わが国企業の企業行動への影響等に係る議論の紹介.....	109
(2) 海外における IFRS 導入の影響に係る調査・分析.....	118
4．おわりに.....	123
【付表】 IFRS と現行日本基準との主な相違点.....	125
【付録】 アンケート結果の詳細.....	139
参考文献.....	144

* 日本銀行金融研究所（現金融機構局）

**日本銀行金融研究所主査

本稿は、日本銀行金融研究所が 2010 年 7 月 2 日に開催したワークショップ「国際財務報告基準（IFRS）と企業行動：IFRS アドプションのインパクト」における導入ペーパーとして作成された。会計基準のうち、基準改訂が進行中のものについては、2010 年 6 月 30 日までの公表資料あるいは暫定合意の内容を示している。本稿に示されている意見は、筆者たち個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、あり得べき誤りはすべて筆者たち個人に属する。

1. はじめに

本稿は、国際財務報告基準（IFRS）の特徴や現行日本基準との差異を整理するとともに、国内外で指摘されているIFRS導入の影響に関するさまざまな議論を紹介することにより、IFRSの導入が企業を中心とする財務報告の各利害関係者にどのような影響を及ぼし得るかについて議論するうえでの材料を提供することを目的としたものである。具体的には、まず2節で、IFRSの基準横断的な特徴、主要な基準（あるいは現在進行中のプロジェクトの方向性）の内容および日本基準との相違点を整理する。次いで3節において、IFRSの導入がわが国企業に及ぼす影響に関する議論を幅広く紹介するとともに、IFRSを導入済みの諸外国において実際にみられた影響についての事例を示す。そのうえで、4節では、特に3節で浮き彫りとなったIFRS導入がもたらす多面的な影響も踏まえ、議論を行ううえでの留意点を指摘することで本稿を締め括る。

2. IFRSの特徴および主な基準の説明

本節では、IFRSの基準横断的な特徴を整理するとともに、IFRSの主な基準につき、国際会計基準審議会（IASB）が検討プロジェクトに着手した背景、IASBによる検討の進捗状況と今後の方向性、米国財務会計基準審議会（FASB）による検討との相違点、現行の日本基準との相違点などについて説明する。

（1）IFRSの基準横断的な特徴

- IFRSの基準横断的な特徴のうち、現行の日本基準との差異が大きいものとして、原則主義、ストック重視、詳細な注記、見積もり要素の多さを挙げることができる。
- ・ IFRSは、原則主義の会計基準であるといわれている。すなわち、IFRSでは、各基準において詳細かつ具体的な規定が設けられるというよりも、基本的な原則が明示され、これらの原則と統合的な会計処理を行うことが求められており、解釈指針の公表も限定的である。

原則主義の定義は必ずしも一様ではないが、IASBのTweedie議長は、講演などにおいて、原則主義の会計基準の特徴として、例外がないこと、核となる原則（目的）があること、不整合がないこと、概念フレームワークと結び付いていること、判断が容易であること、ガイダンスが

最小限であることなどを挙げている。

米国基準は、IFRS と対比し、細則主義の会計基準であるといわれている。すなわち、米国基準では、各基準において詳細かつ具体的な規定が設けられ、これらの規定に従って会計処理を行うことが求められる。

経営者が、IFRS の原則を理解したうえで、財務諸表において企業の経済的実態が忠実に表現されるように会計処理を行い、監査人が、企業からの圧力に屈することなく、企業の会計処理が適切なものであったかどうかを専門的に判断することにより、詳細な規定を設けずとも原則と整合的な会計処理が行われると考えられている。

細則主義のように詳細かつ具体的な規定を設けると、かえって原則が不明確になること、規定の文言に従いさえすれば、原則を逸脱するような会計処理を行ってもよいという思考になりがちであること、このような行為に対処するために、追加的な基準開発コストが必要であること、といった問題が生じ得るが、原則主義はこうした問題を回避できるメリットがあるとされる。

- ・ IFRS は、ストック重視の会計基準であるといわれている。すなわち、IFRS では、資産と負債の差額が資本とされ、期首と期末の資本の変動額のうち、資本取引を除いたもの（包括利益）が、経営者の意図に左右されない利益情報であると考えられているようである。また、IFRS では、財務諸表の目的として、投資意思決定目的、すなわち投資家が将来キャッシュ・フローを予測し、企業価値を評価するうえで有用な情報を提供することが非常に重視されており、そうした情報を提供するために公正価値による測定が有用とされている。
- ・ IFRS は、詳細な注記開示が求められる会計基準であるといわれている。すなわち、IFRS では、財務諸表本体を補完するものとして注記が重視されており、財務諸表本体には反映されないものの、企業の経済的実態を明らかにするうえで必要であると考えられる情報は、広く注記による開示の対象に含めるというアプローチが採られている。

特に、企業のリスクや、資産と負債の公正価値に関する情報の注記開示に重点が置かれているほか、IFRS の原則に基づき計算された数値を理解するうえで必要な前提事実について、注記による開示が求められている。

- ・ IFRS は、見積もり要素の多い会計基準であるといわれている。すなわち、IFRS では、例えば活発な市場のない金融資産や金融負債について、評価技法を用いて公正価値を見積もることが求められる場合があるなど、将来情報を用いた経営者の見積もりが求められることが多い。

(2) 財務諸表の表示

イ．プロジェクトの背景

- IASB と FASB は、それぞれ 2001 年に財務諸表の表示プロジェクトに着手したが、IFRS と米国基準のコンバージェンスが必要であるとして、2004 年 4 月に共同で検討することとなった。本プロジェクトは、財務諸表によって提供される情報の有用性を改善することを目指しており、2008 年 9 月には IASB と FASB の MoU における中長期項目に指定されている。

ロ．IASB による検討の進捗状況と今後の方向性

- 本プロジェクトは、A から C の 3 つのフェーズによって構成されている。フェーズ A では、完全な一組の財務諸表を構成する計算書について検討が行われ、2007 年 9 月に国際会計基準 (IAS) 第 1 号「財務諸表の表示」が改訂された。これにより、IAS 第 1 号に基づく資本の変動および包括利益の表示は、概ね米国の財務会計基準書 (SFAS) 第 130 号「包括利益の報告」と整合的なものとなった。

FASB は、フェーズ A と B を合わせて検討することとしているため、フェーズ A では IAS 第 1 号の改訂のみが行われた。

- フェーズ B では、財務諸表における情報の表示について、より本質的な問題の検討が行われており、2008 年 10 月に IASB と FASB によって討議資料「財務諸表の表示についての予備的見解」が公表された。そのポイントは次のとおり。
- ・ 財務諸表の表示の目的は、企業活動を一体性のある財務の全体像として表すこと、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性を予測するうえで有用なものとなるように情報を分解すること、企業の流動性と財務弾力性を評価するうえで役立つことである。

- ・ 事業活動に関する情報、財務活動に関する情報および非継続事業に関する情報は、各計算書（財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書）において独立したセクションに区分する。
- ・ 事業セクションは営業と投資という2つのカテゴリーに、財務セクションは財務資産と財務負債という2つのカテゴリーに、それぞれ区分し、各カテゴリーに小計を表示する。
- ・ 法人所得税に関する情報は、財政状態計算書とキャッシュ・フロー計算書において独立したセクションに区分され、包括利益計算書においては、継続事業（事業活動および財務活動）に係る法人所得税、非継続事業およびその他包括利益（OCI）という3つのセクションに区分される。
- ・ セクションとカテゴリーの表示と順序は、財政状態計算書、包括利益計算書およびキャッシュ・フロー計算書の間で統一する。

【討議資料が提案する各計算書の構成】

財政状態計算書	包括利益計算書	キャッシュ・フロー計算書
事業 ・ 営業資産および負債 ・ 投資資産および負債	事業 ・ 営業収益および費用 ・ 投資収益および費用	事業 ・ 営業キャッシュ・フロー ・ 投資キャッシュ・フロー
財務 ・ 財務資産 ・ 財務負債	財務 ・ 財務資産からの収益 ・ 財務負債からの費用	財務 ・ 財務資産キャッシュ・フロー ・ 財務負債キャッシュ・フロー
法人所得税	継続事業に係る 法人所得税	法人所得税
非継続事業	非継続事業 （税引後）	非継続事業
	その他包括利益 （税引後）	
所有者持分		所有者持分

- ・ 包括利益計算書は一計算書方式とし、当期純利益の小計と包括利益の総額をそれぞれ表示する。また、OCIセクションは、営業、投資、財務という3つのカテゴリーに区分して表示する。

包括利益計算書は、(a)OCIセクションが設けられていること、(b)法人所得税に関する情報が3つのセクション（継続事業に係る法人所得

税、非継続事業、OCI)に区分されること、(c)所有者持分セクションがないことという点で、それ以外の計算書と異なっている。このうち、(c)は、包括利益に資本取引が含まれず、資本取引による所有者持分の変動は所有者持分変動計算書に表示されるという概念上の理由によるものであるが、(a)と(b)は、包括利益計算書に当期純利益を表示することとしたことによるものである。

- ・ キャッシュ・フロー計算書では直接法を用いる（間接法は認めない）。
- ・ 包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書の調整表の開示を求める。
- OCI 項目の表示は、2009 年 10 月に独立した論点として検討されることとなり、現在、フェーズ B は、(i)IAS 第 1 号および IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の置換え、(ii)OCI 項目の表示、(iii)非継続事業という 3 つの論点に分けて検討されている。
- (i)について、IASB と FASB は、公開草案を公表するに当たっては、2008 年 10 月に公表した討議資料に次のような変更を加えることを暫定的に合意している。
- ・ 討議資料が提示した財務諸表の表示の 3 つの目的のうち、 と を「コアとなる表示原則」とし、 の位置付けについては、 との関連で検討する。
- ・ の一体性については、カテゴリーのレベルで適用し、カテゴリーよりも下のレベルの表示項目には適用する必要がないことを明確にする。

セクションとカテゴリーの表示は、財政状態計算書、包括利益計算書およびキャッシュ・フロー計算書の間で統一するよう努力することを求める。

- ・ 財政状態計算書と包括利益計算書の営業カテゴリーの中に「営業活動から生じる財務」というサブ・カテゴリーを設け、これに関連するキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書の営業カテゴリーに区分する。

財政状態計算書上の「営業活動から生じる財務」に区分される項目として、年金債務純額（または前払年金費用）、リース債務、資産除去債務などが挙げられる。

- ・ 財務セクションの中に「債務」(Debt) というカテゴリーを設け、企業による借入と、企業自身の持分に由来する資産および負債（未払配当金、自

己株式の売建オプションなど)に関連する項目を区分する。

- ・ 一般論として、財政状態計算書において資産と負債がいずれのカテゴリーに区分されているかにより、他の計算書の項目を区分する。
- ・ 包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書の調整表の開示に替え、より簡素化された主要表示項目の期中変動の開示を提案する。
- (ii)について、IASB は、本年 5 月に公開草案「OCI 項目の表示：IAS 第 1 号の限定的な改訂」を公表し、包括利益計算書において、当期純利益と OCI を区分表示することや、OCI 項目をリサイクリング (OCI から当期純利益に振り替えること)するものとししないものに区分することを提案した(なお、同公開草案では、いずれの項目を OCI に区分するのかという論点や、いずれの OCI 項目をリサイクリングするのかという論点は、扱われていない)。

同時に公表された FASB の公開草案でも、ほぼ同様の提案がなされている。

- (iii)については、2011 年第 1 四半期に公開草案が公表される予定である。

八 . FASB による検討との相違点

- IASB が、財政状態計算書において最低限表示すべき項目を定める (現行の IAS 第 1 号が定める最低限の表示項目を用いる) としているのに対し、FASB は定めないとしている。
- IASB が、債務カテゴリーに区分されるすべての項目、現金、短期投資およびファイナンス・リース (いわゆる「純債務」を構成する項目) の変動についての分析結果を、注記によって開示するとしているのに対し、FASB は開示を求めないとしている。
- FASB が、営業資産、営業負債および営業キャッシュ・フローの測定値を、セグメント別に開示する方針であるのに対し、IASB は、2011 年に IFRS 第 8 号「事業セグメント」のレビューを行うときに改めて議論するとしている (セグメント別の開示には、IFRS 第 8 号の改訂が必要であるため) 。

二 . 現行の日本基準との相違点

- 現行の日本基準における財務諸表の表示は、IASB が検討中のものと大きく異なっている。主な相違点を挙げると、次のとおり。

- ・ 貸借対照表における資産と負債の区分が、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書における項目の区分を規定しているわけではない。
- ・ 損益計算書においては、経常利益を含む損益の段階別表示が行われており、営業損益計算、経常損益計算、純損益計算という3つの区分が設けられている。

IASB の討議資料は、包括利益計算書において、各カテゴリー（営業、投資、財務資産、財務負債）に区分された収益および費用項目を機能別に分解し、さらに性質別に分解するとしている。

- ・ 損益計算書において、包括利益は表示されていない。

企業会計基準委員会（ASBJ）が本年6月に公表した基準により、わが国でも、連結財務諸表については、2011年3月期より包括利益の表示が行われることとなった。

- ・ キャッシュ・フロー計算書については、間接法の適用も認められており、実務上は主に間接法が適用されている。
- ・ 非継続事業に関する情報は、貸借対照表、損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書のいずれにおいても、独立した勘定項目として表示されていない。

ASBJ から 2009 年 7 月に公表された「財務諸表の表示に関する論点の整理」では、現行の IFRS との差異を解消するために短期的な対応が必要と考えられる論点として、損益計算書における非継続事業に関連する情報の表示が取り上げられた。もっとも、非継続事業に関する情報の表示については、IASB による現行基準の改訂が進行中であり、公開草案の公表も遅れていることから、わが国においても公開草案の公表や最終基準化の時期が見直された。

（3）金融商品に係る現行基準の置換え

イ．プロジェクトの背景

- IASB は、2005 年 10 月に FASB との共同会議において、すべての金融商品を公正価値によって測定し、実現利益および未実現利益はそれらの発生期

間に利益として認識する、ヘッジ会計を簡素化もしくは削除する、金融商品の認識中止に関する新たな基準を設定するという3つの長期的な目標を設定した。2006年2月には、金融商品に係る現行基準の置換え、負債と資本の区分、金融商品の認識の中止が、IASBとFASBのMoUにおける中長期項目に指定された。

- このうち、金融商品に係る現行基準の置換えは、IAS第39号「金融商品：分類および測定」の理解と実務への適用が困難であるという批判が強かったことから、IAS第39号を全面的に改訂して金融商品の測定に関する新たな原則を導入することにより、財務報告における意思決定有用性を高めることを目指したものである。IASBは、2008年3月に討議資料「金融商品の財務報告における複雑性の低減」を公表した。
- IASBは、2007年夏に始まった金融市場の混乱と、これを踏まえた金融安定化フォーラム(FSF)およびG20首脳からの要請を受け、2009年5月には検討の加速化を決定した。具体的には、IAS第39号の全面的な改訂は、金融商品の分類および測定、償却原価および減損、ヘッジ会計という3つのパートに分割して進められることとなった。

□ . IASBによる検討の進捗状況と今後の方向性

- 金融商品の分類および測定については、2009年7月に公開草案が公表され、同年11月にIFRS第9号「金融商品」が公表された。そのポイントは次のとおり。
 - ・ 金融資産は、償却原価または公正価値のいずれかによって測定する。すなわち、企業のビジネス・モデルにおいて、契約上のキャッシュ・フローの回収が金融資産の保有目的とされていること、契約上、当該資産が元本および元本残高に対する利息の支払いを生じさせるものであることという2つの要件を満たす場合には償却原価によって測定し、それ以外の場合には公正価値によって測定する。

償却原価によって測定される金融資産については、満期までの保有を求められないが、少なくないとはいえない頻度での売却がなされる場合、企業は、こうした売却が契約上のキャッシュ・フローの回収という目的と整合的かどうかを評価しなくてはならない。

- ・ および を満たす金融資産であっても、償却原価測定によって生じる会

計上のミスマッチが、公正価値測定によって解消または著しく減少する場合には、当初認識時に公正価値測定を選択することができる（公正価値オプション）。

- ・ 公正価値によって測定される金融資産については、公正価値の変動額を当期利益に計上すること（以下、「損益を通じた公正価値測定」という）が原則であるが、トレーディング以外の目的によって保有される持分投資に限り、当初認識時の企業の選択により、公正価値の変動額を OCI として認識すること（以下、「OCI を通じた公正価値測定」という）が認められる。この場合、当該持分投資に係る受取配当金は当期利益に計上されるが、売却損益のリサイクリングは認められない。
- 金融負債の分類および測定については、公開草案の公表後、金融負債の公正価値測定において信用リスクを含めるかどうか議論となったことから IFRS 第 9 号には盛り込まれず、本年 5 月に改めて公開草案が公表された。同公開草案では、公正価値オプションの適用を選択した金融負債について、公正価値変動額の全額を当期利益に計上したのち、自己の信用力の変動に起因する金額のみを OCI に振り替えること（それ以外の金融負債については、現行の IAS 第 39 号による会計処理を変更しないこと）が提案されている。
- 償却原価および減損については、本年 6 月末をコメント期限とする公開草案が 2009 年 11 月に公表された。そのポイントは次のとおり。
- ・ 償却原価によって測定される金融資産については、より早期の信用損失の認識を可能とするため、満期までに生じ得る信用損失（以下、期待損失という）を当初認識時に見積もり、実効金利法を用いて毎期一定のペースで引き当てるアプローチを導入する。

具体的には、(a)当初認識時の期待損失を基に満期までの期待キャッシュ・フローを見積もり、実効金利を算出する、(b)実効金利を基にした金利収入によって受取利息を認識し、契約上の金利収入との差額分だけ帳簿価額を調整する（当該差額が、当期に割り当てられた期待損失として、貸倒引当金繰入額見合いとなる）、(c)期待損失を毎期見直し、その予想が変化した場合には期待キャッシュ・フローの見積もりを修正する、(d)(c)の見積もり修正後の期待キャッシュ・フローを当初の実効金利によって割り引いた現在価値と、期待損失の見直しを行う前の帳簿価額との差額が、期末時点に一括して損益に計上される。

公正価値測定される金融資産は、減損の対象とはならない。

- ヘッジ会計については、現行のヘッジ会計の要件の簡素化などが目指されており、2009年9月に、時価ヘッジに替えて繰延ヘッジをすべてのヘッジ会計に適用することなどが暫定的に合意された。現在、IASBは、金融商品のみならず、非金融商品のヘッジ会計についても議論しており、本年第3四半期に公開草案を公表する予定である。

八．FASBによる検討との相違点

- FASBは、金融商品に係る現行基準の置換えを包括的に進めており、金融商品の分類および測定、償却原価および減損（信用損失の認識）、ヘッジ会計を網羅した公開草案を本年5月に公表した。そのポイントは次のとおり。

- ・ 金融商品の分類および測定については、損益を通じた公正価値測定を原則に据えつつ、負債性商品については、企業の経営戦略において、契約上のキャッシュ・フローの回収または支払いが保有目的とされている場合には、OCIを通じた公正価値測定の適用を可能とすること、金融負債については、の要件を満たし、かつ公正価値測定によって会計上のミスマッチが発生または著しく増大するならば、償却原価測定の選択を認めること、満期の定めのない預金（core deposit liabilities）については、現在価値によって測定することが提案されている。

については、あわせて、(a)当該商品の売却や決済によって損益が実現したときに、リサイクリングを行うこと、(b)当該商品に係る当期の利息収入(支出)や信用損失の金額は、当期損益として認識すること、(c)財政状態計算書において、当該商品の公正価値とともに償却原価を表示することも提案されている。

- ・ 信用損失の認識については、OCIを通じた公正価値測定が適用される金融資産について、現行の発生損失モデルを基本としながらも、より早期の信用損失の認識を可能とする減損モデルが提案されている。

現行の発生損失モデルにおいては、減損の兆候など、減損発生の客観的な証拠がある場合に、減損損失が認識される。

新たなモデルの特徴として、(i)信用損失が発生しているかどうかは、每期評価すること、(ii)契約上の支払額をすべて回収することが期待できない場合に、信用損失を認識すること、(iii)信用損失の認識において、

信用損失発生 of 蓋然性は要件としないことなどが挙げられる。

- ・ ヘッジ会計については、ヘッジ取引時以降はヘッジの有効性に対する定量的な評価を継続して実施する必要はないとするなど、ヘッジの有効性評価の要件を緩和することが提案されている。

二．現行の日本基準との相違点

- 現行の日本基準は、有価証券を保有目的に応じて4つに区分するとともに、貸付金および債権という区分を設け、それぞれについて測定方法を定めている。すなわち、売買目的有価証券については損益を通じた公正価値測定、満期保有目的債券については取得原価または償却原価測定、子会社および関連会社株式については取得原価測定、その他有価証券についてはOCIを通じた公正価値測定、貸付金および債権については取得原価または償却原価測定としている。
- 償却原価によって測定される金融資産については、利息法（IFRSにおける実効金利法に相当）の適用が原則であるが、定額法の適用も容認されており、実務上は主に定額法が適用されている。
- 有価証券の減損については、発生損失モデルが採られており、時価が著しく下落した場合で、回復の見込みがない場合に、減損損失が認識される。また、減損損失の戻入は認められていない。

時価の下落率が50%以上程度である場合には著しい下落に該当するとして減損を検討し、下落率が30%未満の場合には一般的には著しい下落に該当しないとされる。

- 貸付金および債権については、債務者の状況に応じて一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等という3つに区分され、それぞれについて貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金が設定される。
- ヘッジ会計については、繰延ヘッジが原則とされ、時価ヘッジはその他有価証券にのみ適用可能であるとされている。
- ASBJでは、2007年8月のIASBとの東京合意を踏まえた金融商品会計の見直しを進めており、2009年5月には金融商品会計の範囲、金融商品の測定、ヘッジ会計についての論点を含む論点整理を公表済みである。

(4) 連結および金融資産の認識の中止

イ. プロジェクトの背景

- IASB におけるプロジェクトのうち、証券化会計と特に関連性の高いものとして、連結と金融資産の認識の中止が挙げられる。
- 連結プロジェクトは、IAS 第 27 号「連結および個別財務諸表」と解釈指針委員会 (SIC) 解釈指針第 12 号「連結 特別目的事業体」に替えて単一の会計基準を設定することを目指し、2003 年 6 月に開始された。その主な目的は、支配の定義を改訂し、すべての企業に適用可能な支配モデルを構築することと、連結および非連結企業の開示を拡大することであり、2006 年 2 月には、IASB と FASB の MoU における中長期項目に指定された。

連結については、IAS 第 27 号が連結の範囲を決定するための要件を定めているが、特別目的事業体 (SPE) の連結に具体的に触れていないため、別途、SIC 第 12 号が SPE の連結について指標を示している。もっとも、支配に重点を置く IAS 第 27 号と、リスクと経済価値に重点を置く SIC 第 12 号の間には不整合があり、このことが連結の範囲の決定を困難にしているとの批判が強かった。

- 金融資産の認識の中止プロジェクトは、IAS 第 39 号が定める認識中止要件を見直すことや、米国基準とのコンバージェンスを推進することを目指し、2005 年 4 月に開始された。本プロジェクトは、(3) でみたように、2006 年 2 月に IASB と FASB の MoU における中長期項目に指定された。

現行の認識中止要件に対しては、さまざまなアプローチ (支配の有無に着目するもの、リスクと経済価値の帰属に着目するもの、継続的関与に着目するもの) に基づく方法が混在しており、複雑であるとの批判がなされている。

- 2007 年夏に始まった金融市場の混乱と、これを踏まえた FSF および G20 からの要請を受け、いずれのプロジェクトも検討が加速化されるとともに、証券化会計の観点から、両者の密接な関連性が意識されるようになった。

FSF および G20 からの要請の背景には、米国における金融市場の混乱が世界的に拡大した一因は、適格 SPE (QSPE) を利用した金融資産のオフバランス化にあるとして、会計基準および開示の改善を通じた財務報告の透明性の向上を求める声が強まったことがある。

□ . IASB による検討の進捗状況と今後の方向性

- 連結については、2008年12月に公開草案第10号「連結財務諸表」が公表された。そのポイントは次のとおり。
 - ・ 連結の範囲の決定に用いる支配概念については、SPEを含むすべての事業体に適用可能となるよう、「報告事業体が、自己のリターンを生成するために他の事業体の活動を左右する力」という定義に変更する。
 - ・ 報告事業体が過半数の議決権を保有しない場合にも、オプションまたは転換可能な金融商品による潜在的な議決権、契約上の取決め、報告事業体のために行動する代理人の存在など、さまざまな方法によって他の事業体の活動を左右する力を持つことが可能である。

公開草案では、この「事実上の支配」に該当するか否かを判断するためのガイダンスがあわせて提案されている。
 - ・ 仕組事業体（SE）という用語を導入する。現行の SIC 第12号における SPE は、SE と類似の特性を有している。SE を支配しているかどうか（連結するかどうか）は、SE の活動から得られるリターンがどのように配分されているか、当該リターンを左右する活動についてどのように意思決定が行われているかなどを勘案して判断する。
- 金融資産の認識の中止については、2009年3月に公開草案「認識の中止」が公表され、支配の有無に焦点を当てたアプローチが提案された。そのポイントは次のとおり。
 - ・ 金融資産については、金融資産からのキャッシュ・フローに対する譲渡人の契約上の権利が失効する場合、譲渡人が金融資産を譲渡した後に当該資産への継続的関与を有さない場合、譲渡人が金融資産を譲渡した後も継続的関与を有しているものの、譲受人が自らの便益のために当該資産を譲渡する実務上の能力を有している場合のいずれかに該当するならば、認識を中止する。
 - ・ 金融資産の譲渡が あるいは を満たすならば、譲渡人は金融資産の認識を中止したうえで、譲渡に際して新たに入手した金融資産や金融負債があれば、それらを公正価値によって測定し、認識する。
 - ・ 金融資産の部分譲渡において、譲渡人に留保されている部分については、譲渡前に認識した金融資産の一部として会計処理を行う。具体的には、譲

渡対象となった金融資産の帳簿価額全体を、譲渡時の公正価値に基づいて譲渡部分と留保部分に按分する。

- 認識中止の公開草案に対するコメントでは、上記アプローチに反対するIASB 理事の見解として紹介されていた「代替的アプローチ」を支持する声が多数であったことから、IASB は、「代替的アプローチ」を基に今後の検討を進めることとした。同アプローチは、譲渡人が金融資産の譲渡後も継続的関与を有している場合、譲渡した金融資産の認識を中止したうえで、そうした関与については新たな金融資産または金融負債として認識することを求めるものである。そのポイントは次のとおり。
 - ・ 譲渡人が、金融資産に固有の将来の経済的便益のすべてを獲得する能力および当該便益を他者が利用することを制限する能力の保持をやめた場合、当該資産全体の認識を中止する。
 - ・ 譲渡時に新たに生じたすべての金融資産や金融負債を公正価値によって測定し、認識するとともに、認識を中止した金融資産の帳簿価額との差額を損益として認識する。
 - ・ 譲渡人が金融資産に対して留保している部分があれば、それが譲渡前の金融資産の一部であれ、譲受人である SPE 経由で発行された受益権であれ、元の金融資産の一部ではなく新しい金融資産として、譲渡時の公正価値によって測定し、認識する。
- なお、現先取引（レポ取引）については、金融資産の認識を中止しない処理を例外的に認めることで暫定的に合意されている。すなわち、譲渡取引において、譲渡人が譲受人から金融資産を買い戻す（または償還する）権利と義務を負っており、当該買い戻しについて、(a)譲渡された金融資産と同一または実質的に同一の金融資産を買い戻すこと、(b)譲渡された金融資産を満期前に固定価格または決定可能な価格で買い戻すこと、(c)譲渡取引と同時にまたは譲渡取引を念頭に置いて締結されたことという条件を満たす場合には、担保付借入として処理されることとなる。IASB は、具体的な要件を定めるに当たっては、レポ取引を担保付借入として処理するための米国基準の規定を基本的に採り入れるとしている。
- IASB は、SE の連結については本年中に、金融資産の認識の中止については本年第 3 四半期に、それぞれ最終基準を公表する予定である。

八．FASB による検討との相違点

- FASB は、SPE の連結に係る基準の改訂を進め、2009 年 6 月に SFAS 第 166 号「金融資産の譲渡に関する会計処理 SFAS 第 140 号の修正」と SFAS 第 167 号「変動持分事業体の連結 FIN 第 46 号 (R) の修正」を公表した。そのポイントは次のとおり。
 - ・ 従来は連結対象外となっていた QSPE の概念を廃止し、すべての SPE について連結の要否を検討するよう要求する。
 - ・ SPE の一種である変動持分事業体 (VIE) の定義を若干変更するとともに、VIE を連結すべきとされる「主たる受益者」(支配的財務持分保持者) の判定において定性的判断を導入する。
 - ・ 従来は金融資産の譲渡先が QSPE であれば、当該資産の認識の中止が認められたが、QSPE の概念廃止に伴い、こうした扱いは認められなくなる。
 - ・ 金融資産については、資産が譲渡人 (連結子会社を含む) から法的に分離されていること、当該資産に対し、譲受人 (SPE の場合にはその証券保有者) が自由処分権を有すること、資産に対して譲渡人 (連結子会社およびその代理人を含む) が実質的な支配を保持していないことという要件を満たす場合には、認識を中止する。

二．現行の日本基準との相違点

- 現行の日本基準では、法的な観点にも着目して連結の要否や金融資産の認識中止の可否が判断されている。そのポイントは次のとおり。
 - ・ 支配力基準を前提に連結の範囲が決定される。具体的には、他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合、または他の会社に対する議決権の所有割合が 100 分の 50 以下であっても、100 分の 40 以上の議決権を有しており、かつその会社の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合のいずれかに該当するならば、支配が認められる。

ただし、支配が一時的であると認められる会社、あるいは連結することによって利害関係者の判断を著しく誤らせる恐れのある会社については、連結の範囲に含めない。また、連結集団全体からみて、連結の範囲に含めても含めなくても投資家の判断にそれほど影響を与えない重要性の低い子会社については、連結の範囲から除外することが認めら

れている。

- ・ SPE については、(a)資産が適正な価額によって SPE に譲渡されていること、(b)SPE が、譲り受けた資産から生ずる収益を、当該 SPE が発行する証券の所有者に享受させることを目的としており、その目的に従って適切に事業が遂行されていることという 2 つの要件を満たす場合には、当該 SPE に対する出資者および当該 SPE に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、出資者の子会社に該当しないものと推定される。
- ・ 金融資産については、(i)契約上の権利の行使、(ii)契約上の権利の喪失、または(iii)契約上の権利に対する支配の移転のいずれかの事象が生じた場合に、当該資産の認識を中止する。

(iii)については、譲渡された金融資産に対し、(イ)譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全されていること、(ロ)譲受人が契約上の権利を直接または間接的に通常の方法によって享受できること、(ハ)譲渡人が当該資産の満期日前に買い戻す権利および義務を実質的に有していないことという 3 つの要件がすべて満たされる場合に、支配が移転したと判定される。

(5)有形固定資産

イ. IFRS の概要

- 有形固定資産は、関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつ取得原価が信頼性をもって測定可能である場合、原則として取得原価で認識される(ただし、当該資産を交換によって取得した場合には、原則として引渡資産の公正価値で認識する)。
- 当初認識後の測定に当たっては、有形固定資産の種類毎に原価モデルまたは再評価モデルのいずれかを選択し、その種類に属するすべての有形固定資産に同じモデルを適用する。

原価モデルは、取得原価から減価償却累計額と減損損失累計額を控除した額で計上する方法であり、再評価モデルは、再評価実施日における公正価値から、その後の減価償却累計額と減損損失累計額を控除した額で計上する方法である。

- 有形固定資産の減価償却は、当該資産の償却可能価額を、その耐用年数に亘って配分する方法によって行う。その具体的な処理は、次のとおり。
- ・ 有形固定資産項目の取得原価全体に対して重要な部分を占める構成部分(コンポーネント)を認識し、各コンポーネントに対し、耐用年数や減価償却方法を適用する。

耐用年数は、資産が企業において利用可能であると予測される期間、または資産から得られるであろう生産高を基に企業が見積もる期間である。

減価償却方法としては、定額法、定率法、生産高比例法を採用可能であるが、企業は、資産の将来の経済的便益の予測消費パターンを最も適切に反映する減価償却方法を選択しなくてはならない。

- ・ 償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出し、耐用年数に亘って規則的な方法によって償却する。

耐用年数は、企業の期待に基づいて設定されるため、必ずしも資産の経済的な耐用年数と一致するとは限らない。

残存価額は、耐用年数の終了時点で予測される状況において、資産の処分によって得られると現時点で予測される額から、見積処分費用を控除した額である(ゼロとされることが多い)。

- ・ 残存価額、耐用年数および減価償却方法については、少なくとも各年度末に見直しを行い、変更がある場合には「会計上の見積もりの変更」として処理する。
- 有形固定資産について、回収可能価額以上の帳簿価額が計上されるのを防ぐため、減損の要否を定期的に検討する。その具体的な処理は、次のとおり。
- ・ 有形固定資産に減損の兆候があると判断された場合、まず当該資産の回収可能価額を算定し、それができない場合には、当該資産が属する資金生成単位(独立したキャッシュ・フローを生成するものとして識別される最小単位の資産グループ)の回収可能価額を算定する。

回収可能価額は、正味売却価額または使用価値のいずれか高いほうである。

正味売却価額は、取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三

者間取引条件によって資産を売却した場合に得られる金額から処分費用を控除した額である。

使用価値は、資産から生じると期待される将来キャッシュ・フローの現在価値である。キャッシュ・フローの見積もりは、経営者によって承認された直近の予算と予測に基づかなければならず、見積もり期間の上限は5年である。

- ・ 各期末日において、過年度に認識された減損損失が存在しないか、または減少している可能性を示す兆候がある場合には、減損損失の戻入れを行う。

減損損失の戻入れは、減損が最後に認識されてから、回収可能価額の算定に用いた見積もりに変更があった場合にのみ、必要とされる。

- 有形固定資産の取得時に資産除去債務を見積もり、負債として計上すると同時に当該資産の取得原価に算入し、耐用年数に亘って費用処理する。
- 投資不動産についても、有形固定資産と概ね同様に扱われる。

□ . 現行の日本基準との相違点

- 日本基準では、当初認識後の測定について、再評価モデルの適用は認められていない。
- 日本基準では、投資不動産についても、当初認識時および当初認識後の測定は取得原価によって行われるが、2010年3月期の年度決算からは時価情報を開示することとされた。
- 減価償却については、税法に影響された実務が広く行われており、次のような点でIFRSと異なっている。
 - ・ 税法では、償却資産の構成要素に応じて耐用年数が詳細に区分されているが、かかる構成要素がIFRSにおけるコンポーネントと一致しない場合がある。
 - ・ 耐用年数は、会計上は物質的減価と機能的減価を考慮に入れ、自己の固定資産についての特殊的要件を踏まえて個別かつ自主的に決定することとされているが、税法上の耐用年数が使用されることが多い。
 - ・ 税法上、減価償却費の損金経理が認められているため、減価償却方法は、資産の将来の経済的便益の予測消費パターンにかかわらず、最も税務メ

リットを享受できる方法が選択されることが多い。

- ・ 残存価額は、会計上、固定資産の耐用年数の終了時点において予想される売却価格または利用価格とされているが、税法上の残存価額（備忘価額の1円に達するまで償却可能）が使用されることが多い。
- ・ 耐用年数と残存価額については、見直しが定期的に行われず、有形固定資産の除却時に多額の除却損益が発生する場合もある。
- 減損は、現行の日本基準において、取得原価主義の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額の手続きとして規定されており、減損損失が相当程度確実な場合に限って認識および測定される。
- ・ 資産に減損の兆候があり、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、減損が相当程度確実であるとして、帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失とされる。

IFRS では、資産の市場価格がどの程度下落した場合に減損の兆候があるかは、企業が個別に判断するとされているのに対し、日本基準では、資産の市場価格が帳簿価額の50%程度以上下落していると、減損の兆候があると判断される。

キャッシュ・フローの見積もり期間に上限が設定されており、資産または資産グループの中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短いほうとなっている。

- ・ 減損の戻入れは禁止されている。
- 日本基準には、資産除去債務に係る会計基準がなかったが、IFRS とのコンバージェンスに向けた取組みの一環として、2008年3月に「資産除去債務に関する会計基準」が公表された。

（6）無形資産（社内研究開発費）

イ．IFRS の概要

- 無形資産は、「物質的実体のない識別可能な非貨幣性資産」であり、資産に起因する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、取得原価が信頼性をもって測定可能である場合には、資産として認識される。

無形資産は、(a)企業から分離可能である、または(b)契約またはその他の法的権利から生じるものであるという要件のいずれかを満たす場合、識別可能であるとしている。

無形資産の定義あるいは認識要件を満たさない場合、関連する支出は発生時点において費用として認識される。

- 自己創設無形資産について、認識および当初認識後の測定のための追加的な要件を定める。すなわち、企業の研究開発活動を研究局面と開発局面に区分し、研究局面の支出は発生時に費用として認識され、開発局面については、次の から の要件をすべて満たすことが客観的な証拠によって立証される場合にのみ、資産として認識される。

研究とは、新規の科学的または技術的な知識および理解を得る目的で実施される基礎的および計画的な調査を、開発とは、商業生産または使用の開始以前における新規のまたは大幅に改良された材料、装置、製品、工程、システムまたはサービスによる生産のための計画または設計に対する研究成果または他の知識の応用をいう。

使用または売却できるよう、無形資産を完成させる技術上の実行可能性

無形資産を完成させ、使用または売却するという企業の意図

無形資産を使用または売却できる企業の能力

無形資産が、蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法

企業は、(i)無形資産の産出物または無形資産それ自体の市場の存在、または(ii)無形資産を内部で使用する場合には当該資産の有用性を立証しなくてはならない。

無形資産の開発を完成させ、使用または売却するために必要な技術上、財務上およびその他の資源の利用可能性

開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

- 当初認識後の測定については、有形固定資産と同様に、資産の種類毎に原価モデルまたは再評価モデルを選択して適用することができる。もっとも、再評価モデルは、無形資産の公正価値を決定する活発な市場がある場合にのみ選択可能である。

原価モデルを適用する場合、償却に係る耐用年数を確定できるかどうかを検討する。耐用年数を確定できない無形資産は償却することができず、代わりに減損テストを実施する。残存価額、償却方法、償却期間の決定と見直しについては、有形固定資産と同様である(無形資産の場合、残存価額は通常ゼロと仮定される)。

ロ．現行の日本基準との相違点

- 日本基準では、研究開発費を発生時に一括して費用処理するとされている。

こうした扱いは、米国基準でも同様である。このため、IASB と FASB は、2006 年 2 月に無形資産を MoU における中長期項目に指定したが、他のプロジェクトの検討を優先するとして、2007 年 12 月に検討を中断した。

- わが国には、IAS 第 38 号のような無形資産の会計処理を包括的に定めた基準は存在しない。ASBJ は、無形資産全体の会計処理について定めた基準を設定すべく、2009 年 12 月に「無形資産に関する論点の整理」を公表して意見を募っている。

論点整理は、IFRS と日本基準のコンバージェンスの観点から、多くの論点について IFRS と整合的な会計処理を提案しているが、当初認識後の測定については、IFRS と異なり、原価モデルのみを採用する(再評価は認めない)ことを提案している。

(7) 企業結合

イ．プロジェクトの背景

- 企業結合プロジェクトでは、FASB の検討が先行し、2001 年 6 月に SFAS 第 141 号「企業結合」が公表された。これにより、持分プーリング法が廃止されてパーチェス法に一本化されたほか、のれんの償却が禁止された。パーチェス法の具体的な会計処理については、さらに検討することとされた。
- IASB は、本プロジェクトを 2 つのフェーズに分割し、フェーズ I の成果として 2004 年 3 月に IFRS 第 3 号「企業結合」を公表した。これにより、IFRS でも持分プーリング法が廃止されてパーチェス法に一本化されたほか、のれ

んの償却が禁止された。

- フェーズ II は、2006 年 2 月に FASB との MoU における中長期項目に指定された。フェーズ II では、パーチェス法適用のためのガイダンスについて検討が行われ、2008 年 1 月には IFRS 第 3 号および IAS 第 27 号の改訂版が公表された。その際、パーチェス法は「取得法」に、少数株主持分は「非支配持分」に、それぞれ名称が変更されている。

□ . IFRS の概要

- IFRS では、会計処理を決めるうえで重要な経済的事象として、支配の有無に焦点が当てられている。そのポイントは次のとおり。
 - ・ 取得企業は、支配を獲得した時点でのみ取得の会計処理を行う。段階取得の場合、被取得企業に対して従前から保有していた持分を取得日における公正価値によって再測定し、その評価差額を損益として処理する。取得によって発生したコストは、のれんではなく期間費用として処理する。
 - ・ 取得企業は、取得日時点でのれんを認識する。取得日における対価の公正価値、被取得企業に対する非支配持分、従前から保有していた持分の取得日における公正価値（段階取得の場合）を合計した額から、被取得企業の識別可能な資産と負債の純額を差し引いた額が、のれんとして計上される。

被取得企業に対する非支配持分の測定については、非支配持分を公正価値によって測定するか、被取得企業の識別可能な資産と負債の純額を非支配持分の割合によって按分するか、いずれかの処理を選択することができる（米国基準では、のみが認められている）。

企業結合における非支配持分の扱いは、連結における経済的単一体説と整合している。すなわち、連結貸借対照表上では、非支配持分は株主資本に含められ、連結包括利益計算書上では、非支配持分に帰属する利益が連結グループ全体の利益の内訳として表示される。また、支配の喪失を伴わない支配株主と非支配株主の取引による影響は、資本に直入される（当期利益には反映されない）。

- ・ 企業結合によって取得した識別可能な無形資産（企業から分離可能である、または契約その他の法的権利から生じる無形資産）は、必ずのれんから分離して認識し、取得日時点の公正価値によって測定する。

企業結合によって取得した識別可能な無形資産は、無形資産の認識要件(資産に起因する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつ取得原価が信頼性をもって測定可能である)を満たすとみなされる。

他の有形固定資産または無形資産と一体としなくては企業から分離できない場合、当該資産グループを一体としてのれんから分離して認識する。

- ・ 取得したのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず少なくとも年に1度は減損の検討を行い、減損損失を控除した額によって測定する。

企業結合による取得後、のれんは各資金生成単位に配分する。のれんに減損の兆候がある場合、当該のれんが配分された資金生成単位の回収可能額を決定する。

八．現行の日本基準との相違点

- 現行の日本基準は、次のような点でIFRSと異なっている。
 - ・ 取得日において被取得企業の資産と負債が認識され、公正価値によって測定されるという基本的な考え方は共通するが、資産および負債概念の違いから、企業結合において認識される資産および負債に違いが生じる。
 - ・ 取得原価と、被取得企業の識別可能な資産と負債の純額を取得企業持分の割合によって按分した額との差額をのれんとして計上する(少数株主持分はのれんの測定に含めない)。企業結合に直接要した費用は、取得原価に含める。

企業結合における少数株主持分の扱いは、連結における親会社説と整合している。すなわち、少数株主持分は、連結貸借対照表の純資産の部に計上されるが、株主資本には含まれない。また、連結損益計算書では、少数株主利益も表示されるが、当期純利益には含まれない(親会社持分に帰属する利益のみが当期純利益として算出される)。
 - ・ 識別可能な無形資産(法律上の権利など、企業から分離して譲渡可能な無形資産)が被取得企業の資産に含まれる場合、当該無形資産の時価の識別可能な資産と負債の時価の合計額に対する割合を用いて取得原価を配分し、資産計上する。
 - ・ 取得したのれんは、20年以内の期間に亘って規則的に償却する。減損の兆

候がある場合に、減損損失の認識の検討を行う（割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合に、減損が相当程度確実であると判断される）。

（８）収益認識

イ．プロジェクトの背景

- 収益認識プロジェクトは、幅広い産業に適用が可能な単一の収益認識モデルを提供することを目的に、2006年2月にIASBとFASBのMoUにおける中長期項目に指定された。

IFRSについては、IAS第18号「収益」とIAS第11号「工事契約」の間で基礎となる原則が矛盾している、単純な取引以外には適用が困難な場合があるといった問題が指摘されてきた。他方、米国基準については、100以上の基準から構成されているが、その多くは産業固有の基準である、経済的に同一の取引に対して矛盾した結論が導かれる可能性があるといった問題が指摘されてきた。

ロ．IASBとFASBにおける検討の進捗状況と今後の方向性

- IASBとFASBは、2008年12月に共同で討議資料「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」を公表した。同討議資料では、稼得や実現に基づく現行の収益認識モデルを、契約上の資産と負債の変動に基づく収益認識モデルに切り換えることが提案されている。そのポイントは次のとおり。
- ・ 企業は、顧客との契約により、顧客から対価を受領する権利を取得するとともに、顧客に資産（財またはサービス）を移転する義務（履行義務）を負担する。契約上の権利と履行義務の組み合わせにより、企業には正味の契約ポジションが生じる。

契約上の権利の測定値が履行義務の測定値を超過する場合、契約は資産（契約資産）となり、その逆の場合には負債（契約負債）となる。

- ・ 企業は、履行義務を充足し、顧客に資産を移転したとき（契約資産の増加または契約負債の減少により、正味の契約ポジションが増加したとき）に収益を認識する。顧客に資産を移転したと判断されるのは、顧客が資産に

対する支配を獲得したときである。

資産が段階的に顧客に移転される場合、履行義務を分割して会計処理する。

支配の移転と資産の所有に係るリスクの移転とは区別せねばならず、資産の所有に係るリスクの移転は、収益認識における条件ではない。

- ・ 契約ポジションは、契約締結時点において顧客が約束した対価（取引価格）によって測定する。契約開始後は、履行義務を充足するために要する予定原価が履行義務の当初測定値を超過し、履行義務が不利であるとみなされない限り、再測定は行わない。

履行義務が充足されると、履行義務の測定値はゼロとなり、当初測定値（＝取引価格）に等しい収益が認識される。

- ・ 契約が複数の履行義務から構成されている場合、各履行義務において移転対象とされている資産の独立販売価格の比率に基づき、取引価格を各履行義務に配分する。
- IASB と FASB は、討議資料に対して寄せられたコメントに加え、討議資料では取り扱われなかった論点についても検討を行い、本年 6 月に公開草案を公表した。討議資料からの主な変更点は次のとおり。
- ・ 貨幣の時間価値については、履行義務の充足時点と対価の受領時点が一致せず、貨幣の時間価値の影響が重要である場合、正味の契約ポジションに反映させる。

企業と顧客の金融取引（財またはサービスの移転を伴わない取引）に適用されたであろう金利により、正味の契約ポジションを割り引く。

- ・ 取引価格については、履行義務ではなく、契約のセグメントに配分する。

契約を別個に販売可能なセグメントに分割し、独立販売価格を基に取引価格を各セグメントに配分する。契約のセグメントは、単一の履行義務から構成されることも、複数の履行義務から構成されることもある。

- ・ 顧客の信用リスクについては、正味の契約ポジションの測定に反映させる。

販売時点において既に回収できない可能性があるると予測される金額は、契約のセグメントに配分される取引価格に含めてはならない。

- ・ 資産の支配については、「財またはサービスの使用を指示し、かつそこから便益を得ることができる現在の能力」と定義する。その評価は、顧客の観点から行われるべきである。
- ・ 顧客が資産に対する支配を獲得したかどうかを判断するための指標を設定する。

これらの指標は、商品の物理的な移転が契約の終了時点まで行われなくても、事実や状況によっては、契約期間に亘って徐々に支配が移転する場合があることを明確にするためのものである。

- また、IASB と FASB は、討議資料の公表後、収益の純額表示と総額表示についても検討を行い、公開草案において次のような案を提示した。

現行の IFRS および米国基準は、収益を総額表示するかどうかを判断するための基本的な考え方や具体的な指標を示している。すなわち、企業が、経済的便益を本人として自己の計算において受領する場合には、その全額が収益として計上されるが、代理人として受領する場合には手数料のみが計上される。

- ・ 財またはサービスの移転が履行義務の内容である場合には、企業が顧客から受領する対価の全額を収益として計上するが、財またはサービスの移転を手配することが履行義務の内容である場合には、手数料のみを収益として計上する。

八．現行の日本基準との相違点

- 現行の日本基準では、企業会計原則において発生主義と実現主義を掲げている以外に、収益認識に関する一般的な規定はない。

実務上は、実際に顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識する引渡基準、顧客の検収時点で収益を認識する検収基準と並び、顧客に商品を発送した時点で収益を認識する出荷基準が採用されている。

長期の請負工事については、原則として、工事の進行度に応じて引渡価額の一部を収益として認識する工事進行基準が適用される（引渡時点で全額を収益として認識する工事完成基準は、工事進行基準の要件が満たされない場合にのみ適用可能）。

- 現行の日本基準では、収益を総額表示するかどうかを判断するための一般的

な規定がない。

- ASBJ は、IASB と FASB から討議資料が公表されたことを受け、2009 年 9 月に「収益認識に関する論点の整理」を公表し、IASB と FASB の討議資料で提案された新しい収益認識モデルの考え方や、同モデルを適用した場合に現行の実務に及び得る影響について意見を求めた。

(9) 保険契約

イ. プロジェクトの背景

- IASB の前身である国際会計基準委員会 (IASC) は、保険契約の会計処理について定めた基準がなかったことなどから、1997 年に保険契約プロジェクトの検討に着手した。
- これを引き継いだ IASB は、IFRS を適用する企業の増加が見込まれる 2005 年までに保険契約に係る包括的な会計基準を導入するのは困難であるとの理由から、2002 年 5 月に本プロジェクトを 2 つのフェーズに分割して検討することとした。
- フェーズ I は、暫定基準の設定により、保険契約に係る保険者の会計処理を限定的に改善することと、保険契約に係る情報の開示を保険者に求めることを目的とするものであり、2004 年 3 月に IFRS 第 4 号「保険契約」が公表された。

暫定基準という性格上、IFRS 第 4 号は保険契約について多様な会計実務を許容するものとなっているが、その多くは他の分野における実務と異なっている。このことが保険者の財務諸表を理解困難なものにしていくとの指摘が、従来からなされている。

- フェーズ II については、2007 年 5 月に討議資料「保険契約についての予備的見解」が公表された。同討議資料は、保険者が発行した保険契約 (再保険契約を含む) と保険者が保有する再保険契約に係る会計処理を提案するものである。そのポイントは次のとおり。
- ・ 保険者は、保険契約の当事者となった時点において、当該契約から生じる権利と義務を認識する。

- ・ 保険者は、すべての保険負債を現在出口価値によって測定する。現在出口価値とは、保険者が、保険契約に基づく権利と義務を直ちに第三者に移転するため、報告日において対価として支払うことが期待される金額であり、保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの見積もり、貨幣の時間価値の影響、マージンという3つのビルディング・ブロックを用いて測定される。

については、(a)明示的であること、(b)可能な限り観察可能な市場価格と整合的であること、(c)バイアスのない確率加重平均値であること、(d)企業固有の見積もりではなく、一般的な市場参加者が要するコストを基礎とすること、および(e)現在の見積もりであることが要求される。

貨幣の時間価値については、将来キャッシュ・フローの見積もりを、同様の特徴を有するキャッシュ・フローの観察可能な現在の市場価格と整合的な割引率を用いて割り引くことにより、測定に反映させることが要求される。

マージンについては、市場参加者がリスク負担の見返りとして要求するもの(リスク・マージン)と、それ以外に提供されるサービスの見返りとして要求するもの(サービス・マージン)の明示的かつバイアスのない見積もりであることが要求される。

- ・ 保険契約の開始日において、保険契約者から受領する保険料と保険負債の現在出口価値との間に差額がある場合には、その差額を契約開始日の損益として認識する。

保険負債の測定におけるマージンの見積もりが、保険料に含まれるマージンと一致しない場合、保険契約の開始日において利益または損失が認識される。

- ・ 契約獲得費用(新規保険契約の販売、引受、開始に伴う費用)は、発生時に費用として認識する。
- ・ 保険負債の測定において、保険者の信用特性を反映させる。
- 同討議資料に対しては、保険負債を現在出口価値で測定することに反対する意見が寄せられたほか、保険契約の開始日において利益を認識することについても、反対意見が寄せられた。

ロ．IASB と FASB による検討の進捗状況と今後の方向性

- IASB と FASB は、2008 年 10 月から共同で本プロジェクトを検討しており、本年 7 月に公開草案を公表する予定である。両者の中で暫定的に合意された事項のポイントは、次のとおり。
 - ・ 原則として、保険者は、保険事故に対する保障を保険契約者に提供するというリスクを負担したとき、または保険契約を締結したときのいずれか早い時点において、保険契約に基づく権利と義務を認識すべきである。
 - ・ 保険者は、保険契約の履行に伴って生じると期待される将来キャッシュ・フローのバイアスのない確率加重平均値、貨幣の時間価値の影響、マージンという 3 つのビルディング・ブロックを用いて保険契約の現在の見積もりを表現する。
 - ・ 保険者は、すべての契約獲得費用を発生時に費用として認識すべきである。
 - ・ 保険負債の測定において、保険者の信用特性（不履行リスク）は反映させない。

ハ．現行の日本基準との相違点

- わが国においても、保険契約について定めた会計基準は存在しない。IFRS における保険負債に相当する責任準備金については、保険業法が定めている。そのポイントは次のとおり。
 - ・ 保険会社は、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなくてはならない。
 - ・ 責任準備金は、過去に収入した保険料の終価から過去に支出した保険金等の終価を差し引く方法（過去法）または将来の支出が見込まれる保険金等の現在価値から将来の収入が見込まれる保険料の現在価値を差し引く方法（将来法）によって計算する。
 - ・ 責任準備金の計算においては、純保険料のみを用いることとし、付加保険料は用いない（平準純保険料式）。

付加保険料と事業費は均衡する（付加保険料によって事業費を賄う）という考え方が採られており、責任準備金の計算に付加保険料と事業費は含まれない。

- ・ 責任準備金の計算に用いる基礎率（保険事故の発生確率、割引計算の割引率など）については、決算期毎に見直すことはせず、契約時点の計算基礎率を継続的に使用する（ロックイン方式）。

ただし、1996年4月に導入された標準責任準備金については、国債の応募者利回りを基準に割引率が決まり、必要に応じて見直しが行われている。

IASBの討議資料では、観察可能な現在の市場価格と統合的な割引率を用いるほか、保険者の信用特性を反映させるという考え方が採られている（もっとも、後者については、その後のFASBとの検討により、保険者の信用特性は反映させないことが暫定的に合意されている）。

- ・ 保険金の支払いなどによる将来の支出に係る不確実性は、安全割増として計算基礎率に反映され、マージンが区分して把握されることはない。

IASBの討議資料では、将来キャッシュ・フローについてバイアスのない見積もりが求められており、安全割増を行った計算基礎率を用いることはできない。

- ・ 将来の収支を見直し、現在の責任準備金の水準では将来の支出を賄うことができないと判断された場合には、責任準備金の追加積立てが必要となる。

（10）退職給付

イ．プロジェクトの背景

- 退職給付プロジェクトは、2006年2月にIASBとFASBのMoUにおける中長期項目に指定された。将来的には共同で検討を行うが、当面は別々にプロジェクトを進めることとされている。
- IASBは、現行のIAS第19号「従業員給付」の抜本的な改訂を目指し、2006年7月に本プロジェクトの検討を開始した。
- 他方、FASBは、2005年1月から本プロジェクトのフェーズIの検討を開始しており、2006年9月にはSFAS第158号「給付建年金およびその他の退職後給付に関する事業主の会計処理」を公表した。フェーズIIについては、IASBの議論を見守る必要があるとして、検討が中断されている。

SFAS 第 158 号により、退職給付債務から制度資産を控除した額が、退職給付負債（資産）として貸借対照表に計上されるとともに、費用処理されていない数理計算上の差異および過去勤務費用（未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用）が、包括利益計算書上の OCI を通じ、財政状態計算書上の OCI 累計額に計上されることとなった。

□ . IASB による検討の進捗状況と今後の方向性

- IASB は、2008 年 3 月に討議資料「IAS 第 19 号の改訂についての予備的見解」を公表した。同討議資料は、IAS 第 19 号の短期的な改善が必要であるとして、優先的に検討すべき論点に絞って改訂を提案するものであった。給付建制度に関する提案のポイントは、次のとおり。

- ・ 制度資産の価値と退職給付債務のすべての変動を発生時に即時認識する。

退職給付債務から制度資産を控除した純額が、退職給付に係る負債（資産）として貸借対照表に計上される。

- ・ 制度資産に係る期待運用収益と数理計算上の差異を区別せず、制度資産の実際運用収益の全額を即時に損益または OCI で認識する。
- ・ 受給権が確定していない過去勤務費用についても、制度変更時に即時に損益で認識する。
- IASB は、討議資料に対するコメントも踏まえ、本年 4 月に公開草案「確定給付制度：IAS 第 19 号の改訂についての提案」を公表した（コメント期限は本年 9 月 6 日）。同公開草案では、確定給付制度に係る認識、表示および開示についての改善案が示されている。そのポイントは次のとおり。

確定給付制度に係る測定、確定拠出制度の会計処理といった論点を議論するかどうかについては、2011 年よりも後に検討するとされている。

- ・ 制度資産の公正価値と確定給付債務のすべての変動は、発生時に即時認識する。

数理計算上の差異と過去勤務費用について遅延認識を行わないため、未認識の項目がなくなる。

確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した純額が、正味確定給付負債（資産）として財政状態計算書に計上される。なお、

確定給付資産は、制度資産から確定給付債務を控除した額と、経済的便益(制度資産の払戻しなど)の現在価値のいずれか低い額によって測定される(アセット・シーリング)。

いわゆる「回廊アプローチ」など、数理計算上の差異について現行のIAS第19号が許容する多様な会計処理は、全額を発生時に即時認識する会計処理に一本化される。

- ・ 制度資産の公正価値と確定給付債務の変動は、勤務費用、財務費用、正味確定給付負債(資産)に関する再測定に区分する。

は「当期勤務費用」と「過去勤務費用」から構成され、人件費として当期利益に計上される。

は、正味確定給付負債(資産)に係る「利息の純額」から構成される。利息の純額は、正味確定給付負債(資産)に割引率を乗じたものであり、財務費用として当期利益に計上される。

は、「確定給付債務に係る数理計算上の差異」、「制度資産に係る収益」、「アセット・シーリングの上限額」から構成され、OCIに計上後、直ちに利益剰余金に振り替えられる(リサイクリングは行わない)。

制度資産の価値と確定給付債務のすべての変動を損益で認識するという選択肢は採らないこととなった。

- ・ 企業に対し、確定給付制度の特徴、財務諸表に認識された金額、確定給付制度から生じるリスク、複数事業主制度への参加などについて、改善された開示を求める。

八．現行の日本基準との相違点

- 現行の日本基準では、数理計算上の差異を認識するかどうかを判断する方法として、「重要性基準」が採用されている。

「重要性基準」は、退職給付債務などを算定するために用いた基礎率の変動自体に重要性があるかどうかを判断し、重要性がないと認められる場合には基礎率を修正しないことを認めるという方法である。

- 「重要性基準」の下で認識された数理計算上の差異や過去勤務費用は、原則として、従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数で定期的に費用処理され

る。

- 未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用は、貸借対照表に計上されず、これらに対応する額と制度資産を退職給付債務から控除した純額が、退職給付引当金（前払年金費用）として計上される。
- ASBJ は、2009 年 1 月に「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」を公表した。同年 9 月には、同論点整理に対するコメントを踏まえ、IFRS とのコンバージェンスに向けた現行基準の見直しは、2 つのステップに分けて行うことを決定した。

ステップ 1 は、現行の IAS 第 19 号のうち、IASB による改訂が行われてもなお変わらない部分、または改訂の方向性が定まっていると考えられる部分について、IFRS とのコンバージェンスが進むように日本基準の見直しを行うものである。また、ステップ 2 では、IASB による改訂のうち、数理計算上の差異と過去勤務費用の包括利益計算書上での取扱いに関連する部分について、IASB の議論を踏まえて検討が行われる予定である。

- ASBJ は、ステップ 1 の実現に向け、本年 3 月に公開草案を公表した。同公開草案では、退職給付債務と勤務費用の計算方法、未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用の処理方法、開示などに係る改訂案が提示された。そのポイントは次のとおり。

なお、論点整理では、「回廊アプローチを廃止する」という IASB の提案を受け、現行の日本基準における「重要性基準」を廃止するかどうか論点として提示されたが、公開草案では、IASB による改訂の動向を踏まえて検討する必要があるとして、検討対象から外れている。

- ・ 未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、貸借対照表の純資産の部（OCI 累計額）に計上する。

退職給付債務から制度資産を控除した純額が、「退職給付に係る負債（または資産）」として貸借対照表に計上される。

OCI 累計額に計上された未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用については、その後の期間に当期純利益を構成する項目として費用処理（リサイクリング）が行われる。

3. 企業行動への影響等に係る議論の紹介

2 節でみたように、IFRS と現行日本基準の間には、多くの差異が存在する。このため、わが国が IFRS をアドプションした場合、財務諸表の数値のみならず、企業を取り巻くさまざまな場面に影響が及ぶと考えられる。そこで、本節では、そうした影響に関する議論を幅広く紹介する。まず(1)において、IFRS 導入が、わが国企業の経営や実務などに与える影響についての議論を紹介する。次いで(2)では、諸外国(欧州、豪州)が IFRS を導入した際に、実際にみられた影響についての事例を紹介する¹。

(1) わが国企業の企業行動への影響等に係る議論の紹介

イ. IFRS 導入の総体的な影響

- わが国における IFRS 導入コストについて、秋山[2009]を参考に、各国共通で発生するコストと、わが国独自のコストに分けると、前者としては、会計や経理のマニュアルの整備、システム変更、外部専門家に対する報酬増加、スタッフ教育などが挙げられ、後者としては、翻訳にかかる時間や費用、欧州等にはない内部統制報告制度(J-SOX)への対応、詳細な注記開示が求められることへの対応などが挙げられる。
- わが国で発生するコストを検討するに当たっては、「日本同様内部統制報告制度があり、細則主義の会計基準を準拠しているアメリカでの予想コストがやはり参考になるのではないかと考えられる」(秋山[2009])との意見がある。米国での IFRS 導入コストについて、Accenture[2009]²は、売上規模別に IFRS 導入コストを調査している。調査結果は以下のとおりであるが、売上規模が小さいほどコストの負担感が大きくなることが示されている。
 - ・ 売上高 500 億ドル以上の企業では売上高の 0.103% (161 百万ドル)
 - ・ 売上高 200 ~ 500 億ドルの企業では同 0.141% (132 百万ドル)
 - ・ 売上高 100 ~ 200 億ドルの企業では同 0.200% (49 百万ドル)

¹ 参考資料が限られているため、主要な基準すべてについてカバーすることはできなかった。

² 米国上場企業に所属する経営幹部 200 名以上を対象に、IFRS 導入のコストに関する調査を実施。

- ・ 売上高 50～100 億ドルの企業では同 0.298% (27 百万ドル)
 - ・ 売上高 10～50 億ドルの企業では同 0.731% (23 百万ドル)
- わが国については、前述したような独自のコスト増加要因があることを踏まえ、秋山[2009]では、わが国企業の IFRS 導入コストは、米国における調査結果以上になる可能性が指摘されている。
- 弥永[2010]では、IFRS のもとでは、これまでと比べて決算期の作業がはるかに増え、とりわけ時間とコストを要する資産の時価評価がより重要となること、これは、できるだけ早く決算情報の開示を求める市場の要請の強まりとあいまって、企業にとっては会計コストの増加や会計関連スタッフの増強につながることで、経営者にとっては、こうした会計関連コストの抑制が今後の課題となることが指摘されている。
- 橋本[2010a]は、IFRS の導入は、企業の財務情報の作成・報告に対する基準（モノサシ）の変更であるため、財務報告数値そのものに影響があることは当然であるが、それに止まらず、財務報告プロセスの上流・下流の双方に広範かつ多大な影響を及ぼすものと考えられる、とする。具体的には、IFRS に基づく財務諸表の作成に当たっては、IT システムの追加・変更が必要とされる場合があることや、社内の管理会計手法や業績評価手法を変更する可能性があることを指摘しているほか、財務報告の利用者とのコミュニケーションにも影響が及ぶと予想している。
- 都[2009]は、原則主義への対応に当たっては、IFRS の解釈をめぐる監査人との協議・確認がより重要となるとしている。すなわち、企業がまず自らの責任において見解を示し、それが監査人の許容する範囲かどうかをめぐって建設的な議論が進むことが理想的であると述べている。
- 同時に、職業会計人についても、「原則主義へと転換することで財務報告の質や比較可能性が損なわれることのないように、我が国会計プロフェッショナルのレベルを全体的に底上げするとともに、健全なアカウンティング・マインドの醸成を図っていくことが今後の課題といえよう」(橋本[2010b])といわれている。
- また、都[2009]は、企業内における IFRS の理解・教育活動について、コアとなる専門人材を確保したうえで、その人材を中心に、経理部門をはじめとして生産・販売・購買部門等の業務部門に至るまで幅広い関係者の理解・教育活動に取り組むことが必要としている。その際、会計基準の背景にある基

本的な考え方の違い(従来わが国で採用されてきた費用・収益アプローチとIFRSの資産・負債アプローチの違い)についての理解が必要としている。加えて、経営幹部や管理職層、さらには社内報等の活用による広範な理解活動の必要性も指摘している。さらに、大きな企業グループでは、グループ全体にわたる理解・教育活動を行うことが欠かせないとしている。

- なお、IFRS 導入についての影響等を調査したものとして、日本経済団体連合会[2009]や東京証券取引所[2009]、大和総研[2010]等がある³。
 - ・ 日本経済団体連合会[2009]や東京証券取引所[2009]によれば、IFRS 導入のメリットとして、比較可能性の向上や財務諸表作成の効率化、国際的信用の向上などが挙げられている。一方、デメリットとしては、実務負担や人材不足等が指摘されている。
 - ・ 大和総研[2010]によれば、国際会計基準に合わせるように現行日本基準が見直された場合、財務諸表の作成者・利用者ともに、包括利益の導入、のれんの償却の廃止、過年度遡及修正、每期におけるのれんの減損テストの導入、収益認識などが、会社経営・投資判断への影響が大きい、としている。
- この間、2010年3月期にIFRSの任意適用に踏み切った唯一の企業である日本電波工業は、2010年5月13日付のプレス・リリースにおいて、IFRSに基づく連結財務諸表を作成することによって、連結財務諸表の国際的な比較可能性が一層向上し、財務報告の品質と経営効率の一層の向上を図ることができるとしている。また同社は、「日本基準とIFRSの差異ばかりが強調されるが、コンバージェンスが進んでいることもあり99%は同じ」(週刊経営財務[2010])と述べている。
- 投資家に与える影響については、注記をはじめとして財務諸表本体以外で開示を十分に行ったとしても、「新聞・雑誌などで報道される情報は主に財務諸表等本体上の数値に基づいて」おり、そうした情報が「利害関係者の心理に与える影響なども考えると、財務諸表等に企業が抱える潜在的リスクがより多く反映されることになれば、投資家などはそのリスクを前提とした行動をとりたくなり、リスクに対するプレミアムを要求し企業価値を低めにみる可能性が想像しうる」(弥永[2010])との指摘がある。

³ これらの調査対象や詳細な結果については、付録を参照されたい。

- これを踏まえ、弥永[2010]は、企業の経営者としては、国際会計基準（あるいはコンバージェンス後の日本基準）の適用でリスクが大きく見えるようになっても、投資家向け広報（IR）活動などで投資家をはじめとする利害関係者を説得して、経済的実態は変わっていないということを理解してもらう、少なくともどうリスクをヘッジしているか、情報をより多く提供し、リスクに見合ったリターン・効果があることを説明する、退職後給付の確定給付型から確定拠出型への変更、株式の持合いの減少、子会社・関連会社の整理など、財務諸表等から読みとれるリスク自体が小さくなるように企業の行動自体を変える（リスクをとらない、より徹底的にヘッジするなど）といった選択肢があることを指摘する。そのうえで、もし、のような行動が企業経営として合理的であるといえないならば、経営者にとって、や の方向で利害関係者を説得する作業が一段と重要になる、としている。

□．財務諸表の表示

- IFRS においては、日本基準では非経常的項目として特別損益に区分される固定資産売却損益や減損損失などは、営業利益の構成要素となる。このため、「現在と同様の経営を行うと、営業利益はより大きく変動することとなる。よって、IFRS 後は、非経常的と今はみなしている損益の発生の有無にも留意した経営を行わないと、営業利益が安定せず、ビジネスに安定感がない会社という評価を受けることとなるであろう」(棟田[2009])との見方がある。
- また、包括利益の表示により、「金融機関以外にも資産・負債の価値の変動を管理する ALM 的なアプローチを導入する企業が出てくる可能性」(橋本[2010a])が指摘されているほか、「無意味な持合株式を売却し、それを成長分野への投資に振り向ける会社が増加すると予想されるため、包括利益重視の流れは日本企業の成長力を高めることであろう」(藤田[2010])との見方もある。
- もっとも、若林[2009]は、包括利益と純利益を比較し、次のような点を指摘している。
 - ・ 包括利益、純利益、キャッシュ・フローの将来予測には、包括利益よりも純利益のほうが、総じて説明力が優れている。
 - ・ 包括利益は純利益よりもボラティルに変動する。
 - ・ 投資リスク指標（株式リターンの標準偏差や市場ベータ）との関連性は、

包括利益よりも純利益のほうが強い。

- ・ 株式リターンの説明力は、包括利益よりも純利益のほうが有意に高い。
- 大和総研[2010]における包括利益の活用に関するアンケート結果をみると、作成者、利用者ともに、「業績指標としては引き続き『当期純利益』が主として活用され、『包括利益』はこれを補完する指標として活用される」との回答が最も多かった⁴。
- 開示実務への影響について、有限責任監査法人トーマツ IFRS アドバイザリーグループ[2009]は、IFRS に準拠した財務諸表の情報量は、注記量の増加等により、日本基準の財務諸表に比較して大幅に増加するとする。また、増加する注記情報は連結ベースで作成する必要があるため、グループ子会社が多数ある企業においては、IFRS 財務諸表を作成するうえで必要な注記事項を確認し、連結パッケージの見直しを行い、グループ子会社に周知徹底させるなど、情報収集体制の改善を行う必要があると指摘している。さらに、開示の増加要因として、会計方針の詳細な開示、連結ベースでの勘定科目の内訳明細や増減明細表の開示、注記事項の文章形式による詳細・具体的な説明の開示、金融資産および金融負債に係る開示情報の増加を挙げている。

八．金融商品

- IFRS のもとでは、債券については、一定の要件を満たせば、ALM 上の入れ替えを行っても、償却原価での評価が認められると解されている。しかし、「償却原価測定をするためには、(中略)満期保有は要件ではないが、“まれでない回数の売却”が売買目的と看做されて、償却原価による測定ができなくなる可能性がある。銀行がバンキング勘定で持っている国債が償却原価で測定できるかどうか等、頻度・程度等を考えて、事前に監査法人等と検討しておく必要がある」との指摘がある(千崎[2010])。また、「管理形態次第では、会計士から認められない可能性があり、改めて ALM の考え方や管理手法が問われる」(週刊東洋経済[2009])とされる。
- 政策保有株式については、「相場次第で益出しに使うことはできなくなるので、持ち合い解消が進むとみられる」(週刊東洋経済[2009])との見方がある。実際、大和総研[2010]における企業の株式保有への影響についてのアン

⁴ 詳細は付録を参照されたい。

ケート結果をみても、「『持ち合い株式』、『政策投資株式』の保有に対する株主や投資家の目は、一層厳しくなり、企業はこれらの株式の解消に向かう」との回答が、財務諸表の作成者、利用者ともに、過半数を占めている⁵。

- また、リスク管理面については、橋本[2010a]によれば、「企業によっては、ヘッジ方針の変更や、公正価値オプションの選択を行うなど、財務活動 企業行動 にも変化が生じる可能性がある」ほか、「IFRS が求める公正価値とリスクに関する詳細な注記開示に対応するため、企業は、例えばリスク・エクスポージャーやリスク感応度に関する指標 (VaR など) を集計・算出するための仕組み システム を導入することが求められ、また、企業内外から必要な情報を収集する手続 プロセス を導入することが求められる。加えて、これらの開示により、企業のリスク管理の状況が投資家からの関心事となることも想定される 外部とのコミュニケーション 。この結果、企業は、必然的に自社のリスク管理の高度化を求められることになる 企業行動 」。

二．連結および金融資産の認識の中止

- 橋本[2010a]は、経済的単一体説をとる IFRS のもとでは、子会社持分の一部売却による益出しができなくなるなど親子同時上場の意義が 1 つ失われる可能性などを指摘し、グループ経営戦略が大きな影響を受けられると思われると述べている。
- また、子会社利益は、出資比率にかかわらず、連結利益にそのまま反映されることになる。このため、例えば、「企業グループの中に比較的小さな出資比率でありながら、大きな業務を行っている子会社がある場合には、これらの子会社の業績が連結損益に及ぼす影響のウエイトが高まることになる」(橋本[2010b])。このように、連結グループの実態が変わらないとしても、「連結利益の範囲が異なることは、経営者や投資家などの企業業績の見方に対して少なからず影響を及ぼすものと考えられる」(橋本[2010b])。
- このほか、週刊東洋経済[2009]では、これまで不動産開発で SPC を多用しており、非連結対象の SPC を多く抱える不動産会社については、資産・負債が膨らむとの見方を示したうえで、IFRS 導入後は、SPC の活用に関して慎重になる先が増えそうであると述べられている。

⁵ 詳細は付録を参照されたい。

ホ．有形固定資産

- 減価償却については、コンポーネント・アプローチが採用される結果、「例えば、航空機について、その機体とエンジンの寿命が異なる場合には、機体部分とエンジン部分を異なる耐用年数で減価償却することが必要になる」結果、「資産取得の単位よりも細分化された単位での台帳登録が必要となったり、追加的な対応のための事務処理が必要とされる場合もある」（橋本[2010b]）との声が聞かれている。
- 減損会計に関しては、日本基準では、資産の市場価格が帳簿価額の 50%程度以上下落していると、減損の兆候があると判断されるのに対し、IFRS では、数値基準がなく企業が個別に判断するといった差異がある。こうしたこともあって、橋本[2010b]は、日本基準では減損損失の計上が求められなかった場合でも IFRS では減損損失の計上が求められる場合があることや、IFRS では減損損失の戻入れも求められることから、企業の損益の振幅が大きくなる可能性を指摘している。また、頻繁に現在価値への割引計算を伴う回収可能価額を算定することが求められるようになり、事務手続きも増加することが予想されると述べている。

へ．無形資産

- 「自動車や電機など、開発局面に入れば製品化につながりやすい業界では、開発費の資産計上の検討が必要な場合も多いと思われる」（週刊東洋経済[2009]）との指摘がある。

週刊東洋経済[2009]の試算では、開発費資産計上額の総資産に対する比率は、大手自動車メーカーでは 1.2~1.8%、大手家電・総合電機では 0.6~1.5%程度となる可能性が示されている。

- もっとも、「開発費の資産計上に関する判断には実務上、困難なものも多い。まず、研究局面と開発局面をどのように区分するかということが問題となる。また、開発費の資産計上の要件を客観的に判定することも難しい問題」（橋本[2010b]）といわれている。
- 無形資産における開発費の判断以外にも、減価償却における手続き等を考慮すると、「大手電機ならば 100 社以上のグループ会社を世界中に持っている。会計システムの変更、業務プロセスの見直しを行えば、その説明だけでもたいへんな手間がかかる」（週刊東洋経済[2009]）との指摘がある。

ト．企業結合

- 企業結合に関しては、「IFRS では、正ののれんの償却が買収後の損益を圧迫することがなくなることから、M&A を仕掛けやすくなる」(橋本[2010b])との見方がある。
- 一方、「正ののれんについては、少なくとも每期減損テストが必要になることから、取得した事業を継続的に評価する仕組みを含めて減損テストのための業務手続 プロセス を見直すことが必要になる」ほか、「多額ののれんを有する企業は、関連する事業の状況についての説明 外部とのコミュニケーション が求められることになる。この結果、企業は、取得後の事業の運営と管理を強化する必要に迫られることになる 企業行動 」(橋本[2010a])とも指摘されている。
- のれんの非償却処理に対しては、「自分で技術開発をしていい設備を作るよりは、それを持っている会社を買った方が見かけの利益は増えるということになるわけですから、今度は逆に、日本の技術開発意欲というのが阻害されるのではないのか」(山崎・黒川・西川・豊田 [2008]、山崎発言)といった影響を懸念する声も聞かれている。

チ．収益認識

- 橋本[2010b]は、「我が国では慣行的に物品売上を出荷時点で計上する実務が広く行われているが、IFRS への移行に伴い、契約等の条件にもよるが、一般的には、得意先への納品又は得意先での検収の時点で売上計上することが多くなろう」と述べている。
- また、工事契約について、「顧客が資産の建設中は当該資産に対する支配を獲得しないような契約となっている場合には、履行義務が履行されたとは考えられず契約における企業の正味ポジションが増加しないため、企業は進行基準で収益を認識できない」。このため、「現行実務よりも収益認識時点が遅くなる可能性」(あずさ監査法人[2009])があるといわれている。
- もっとも、「収益認識基準が変わることで、売上に影響が出るとの議論が頻出している」が、「出荷基準を採用している会社であっても、検収を期末までに取れる体制にするなど実務を調整し、出荷基準から大きく変わらないようにすることで対応する会社のほうが多いと思われる」(棟田[2009])との見方もある。

- 週刊東洋経済[2009]は、日本の商社については、取引において、契約上の当事者となっても、実質的には仲介または代理人としての機能しか果たしていないことが多いため、IFRS 導入後、売上高が大きく減少することになる、と述べている。これは、IFRS 導入後は、代理人として取引をしていると判断される場合、売上高と仕入高について、総額ではなく手数料相当の純額で収益認識しなければならないためである。
- こうした収益認識基準の変化への対応として、橋本[2010a]では、「業務プロセス や社内の業務システム システム を見直す必要」があり、「これに連動して管理会計上の業績測定の方法 プロセス も変更することになるかもしれない」。さらには「従来の販売手法の変更や顧客との契約内容の見直しを促す契機となるかもしれない 企業行動 」との考え方が示されている。

リ．保険契約

- あずさ監査法人[2007]は、仮に、IASB が 2007 年 5 月に公表した討議資料ベースの保険負債の時価評価が導入された場合、「毎期の保険負債変動の説明や対応が保険会社に求められる」と述べたうえで、市場金利変動だけで説明できないような保険負債の変動が生じた場合、それは保険会社が抱えるリスクの顕在化を意味する場合もあるので、それへの対応・制御・説明といった経営手腕が問われること、剰余金も保険負債変動の影響を受けるため、どの程度配当することが妥当かについて、今以上に高度な経営判断が求められる可能性があることを指摘している。
- また、資産運用との関係では、保険負債の測定に適用される割引率については議論途上であるものの、「仮に負債の割引率にリスクフリーレートが採用された場合、保険会社が自己資本（純資産）の変動を抑えることを目的として資産と負債のデュレーションを合わせるためには、超長期国債のような、信用リスクが小さく、満期が長い固定金利資産への配分を増加せざるを得なくなる」（井上[2003]）といった指摘もある。

ヌ．退職給付

- 柳橋[2010]は、「昨今の IASB での退職年金会計の見直しを背景に一部の企業ではすでに年金資産の運用における株式の比率を低下させようとしていることも報道されている。企業年金制度は我が国固有の制度ではなく諸外国

でも広く採用されており、仮に企業年金制度の資産運用に株式の比率を抑制する動きが広まれば世界中の株式相場に大きな影響を与えることになる」と述べている。

- 山口[2010]は、ASBJ が IFRS とのコンバージェンスに向けた現行基準見直しの第 1 ステップとして本年 3 月に公表した公開草案に関して、「もっとも影響が強いと思われる変更箇所は、『未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法』の部分であり、具体的には貸借対照表での即時認識への変更である」と述べている。この変更により、年金資産の「積立状況がより一層明示的になるため、積立が不十分な企業にとっては、これまでの対応策と同様に、給付水準の見直し（＝引下げ）、確定拠出年金への移行やキャッシュバランス制度への設計変更などの動きが強まることが予想される」とし、その結果、企業年金は、給付建て制度の減少と掛金建て制度の増加という方向へ変化していくものと思われると述べている。

（２）海外における IFRS 導入の影響に係る調査・分析

イ．IFRS 導入の総体的な影響

- 日本経済団体連合会（経団連）企業会計部会ほか[2009]は、豪州における IFRS 導入時の影響等について調査した。その概要は以下のとおりである。
 - ・ 総論として、豪州では基本的にスムーズに IFRS 移行が行われたが、その要因として以下のような点が報告されている。
 - 豪州の会計基準はもともと原則主義であった。
 - IFRS 導入以前から IFRS との調和を図っていた。

ただし、金融商品会計や無形固定資産（IFRS では認識要件を満たしていない無形固定資産が豪州基準では資産計上されていた）では、会計基準の差異の影響が大きかったと述べられている。

- 確定決算主義・損金経理要件がなく、税法が IFRS 導入の障害にならなかった。
- 会計士団体や規制当局が、IFRS 導入について、産業界に対して前向きなメッセージを一貫して伝えてきた。

- ・ 豪州における IFRS 導入のメリットとして、以下のような声が聞かれた。
 - 財務諸表の比較可能性の向上
 - 海外からの資本流入の増大
 - 資金調達コストの低減

ただし、これら 3 つを裏付ける統計的数値はない。

- グローバル企業における連結作業の軽減
 - グローバル企業では従業員の異動が容易化
 - 監査人にとって IFRS のみを教育すればよいので負担が減少
- ・ デメリットとしては、以下が挙げられている。
 - 導入コストの発生。特に金融機関は影響が大きく、システム関連でコストがかさんだ。金融機関以外では、年間の外部費用としては、概ね平年の 20～25% 増

ただし、導入コストについての網羅的な統計データはない。

- 自国基準の適用指針の喪失、基準開発の権限喪失
 - (作成者にとってコストがかかる) 開示の増加
- PwC[2008]は、豪州の G100⁶に属する企業を対象として IFRS 導入に関する調査を行い⁷、1 社当たりの IFRS 導入コストは 5 万～2 百万豪ドル超であったことを報告している。
 - ICAEW[2007]によると⁸、初めて IFRS 準拠の連結財務諸表を作成するためにかかったコストと、翌年度以降 IFRS 準拠の連結財務諸表を作成するためにかかったコストは以下のとおりであり(いずれも売上高比)、規模のメリットが現われている、と指摘している。
 - ・ 売上高 50 億ユーロ以上の企業： 0.05%、 0.008%

⁶ G100 (Group of 100) とは、豪州の主要な上場・非上場企業の上級財務役員により構成されている団体。

⁷ G100 のうち約 85 社に 7 つの質問を記載した質問書を送付し、36 社が回答している。

⁸ 調査対象は、IFRS に基づく財務諸表を利用している 23 カ国における 51 の投資家、162 の作成者、141 の監査人である。

- ・ 売上高 5 億ユーロ以上 50 億ユーロ未満の企業： 0.05%、 0.01%
- ・ 売上高 5 億ユーロ未満の企業： 0.31%、 0.06%

コストの内訳⁹としては、外部監査や IFRS プロジェクト・チームのコストなどが上位に挙がっている。

- 日本公認会計士協会[2008]は、欧州における現地調査において、システム変更の負担の重さ、賞与算定のベースとなる数字が変わる可能性など、IFRS への移行とは単なる会計上の課題ではないことが指摘されたと報告している。そのうえで、IFRS への移行は、企業全体のプロジェクトとして取り組むことが成功への鍵、と述べている。
- Moody's[2008]は、欧州の売上高トップ 30 社について、2005 年前後に IFRS を適用した際の財務数値への影響を分析している。その結果、以下のとおり、30 社の合算ベースで見ると、当期純利益が増加するとともに、負債総額も増加したこと等が示されている。

当期純利益は 25%増加した。その主因はのれんの非償却化である。

負債総額は 13%増加した。その多くは Daimler、Fiat、Deutsche Telekom、France Telecom の 4 社の影響であり、証券化等に関連するオフバランス借入やリース負債のオンバランス化、複合金融商品の負債への組替えが大きい。

- Moody's[2008]は、IFRS について、企業の実態をよりよく描写すると評価しつつも、企業や監査人によって解釈が一貫していないこと等から、IFRS ベースの財務諸表は必ずしも比較可能性が高くない、と指摘している。また、ボラティリティの高さや過度の複雑性が、財務諸表の有用性を損ねることもあり得る、と述べている。
- Horton and Serafeim[2007](ICAEW[2007]の Appendix 4 として掲載)は、英国 (280 社) フランス (159 社) イタリア (99 社) スペイン (67 社) を対象として、各国 GAAP から IFRS に移行した際の利益修正額と、株価水準および株価変化率¹⁰の関係を調査した。その結果は以下のとおりである。

⁹ ICAEW[2007]の表 7.2 参照。

¹⁰ 株価水準は、IFRS 移行年度末時点の株価とその 3 ヶ月後時点の株価との差額を指す。株価変化率は、IFRS 移行年度末時点の株価を基準とし、その 3 ヶ月後時点の株価の増減率を指す。

- ・ 英国企業とフランス企業については、株価水準、株価変化率とも、利益修正額との間に有意といえる関連性があった。
 - ・ イタリア企業については、利益修正額と株価水準の間には有意といえる関連性があった。しかし、利益修正額と株価変化率の間には有意といえる関連性はなかった。
 - ・ スペイン企業については、株価水準、株価変化率とも、利益修正額との間に有意といえる関連性はなかった。
- Daske et al. [2008]は、IFRS をアドプションした 26 の国・地域（豪州、EU 加盟国のうち 18 カ国等）の企業を対象として、IFRS 導入によって株式市場の流動性、株主資本コスト、トービンの q ¹¹がどのような影響を受けたかを分析している。その結果は以下のとおりである。
 - ・ 株式市場の流動性は、平均的にみると、IFRS の導入時近辺で高まった。
 - ・ 所在国が IFRS の強制適用を発表する以前から IFRS を任意適用していた企業群に限っていえば、IFRS 強制適用年度における株主資本コストは低下し、トービンの q は上昇した。
 - また Daske et al. [2008]は、法的エンフォースメントの仕組みが相対的に厳格であり、企業が透明性を確保することについて強いインセンティブを有するような制度環境にある国においてのみ、上記のような資本市場におけるベネフィットが現われる、と指摘している。

□．財務諸表の表示

- FASB/IASB[2009]¹²によれば、営業利益を主要な業績指標として用いていると回答したアナリストは 31%、EBITDA¹³は 27%、EBIT¹⁴は 13%、純利益は 10%、税引前利益は 7%であり、包括利益と回答したアナリストは 6%であった。

¹¹ トービンの q とは、企業の市場価値（株式時価総額と債務の和）を、その企業が保有する資本の再取得価格（保有する資本ストックを売却した場合の収入）で割った指標。

¹² IASB と FASB は、アナリスト 43 名を対象に、アナリスト・フィールド・テストを実施。

¹³ EBITDA とは、Earnings before interest, taxes, depreciation and amortization の略で、利息・税金・償却控除前利益を指す。

¹⁴ EBIT とは、Earnings before interest and taxes の略で、利息・税金控除前利益を指す。

- 当期純利益に関しては、「IFRS 導入の欧州企業に関しても、ブルームバーグなどの投資家用情報端末や現地のアナリストレポートで確認する限り、1 株当たり利益 (EPS) といった場合には当期純利益が利用されており、当期純利益の重要性は損なわれていないようである」(棟田[2009])との指摘がある。
- IFRS では詳細な注記開示が求められるが、豪州企業に関して、日本経団連企業会計部会ほか[2009]によれば、財務諸表の注記は豪州基準の倍以上となった(注記のみで百数十ページ)との声があったと報告している。

八．有形固定資産

- 有形固定資産の減価償却にコンポーネント・アプローチが適用されることにより、当期純利益に影響が及んだとの分析がある。例えば、五十嵐[2009]では、Suez (仏：電気ガス水道、現在は GDF Suez) の 2004 年度の当期純利益は、フランス GAAP では 1,804 百万ユーロであるのに対し、IFRS では 1,696 百万ユーロと、108 百万ユーロ少ないが、その最大の要因は、有形固定資産の減価償却方法の差であるとされている(フランス GAAP では、特別に複雑な有形固定資産の重要なコンポーネントの耐用年数が全体のインフラの耐用年数と異なっている場合にのみ、異なる耐用年数を使用するのに対し、IFRS では、異なる耐用年数を持つ主要なコンポーネントについて、異なる耐用年数を使用する)。

二．無形資産

- 社内発生開発費の資産計上に関し、企業会計基準委員会[2008]は、IAS 第 38 号を適用している欧州企業 50 社(製薬・自動車など)の 2007 年度のアンニュアル・レポートを用いて分析を行っている。その結果は以下のとおりである。
 - ・ 開発費を資産計上している会社は 25 社。自動車業界や自動車部品業界、電機業界、紙・パルプ業界など、開発初期段階から製品化を見込みやすい企業が多い。

ただし、自動車部品業界や電機業界では開発費の資産化率にばらつきがみられると指摘しているほか、自動車部品業界や紙・パルプ業界では全額費用計上している企業も少数ながら存在することが明らかにされている。

- ・ 開発費を全額費用計上している会社は 18 社。製薬業界、食品・飲料業界、化学業界といった、開発の終了段階まで製品化に不確実性（許認可が下りるか否か等）が高い企業が多い。
- ・ 資産化しているかどうか不明な会社は 7 社。

4 . おわりに

- 以上を踏まえ、IFRS の導入が企業を中心とする財務報告の各利害関係者に与える影響をまとめると、メリットとして、財務諸表の比較可能性や国際的信用の向上、財務諸表作成の効率化、経営効率の向上などが期待される。他方において、デメリットとして、導入時のコスト負担や、導入後における見積もり増加や開示の拡充によるコスト増加などが予想される。また、特に導入前後にあっては、翻訳等わが国独自のコストや人材育成・教育コスト、制度設計のための社会的コストもかかることになる。
 - 主として導入後の影響について主体別にみれば、企業においては、例えば、契約実務の見直しやリスク管理の高度化、投資家向け説明の充実といった行動変化が考えられる。こうした行動変化は、従来のビジネス・モデルを維持するために必要とされる場合もあれば、グループ経営戦略や投資戦略の再検討などを通じて、ビジネス・モデルの変革につながることも考えられよう。また、投資家にとっては、比較可能性の向上や表示の変化・開示事項の拡充によって、投資意思決定の効率化や合理化が促進される可能性があるほか、企業価値評価のあり方自体が変化する可能性も指摘し得る。そして、そうした投資家行動の変化が、さらなる企業行動の変化を惹起することも考えられよう。
 - このように、IFRS 導入は、わが国企業をめぐるさまざまな場面に多面的な影響を及ぼし得ることを踏まえると、IFRS 導入の影響を議論するに当たっては、多角的な視点から検討を加えることが有用といえよう。またその際、議論の前提として、例えば以下のような論点についてどのような問題意識に拠って立つかによって、議論の内容や方向性が大きく異なってくる可能性があることには、留意する必要がある。
- IFRS 導入を決定する前提として、上述のようなベネフィットがコストを上回ると評価できることが必要であると思われるが、そこでいうベネフィットとして、どの次元のものを捉えているのか。例えば、個別の会

計処理の当否の問題として捉えているのか、そもそも国際基準を導入すること自体の問題として捉えているのか。

- 企業行動への影響という点について、そもそも是正されるべき日本独自の「企業行動」や促進されるべき「企業行動」があるのか。あるとした場合、IFRS あるいは会計基準にそれらを改善したり促進する役割を期待するのか。
- 投資家の企業評価のあり方自体が変化する可能性について論じるうえで、想定する投資家の範囲を個別企業の資金調達の面から捉えるのか、わが国資本市場の国際化という視点に力点を置くのか。また、そもそも財務報告から投資家に何を読み取ってもらいたいと考えるのか。

以 上

【付表】 IFRS と現行日本基準との主な相違点

IFRS のうち、プロジェクトで見直しの方向性が示されているものについては、現行 IFRS ではなく、本年 6/30 日までの公表資料あるいは暫定合意の内容を示している。他方、日本基準については、現行基準と公開草案の内容を示しており、論点整理の内容は含まれていない。

	IFRS	日本基準
(1) 基準横断的な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・原則主義 ・ストック重視 ・詳細な注記 ・見積もり要素の多さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・細則主義 ・フロー重視 ・IFRS よりは注記が少ない ・IFRS よりは見積もり要素が少ない
(2) 財務諸表の表示	<p>(IAS 第1号および第7号の置換え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクションとカテゴリーの表示は、財政状態計算書、包括利益計算書およびキャッシュ・フロー計算書の間で統一するよう努力する。 ・一般論として、財政状態計算書において資産と負債をどう区分するかにより、他の計算書において項目を区分する。 ・包括利益計算書において、各カテゴリーに区分された収益および費用項目を機能別に区分し、さらに性質別に区分する。 ・包括利益計算書において、包括利益を表示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勘定項目は、貸借対照表、損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書の間で一致していない。 ・貸借対照表における資産と負債の区分が、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書における項目の区分を規定しているわけではない。 ・損益計算書においては、経常利益を含む損益の段階別表示が行われており、営業損益計算、経常損益計算、純損益計算という3つの区分が設けられている。 ・損益計算書において、包括利益は表示されていない。 <p>連結財務諸表については、2011年3月期より包括利益の表示が行われることとなった。</p>

	IFRS	日本基準
財務諸表の表示 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュ・フロー計算書では直接法を用いる。 ・非継続事業に関する情報は、財政状態計算書、包括利益計算書およびキャッシュ・フロー計算書において、独立したセクションに表示する。 <p>(OCI 項目の表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括利益計算書では、当期純利益と OCI を区分表示し、OCI 項目は、リサイクリングするものとししないものとに区分する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュ・フロー計算書では、直接法だけではなく間接法の適用も認められており、実務上は主に間接法が適用されている。 ・非継続事業に関する情報は、貸借対照表、損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書のいずれにおいても、独立した勘定項目として表示されない。 ・損益計算書において、OCI は表示されていない。 <p>連結財務諸表については、2011年3月期より OCI の表示が行われることとなった。</p>
(3) 金融商品に係る現行基準の置換え	<p>(分類と測定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融資産が次の要件を満たす場合は償却原価で測定し、それ以外の場合は公正価値で測定する。 <p>企業のビジネス・モデル上、契約上のキャッシュ・フローの回収が当該資産の保有目的であること。</p> <p>契約上、当該資産が元本および元本残高に対する利息の支払いを生じさせるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正価値測定される金融資産のうち、トレーディング以外の目的で保有される持分投資に限り、当初認識時の選択で、公正価値の変動額を OCI として認識することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券を保有目的に応じて次の4つに区分し、それぞれについて測定方法を定めている。 <p>売買目的有価証券：損益を通じた公正価値測定</p> <p>満期保有目的債券：取得原価または償却原価測定</p> <p>子会社および関連会社株式：取得原価測定</p> <p>その他有価証券：OCI を通じた公正価値測定（リサイクリングあり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定する。

	IFRS	日本基準
金融商品に係る 現行基準の置換え (続き)	<p>受取配当金の当期利益への計上は認められるが、売却損益のリサイクリングは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 償却原価測定の要件を満たす金融資産であっても、当初認識時に公正価値測定を選択することができる(公正価値オプション)。 公正価値オプションが適用される金融負債については、公正価値変動額の全額を当期利益に計上したのうち、自己の信用力の変動に起因する金額のみを OCI に振り替えることができる。 <p>(償却原価および減損)</p> <ul style="list-style-type: none"> 償却原価測定される金融資産については、当初認識時に期待損失を見積もり、実効金利法を用いて每期一定のペースで引き当てるアプローチを導入する。 <p>当初認識時の期待損失を基に満期までの期待キャッシュ・フローを見積もり、実効金利を算出する。</p> <p>実効金利に基づく金利収入と契約上の金利収入との差額分だけ帳簿価額を調整する(当該差額が、当期に割り当てられた期待損失として、貸倒引当金繰入額見合いとなる)。</p> <p>期待損失を每期見直し、その予想が変化した場合には期待キャッ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公正価値オプションの規定はない。 金銭債務は、債務額または償却原価で貸借対照表に計上する。 金融資産の償却原価測定については、利息法の適用が原則であるが、定額法の適用も容認されており、実務上は主に定額法が適用されている。 有価証券の減損については、減損発生の客観的な証拠がある場合に減損損失を認識する発生損失モデルが採用されている。 時価が著しく下落した場合で、回復の見込みがない場合に、減損損失が認識される。 <p>時価の下落率が50%以上程度である場合は著しい下落に該当するとして減損を検討し、下落率が30%未満の場合には、一般的には著</p>

	IFRS	日本基準
金融商品に係る 現行基準の置換 え（続き）	<p>シュ・フローの見積もりを修正する。</p> <p>修正後の期待キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値と、期待損失の見直しを行う前の帳簿価額との差額が、期末時点に一括して損益に計上される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損の戻入れを行う。 <p>（ヘッジ会計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価ヘッジに替えて繰延ヘッジをすべてのヘッジ会計に適用する。 	<p>しい下落に該当しないとされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損の戻入れは認められない。 ・貸付金および債権については、債務者の状況に応じて一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等という3つに区分され、それぞれについて貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金が設定される。 ・ヘッジ会計については、繰延ヘッジが原則とされ、時価ヘッジはその他有価証券にのみ適用可能である。
（4）連結および 金融資産の認 識の中止	<p>（連結）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支配概念によって連結の範囲を決定する。 ・支配の定義は、「報告事業体が、自己のリターンを生成するために他の事業体の活動を左右する力」とする。 ・報告事業体が過半数の議決権を保有しない場合にも、さまざまな方法で他の事業体の活動を左右する力を持つことができる（事実上の支配）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支配力基準によって連結の範囲を決定する。 ・他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合、または他の会社に対する議決権の所有割合が50%以下であっても、40%以上の議決権を有しており、かつその会社の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合のいずれかに該当するならば、支配が認められる。 <p>支配が一時的であると認められ</p>

	IFRS	日本基準
連結および金融資産の認識の中止（続き）	<p>・ 仕組事業体（SE）を支配しているか否かは、SE の活動から得られるリターンの配分方法、SE のリターンを左右する活動に係る意思決定の方法などを勘案して判断する。</p> <p>（金融資産の認識の中止）</p> <p>・ 譲渡人が、金融資産に固有の将来の経済的便益のすべてを獲得する能力および当該便益を他者が利用することを制限する能力の保持をやめた場合、当該金融資産全体の認識を中止する。</p>	<p>る会社、あるいは連結することで利害関係者の判断を著しく誤らせる恐れのある会社については、連結の範囲に含めない。</p> <p>連結集団全体からみて、連結の範囲に含めなくても投資家の判断にそれほど影響を与えない重要性の低い子会社については、連結の範囲から除外することが認められる。</p> <p>・ SPE は、次の要件を満たす場合、当該 SPE に対する出資者の子会社に該当しないものと推定される。</p> <p>(a) 資産が適切な価額で SPE に譲渡されていること。</p> <p>(b) SPE が、譲渡された資産から生ずる収益を、自社の発行する証券の保有者に享受させることを目的としており、その目的に従って適切に事業が遂行されていること。</p> <p>・ 金融資産については、契約上の権利の行使、契約上の権利の喪失、または 契約上の権利に対する支配の移転のいずれかの事象が生じた場合、認識を中止する。</p> <p>については、譲渡された金融資産に対し、(a)譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全されていること、(b) 譲受人が契約上の権利を直接または間接的に通常の方法で享受できること、(c)譲渡人が当該資産の満</p>

	IFRS	日本基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡時に新たに生じたすべての金融資産や金融負債を公正価値で測定し、認識する。 ・譲渡人が金融資産に対して留保している部分があれば、新しい金融資産として譲渡時の公正価値で測定し、認識する。 ・レポ取引について、金融資産の認識を中止しない処理を例外的に認める。 	<p>期前に買い戻す権利および義務を実質的に有していないことという3つの要件がすべて満たされる場合、支配が移転したと判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融資産の一部が認識中止の要件を満たした場合には、認識が中止された部分の帳簿価額と対価との差額を当期の損益として処理する。 ・レポ取引では、金融資産の認識は中止されない。
(5) 有形固定資産	<p>(当初認識後の測定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産の当初認識後の測定については、資産の種類毎に原価モデルまたは再評価モデルのいずれかを選択して適用する。 <p>(減価償却)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産の減価償却では、有形固定資産項目の取得原価全体に対して重要な部分を占める構成部分(コンポーネント)を認識し、各コンポーネントに対して耐用年数や減価償却方法を適用する。 <p>耐用年数は、資産が企業において利用可能であると予想される期間または資産から得られるであろう生産高を基に企業が見積もる期間である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当初認識後の測定について、再評価モデルの適用は認められていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産の減価償却については、税法に影響された実務が広く行われている。 <p>税法では、償却資産の構成要素に応じて耐用年数が詳細に区分されているものの、IFRSのコンポーネントと一致しない場合がある。</p> <p>耐用年数は、会計上は物質的減価と機能的減価を考慮に入れ、自己の固定資産についての特殊要件を踏まえて個別的かつ自主的に決定することとされているが、税法上の</p>

	IFRS	日本基準
	<p>減価償却方法として、定額法、定率法、生産高比例法を採用可能であるが、企業は、資産の将来の経済的便益の予測消費パターンを最も適切に反映する方法を選択しなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残存価額、耐用年数および償却可能価額については、少なくとも各年度末に見直しを行う。 <p>(減損)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産に減損の兆候があると判断された場合、当該資産の回収可能価額を算定し、それができない場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定する。 <p>減損の兆候があるかどうかは、企業の個別の判断に委ねられており、数値基準は設けられていない。</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額または使用価値のいずれか高いほうである。</p> <p>使用価値は、将来キャッシュ・フローの現在価値である。キャッシュ・フローの見積もりは、経営者が承認した直近の予算と予測に基づかななくてはならず、見積もり期間の上限は5年である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各期末日において、過年度に認識された減損損失が存在しないか、ま 	<p>耐用年数が使用されることが多い。</p> <p>減価償却方法は、税法上、減価償却費の損金処理が認められているため、資産の将来の経済的便益の予測消費パターンにかかわらず、最も税務メリットを享受できる方法が選択されることが多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数と残存価額については、定期的に見直しが行われない場合もある。 <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産に減損の兆候があり、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、減損が相当程度確実であるとして、帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失とされる。 <p>資産の市場価格が帳簿価額の50%程度以上下落していると、減損の兆候があると判断される。</p> <p>キャッシュ・フローの見積もり期間は、資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短いほうである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損の戻入れは禁止されている。

	IFRS	日本基準
有形固定資産 (続き)	たは減少している可能性がある場合には、減損損失の戻入れを行う。	
(6) 無形資産	<p>(定義および認識要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無形資産について、包括的な基準が存在する。 ・無形資産は、「物質的な実体のない識別可能な非貨幣性資産」であり、資産に起因する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、取得原価が信頼性をもって識別可能である場合、資産として認識される。 <p>無形資産は、(a)企業から分離可能であるまたは(b)契約またはその他の法的権利から生じるものであるといういずれかの要件を満たす場合、識別可能である。</p> <p>無形資産の定義または認識要件を満たさない場合には、関連する支出は発生時点で費用として認識される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の研究開発活動は、研究局面と開発局面とに区分する。研究局面の支出は発生時に費用として認識され、開発局面の支出は、一定の要件を満たすことが客観的に立証される場合にのみ資産として認識される。 <p>(当初認識後の測定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無形資産の当初認識後の測定については、資産の種類毎に原価モデルまたは再評価モデルのいずれかを選 	<ul style="list-style-type: none"> ・無形資産について、包括的な基準は存在しない。 ・研究開発費は、発生時に一括して費用処理される。

	IFRS	日本基準
無形資産(続き)	<p>択して適用する。</p> <p>原価モデルを適用する場合、償却に係る耐用年数を確定できないならば、償却に代えて減損テストを実施する。</p>	
(7) 企業結合	<p>(のれん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得企業は、対価の取得日における公正価値、被取得企業に対する非支配持分、従前から保有していた持分の取得日における公正価値(段階取得の場合)の合計額から、被取得企業の識別可能な資産と負債の純額を差し引いた額をのれんとして計上する。 ・被取得企業に対する非支配持分の測定には、非支配持分を公正価値で測定する方法、または被取得企業の識別可能な資産と負債の純額を非支配持分の割合で按分する方法を適用する。 ・取得に伴って発生したコストは、のれんではなく期間費用として処理する。 ・識別可能な無形資産については、のれんから分離して認識し、取得日時点の公正価値によって測定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得企業は、取得原価と、被取得企業の識別可能な資産と負債の純額(取得企業に帰属する額のみ)との差額をのれんとして計上する。 ・のれんの測定に少数株主持分は含まない。 ・企業結合に直接要した費用は、取得原価に含める。 ・識別可能な無形資産(法律上の権利など、企業から分離して譲渡可能な無形資産)が被取得企業の資産に含まれる場合、当該無形資産の時価を基礎として取得原価を配分し、資産計上する。 ・のれんは、20年以内の期間に亘って定期的に償却する。

	IFRS	日本基準
企業結合(続き)	<p>・のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず少なくとも年に1度は減損の検討を行い、減損損失を控除した額によって測定する。</p> <p>(非支配持分の扱い)</p> <p>・非支配持分は、連結財政状態計算書で株主資本に含まれる。</p> <p>・連結包括利益計算書では、連結グループ全体の利益の内訳として、非支配持分に帰属する額が表示される。</p> <p>・支配の喪失を伴わない支配株主と非支配株主の取引による影響は、資本に直入される。</p>	<p>・のれんについては、減損の兆候がある場合に減損損失の認識の検討を行う。</p> <p>・少数株主持分は、連結貸借対照表の純資産の部に計上されるが、株主資本には含まれない。</p> <p>・連結損益計算書では、少数株主持分利益も表示されるが、当期純利益には含まれない。</p>
(8) 収益認識	<p>(収益認識のプロセス)</p> <p>・契約上の権利と履行義務の組み合わせにより、企業には正味の契約ポジションが生じる。</p> <p>契約上の権利の測定値が履行義務の測定値を上回る場合、契約は資産(契約資産)となり、その逆の場合には負債(契約負債)となる。</p> <p>・企業が履行義務を充足し、顧客に資産を移転したとき(契約資産の増加または契約負債の減少により、正味の契約ポジションが増加したとき)に、収益が認識される。</p> <p>顧客が資産に対する支配を獲得</p>	<p>・企業会計原則で発生主義と実現主義を掲げている以外に、収益に関する一般的な規定はない。</p> <p>実務上は、引渡基準、検収基準と並び、出荷基準が採用されている。</p> <p>長期の請負工事については、原則として工事進行基準が適用される(例外的に工事完成基準の適用が認められる)。</p>

	IFRS	日本基準
収益認識(続き)	<p>したときに、顧客に資産を移転したと判断される。</p> <p>資産の支配は、「財またはサービスの使用を指示し、かつそこから便益を得ることができる現在の能力」と定義する。</p> <p>資産が段階的に顧客に移転される場合、履行義務を分割して会計処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約ポジションは、契約締結時点において顧客が約束した対価（取引価格）によって測定する。 <p>履行義務が充足されると、履行義務の測定値はゼロになり、当初測定値（＝取引価格）に等しい収益が認識される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履行義務の充足時点と対価の受領時点が一致せず、貨幣の時間価値の影響が重要である場合、正味の契約ポジションに貨幣の時間価値を反映させる。 ・ 顧客の信用リスクは、正味の契約ポジションの測定に反映させる。 <p>（総額表示と純額表示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産の移転が履行義務の内容である場合には、企業が顧客から受領する対価の全額が収益として計上されるが、資産の移転を手配することが履行義務の内容である場合には、手数料のみが収益として計上される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益を総額表示するかどうかを判断するための一般的な基準はない。

	IFRS	日本基準
(9) 保険契約	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、保険者は、保険事故に対する保障を保険契約者に提供するというリスクを負担したとき、または保険契約を締結したときのいずれか早い時点において、保険契約に基づく権利と義務を認識する。 ・保険者は、次のビルディング・ブロックを用いて保険契約の現在の見積もりを表現する。 <ul style="list-style-type: none"> 保険契約の履行に伴って発生すると期待される将来キャッシュ・フローのバイアスのない確率加重平均値 貨幣の時間価値の影響 マージン ・保険契約の見積もりにおいて、保険者の信用特性（不履行リスク）は反映させない。 ・保険契約の開始日に利益を認識しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約について定めた会計基準は存在しない。 ・保険業法上、責任準備金の積み立てが求められる。 ・責任準備金は、次のいずれかの方法で計算する。 <ul style="list-style-type: none"> 過去に収入した保険料の終価から過去に支出した保険金等の終価を差し引く方法（過去法） 将来の支出が見込まれる保険金等の現在価値から将来の収入が見込まれる保険料の現在価値を差し引く方法（将来法） ・責任準備金の計算に用いる基礎率については、決算期毎に見直すことはせず、契約時点の基礎率を継続的に使用する（ロックイン方式）。 ・保険金の支払いなどによる将来の支出に係る不確実性は、安全割増として計算基礎率に反映され、マージンが区分して把握されることはない。 ・将来の収支を見直し、現在の責任準備金の水準では将来の支出を賄うことができないと判断された場合には、責任準備金の追加積立てが必要となる。

	IFRS	日本基準
保険契約(続き)	<ul style="list-style-type: none"> すべての契約獲得費用を発生時に費用として認識する。 	
(10) 退職給付	<ul style="list-style-type: none"> 制度資産の公正価値と確定給付債務のすべての変動は、発生時に即時認識する。 <ul style="list-style-type: none"> 数理計算上の差異と過去勤務費用について遅延認識を行わないため、未認識の項目がなくなる。 確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した純額が、正味確定給付負債(資産) として財政状態計算書に計上される。 確定給付資産は、制度資産から確定給付債務を控除した超過額と、経済的便益(制度資産の払戻しなど) の現在価値のいずれか低い額で測定される(アセット・シーリング) 。 いわゆる「回廊アプローチ」など、数理計算上の差異について現行基準が許容する多様な会計処理は、全額を発生時に即時認識する処理に一本化される。 制度資産の公正価値と確定給付債務の変動は、勤務費用、財務費用、正味確定給付負債(資産) に関する再測定に区分して表示する。 <ul style="list-style-type: none"> は、「当期勤務費用」と「過去勤務費用」から構成され、人件費として当期利益に計上される。 	<ul style="list-style-type: none"> 未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用は、貸借対照表に計上しない。 <ul style="list-style-type: none"> これらに対応する額と制度資産を退職給付債務から控除した純額が、退職給付引当金(前払年金費用) として計上される。 ASBJ の公開草案では、未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用について、税効果を調整のうえ、貸借対照表の純資産の部(OCI 累計額) に計上することが提案されている。 数理計算上の差異を認識するかどうかを判断する方法として、「重要性基準」が採用されている。 <ul style="list-style-type: none"> 「重要性基準」の下で認識された数理計算上の差異や過去勤務費用は、原則として、従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数で定期的に費用処理される。

	IFRS	日本基準
退職給付(続き)	<p>は、正味確定給付負債(資産)に係る「利息の純額」から構成される。利息の純額は、正味確定給付負債(資産)に割引率を乗じたものであり、財務費用として当期利益に計上される。</p> <p>は、「確定給付債務に係る数理計算上の差異」、「制度資産に係る収益」および「アセット・シーリングの上限額」から構成され、OCIに計上後、直ちに利益剰余金に振り替えられる(リサイクリングなし)。</p>	<p>ASBJの公開草案では、OCI累計額に計上された未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用について、その後の期間に当期純利益を構成する項目として費用処理(リサイクリング)することが提案されている。</p>

【付録】 アンケート結果の詳細

- 日本経済団体連合会[2009]は、経団連全会員企業（1,307社）における準備状況、並びに懸念事項や課題等についてのアンケート調査である。調査時期は平成21年3月で、446社から回答があった（回答率34.1%）。主な回答は以下のとおり。

IFRS 任意適用を検討したい企業が任意適用を検討する理由（回答91社） 複数回答可	回答社数
・グローバルベースでの比較可能性の向上	52社
・グローバルベースでの連結財務諸表作成の効率化	46社
・国際的信用の向上	40社
・海外での資金調達	17社
IFRS 適用に関する懸念（回答384社） 懸念度合いの高い順に3つ選択	ポイント
・導入後の決算実務負担	410ポイント
・単体と連結会計基準が異なることによる実務対応	376ポイント
・IFRSに関する理解不足	374ポイント
・IFRSに対応できる人材不足	371ポイント

備考：ポイントは、第1位は3ポイント、第2位は2ポイント、第3位は1ポイントとして加算。

- 東京証券取引所[2009]は、平成21年8月時点の東証全上場会社（2,332社）（外国会社を除く）に対するアンケート調査である。調査対象期間は平成21年8～9月で、1,416社から回答があった（回収率60.7%）。主な回答は以下のとおり。

早期適用の目的等（回答56社）	回答社数
・グローバルベースでの比較可能性を確保する為	21社
・グローバルベースでの決算集計等効率化の為	20社
・国際的信用の向上の為	20社
・投資者サイドの要望が強くなる事が予想される為	12社
IFRS 導入に伴う懸念等（回答1,416社）	回答社数
・導入後の決算実務負担	1,100社
・システム対応	1,070社

・国際会計基準に対応する社内人材の不足	950社
・国際会計基準に対する理解不足	904社

- 大和総研[2010]は、財務諸表作成者(1,287名)、財務諸表利用者(2,472名)を調査対象とし、会社経営・投資判断への影響についてのアンケートを実施している。調査対象期間は、2009年8月25日~9月16日で、作成者76件、利用者154件の回答があった。

- 国際会計基準とのコンバージェンスに向けて既に見直しが行われた下記の会計基準(今後導入)のうち、会社経営・投資判断への影響が大きいと思われるもの(複数回答可)

	作成者(%)	利用者(%)
(a) 工事進行基準原則化	24	42
(b) 金融商品(貸付・借入等を含む)の時価の開示	58	68
(c) 金融商品のリスクの定量的開示	29	41
(d) 賃貸等不動産の時価の開示	30	46
(e) ベンチャー・キャピタル条項の見直し(連結対象外となるための要件の厳格化)	9	23
(f) 退職給付債務(割引率の見直し)	57	59
(g) セグメント情報等の開示の見直し(マネジメント・アプローチの導入)	55	47
(h) 関連会社の会計方針の統一	32	21
(i) 資産除去債務の導入	33	19
(j) 棚卸資産の後入先出法の廃止	7	29
(k) 企業結合の見直し(持分プーリング法廃止)	20	44
(l) 企業結合の見直しで持分プーリング法廃止以外の項目(「負ののれん」の一括利益計上、開発費・無形資産の資産計上、外国子会社の「のれん」の期末時レートでの円換算)	16	48
(m) 連結(段階的取得の会計処理、少数株主損益調整前当期純利益の表示等)	21	25
(n) その他の影響が大きいと思われる項目	1	0

- 現行の国際会計基準と日本基準の既存の主要な差異のうち、国際会計基準に合わせるよう基準の見直しが行われた場合、会社経営・投資判断への影響が大きいと思われるもの（複数回答可）

	作成者(%)	利用者(%)
(a) 企業結合		
「のれん」の償却の廃止	51	78
毎期における「のれん」の減損テストの導入	45	48
連結財務諸表における少数株主持分の取扱い (資本か否か? 子会社株式の一部譲渡の際の譲渡 益計上の可否、少数株主持分に対応する「のれん」 の計上)	17	34
その他(条件付取得対価、株式交付費以外の支出、 偶発負債・従業員の雇用終了等の取扱いなど)	12	10
(b) 包括利益の導入	70	64
(c) 過年度遡及修正(会計方針変更等)	50	35
(d) 廃止事業(廃止事業の区分表示と、過年度の財務諸表 の修正)	21	15
(e) 開発費の資産計上(資産計上の要件を満たすもの)	22	32
(f) 固定資産の減損会計(国際会計基準では割引後の将来 キャッシュ・フローと帳簿価額を比較)	37	40
(g) 固定資産の再評価(国際会計基準では可能)	30	29
(h) 減価償却	33	37
(i) 収益認識(ポイントサービスなどを含む)	42	34
(j) 外貨換算(国際会計基準では機能通貨を導入)	12	19
(k) 引当金(国際会計基準では、特別 修繕引当金など、 現在の債務とは言えないものは計上不可)	25	27
(l) その他	0	0

- IASB と米国の FASB の共同作業で見直しが行われている下記の項目について、会社経営・投資判断への影響が大きいと思われるもの（複数回答可）

	作成者(%)	利用者(%)
(a) 連結の範囲 (SPE の連結)	28	54
(b) 認識の中止 (金融資産・金融負債のオフバランス化、証券化)	13	44
(c) 財務諸表全体の見直し	57	42
(d) 退職給付 (積立不足額の会計処理等)	63	55
(e) 金融商品		
評価分類 (評価方法)	36	36
減損・貸倒引当金	18	27
ヘッジ会計	13	22
(f) 公正価値評価	42	27
(g) 負債と資本の区分	25	18
(h) リース	20	30
(i) 引当金	16	19
(j) 保険負債の時価評価	11	14
(k) その他	0	1

- わが国では「包括利益」を導入する会計基準を 2010 年に設定する方向で検討が行われていますが、「包括利益」が導入された場合、どのように活用されると思うか

	作成者(%)	利用者(%)
(a) 業績指標として、「当期純利益」以上に活用される	9	9
(b) 業績指標として、「当期純利益」と同程度に活用される	21	31
(c) 業績指標としては引き続き「当期純利益」が主として活用され、「包括利益」はこれを補完する指標として活用される	41	43
(d) あまり活用されない	7	5
(e) どの程度活用されるかは、マスコミや会社四季報等、情報ベンダーなどがどのように活用するかに左右される部分が多いため、現段階では何とも言えない	22	11
(f) その他	0	1

- IASB の金融商品の公開草案の内容は、企業の株式保有にどのような影響を与えらると思うか（複数回答可）

	作成者(%)	利用者(%)
(a) 「持ち合い株式」、「政策投資株式」の保有に対する株主や投資家の目は、一層厳しくなり、企業はこれらの株式の解消に向かう	60	54
(b) 「持ち合い株式」、「政策投資株式」は売却を想定していないため、売却益の当期純利益への計上が認められないことによる影響は無い	20	21
(c) 株主は「政策投資株式」、「持ち合い株式」を売却して、売却益を配当に回すよう求めるようになる可能性がある（公開草案では「その他の包括利益」に計上した売却益は、資本勘定内で留保利益へ振り替えることは認められている）	19	14
(d) 銀行や保険会社のいわゆる「純投資」の株式は、売却益の計上を想定しているため、時価の変動を損益に計上せざるを得なくなる。したがって、これらの機関の株式保有は、時価の変動に耐えられる範囲に制限されるようになる	23	32
(e) 銀行や保険会社の「純投資」の株式についても、「政策投資株式」、「持ち合い株式」と同様に、時価の変動を「その他の包括利益」に計上するようになる。（「その他の包括利益」に計上した売却益は、資本勘定内で留保利益に振り替えて対応する）	12	7
(f) その他	1	5

参考文献

秋山雅子、「IFRS 導入コストはどうか」、『旬刊経理情報』第 1231 号、中央経済社、2009 年 11 月 10 日、34～37 頁

あずさ監査法人、「企業経営に関するトピック解説 2011 年までに IFRS はどう変わる？ 今後の新基準の方向性について」、あずさ監査法人ウェブサイト、2009 年 9 月

、「企業経営に関するトピック解説 保険契約に係る国際財務報告基準の動向」、あずさ監査法人ウェブサイト、2007 年 12 月

五十嵐則夫、『国際会計基準が変える企業経営』、日本経済新聞出版社、2009 年

井上 武、「保険の時価会計とディスクロージャーの強化」、資本市場クォーターリー-2003 春号、野村資本市場研究所、2003 年

企業会計基準委員会、「社内発生開発費の IFRS のもとにおける開示の実態調査」、企業会計基準委員会、2008 年 9 月 22 日

週刊経営財務、「日本電波工業が IFRS 任意適用第 1 号」、『週刊経営財務』2967 号、税務研究会、2010 年、2 頁

週刊東洋経済、「業界別でわかる IFRS 超入門」、『週刊東洋経済』6233 号、東洋経済新聞社、2009 年 11 月 21 日、42～96 頁

千崎滋子、「IFRS の最新動向と日本の対応～IFRS をベースにした経営・財務・経理のあり方～」、『会計・監査ジャーナル』2010 年 6 月号、日本公認会計士協会出版局、2010 年

大和総研、「国際会計基準導入に関するアンケート調査結果」、2010 年 3 月 25 日

東京証券取引所、「国際会計基準 (IFRS) の適用に向けた上場会社アンケート調査結果の概要」、2009 年 10 月 30 日

日本経済団体連合会、「IFRS 適用に向けた取組み状況等に関する調査結果概要」、2009 年 4 月 6 日

日本経済団体連合会企業会計部会・日本公認会計士協会・財務会計基準機構・企業会計基準委員会、「国際会計基準 (IFRS) に関する豪州調査報告」、2009

年 10 月

日本公認会計士協会、「欧州視察報告」、2008 年 9 月

野口教子、「ポイントサービス会計 IFRIC 第 13 号との比較による我が国の現状と課題」、『産業経理』第 69 巻第 3 号、産業経理協会、2009 年、107～121 頁

橋本 尚、「IFRS 導入による企業経営への影響 監査役としての留意点にも触れて」、『監査役』第 569 号、日本監査役協会、2010 年 a、24～32 頁

、 「IFRS 導入が我が国会計プロフェッションに及ぼす影響」、『会計プロフェッション』第 5 号、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究学会、2010 年 b、91～107 頁

藤田 勉、「包括利益重視が日本の成長力を高める」、『旬刊経理情報』第 1245 号、中央経済社、2010 年 4 月 10 日、1 頁

古庄 修、「欧州市場における GAAP 測度と代替的業績測度の共存関係——IFRS 適用化の比較可能性の確保をめぐる論点——」、『産業経理』第 68 巻第 1 号、産業経理協会、2008 年、112～120 頁

都 正二、「企業における IFRS 導入の工程と理解・教育活動について」、『別冊 企業会計 IFRS 導入の論点』、中央経済社、2009 年、278～284 頁

棟田 響、「IFRS 導入による業績評価指標への影響」、『旬刊経理情報』第 1233 号、中央経済社、2009 年 12 月 1 日、40～43 頁

弥永真生、「経済教室：国際会計基準と企業経営 潜在リスクの管理強化を」、日本経済新聞、日本経済新聞社、2010 年 2 月 19 日

柳橋勝人、「負債の網羅性と退職給付会計の改定」、『企業会計』第 62 巻第 1 号、中央経済社、2010 年、106～110 頁

山口 修、「わが国企業年金制度の変革と会計」、『企業会計』第 62 巻第 7 号、中央経済社、2010 年、18～25 頁

山崎敏邦・黒川行治・西川郁生・豊田俊一、「新春座談会 企業会計の国際化とわが国の対応——東京合意を受けた取組みと課題——」、『企業会計』第 60 巻第 1 号、中央経済社、2008 年、17～37 頁

有限責任監査法人トーマツ IFRS アドバイザリーグループ、「特集徹底解説 IFRS 開示」、『旬刊経理情報』第 1232 号、中央経済社、2009 年 11 月 20 日、9 ~ 58 頁

若林公美、『包括利益の実証研究』、中央経済社、2009 年

Accenture, “Preparing for International Financial Reporting Standards: An Opportunity for Finance Transformation,” Accenture, 31 March 2009.

Daske, Holger, and Luzi Hail, and Christian Leuz, and Rodrigo Verdi, “Mandatory IFRS Reporting Around the World: Early Evidence on the Economic Consequence,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 46, No. 5, 2008, pp. 1085-1142.

FASB/IASB, “Financial Statement Presentation, Analyst Field Test Results,” FASB/IASB, 21 September 2009.

Horton, Joanne, and George Serafeim, “Value Relevance of the International Financial Reporting Standards (IFRS): Investigations of the Transitional Documents for UK, Spanish, French and Italian Companies,” *EU Implementation of IFRS and the Fair Value Directive*, 2007, pp.203-222.

ICAEW, “EU Implementation of IFRS and the Fair Value Directive,” ICAEW, 2007.

Moody’s (Trevor Pijper, Monica Merli, David Staples, Eric de Bodard, and Myriam Durand), Summary “Are We Better Off Under IFRS?” Moody’s Investors Service, November 2008.

PwC, “Results of the ‘IFRS Experience Survey’ of G100 Members,” PwC, 2008.

SEC, “Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers,” SEC, 18 November 2008.